
鶴ヶ島市

富士見一丁目遺跡

住宅・都市整備公団鶴ヶ島市富士見地区住宅団地関係
埋蔵文化財発掘調査報告

1998

財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団



遺跡航空写真



北面掘立柱建物跡群

序

埼玉県のはほぼ中央に位置する鶴ヶ島市は、首都圏の広域化にともない急速な都市化が進んでいます。東武東上線若葉駅周辺もそのような計画都市街区の一つで、新期住宅の建設が進んでいます。この度、未着手の街区に住宅・都市整備公団による鶴ヶ島市富士見地区住宅団地の開発が計画されました。

今回の住宅建設地内には遺跡の存在が確認され、その取扱いにつきましては、関係機関が慎重に協議を重ねてまいりましたが、やむを得ず記録保存の措置が講じられることとなりました。当事業団では、埼玉県教育局生涯学習部文化財保護課の調整により、住宅・都市整備公団の委託を受け、富士見一丁目遺跡の発掘調査を実施いたしました。

第二次大戦中、この地は陸軍の坂戸飛行場が設置されていました。もともと、ここではもっぱらグライダーによる操縦訓練などが繰り返され、戦時色の強い光景はあまり見られなかったそうです。その後、開拓団が入植しましたが、牧歌的な光景には近年まで大きな変化がなかったようです。

昭和40年代より住宅・都市整備公団による区画整理が開始され、現在の街区が形成されました。さらに、昭和54年の若葉駅開業で人口の増加が加速され、かつてのすいか畑も今では活気にあふれる街へと変貌を遂げました。

さて、その鶴ヶ島市は、平成3年に市制が施行されるなど、新興の印象が強いところです。しかし、近世に八王子千人同心が利用した日光往還の杉並木など、

有形・無形の文化財が数多く残される歴史と伝統の町でもあります。なかでも、奈良・平安時代におけるこの地域の中心的大規模遺跡として知られる若葉台遺跡群をはじめ、多くの遺跡が知られています。

その一群の遺跡である富士見一丁目遺跡の発掘調査では、旧石器時代や奈良・平安時代について多くの成果を得ることができました。とくに奈良・平安時代の集落跡は掘立柱建物跡を主体としており、堅穴住居跡が多い当時の一般的な集落とはいささか趣を異にしています。今回の調査では集落域をほぼ確認でき、若葉台遺跡群との関連も含め、当時の集落研究に資するところ大であると考えています。

これらの成果をまとめた本書が、埋蔵文化財の保護、学術研究の基礎資料として、また、埋蔵文化財の普及や教育機関の参考資料として、広く活用いただければ幸いです。

最後になりましたが、本書の刊行にあたり、発掘調査から本書の刊行に至るまで、多大な御指導・御協力をいただきました住宅・都市整備公団関東支社をはじめ、埼玉県教育局生涯学習部文化財保護課、鶴ヶ島市教育委員会、ならびに地元関係各位には厚くお礼申し上げます。

平成10年1月

財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団
理事長 荒井 桂

例言

1. 本書は、埼玉県鶴ヶ島市に所在する富士見一丁目遺跡の発掘調査報告書である。
2. 遺跡の略号と代表地番及び発掘調査届に対する指示通知は、以下のとおりである。

富士見一丁目遺跡（FJM1）
鶴ヶ島市富士見一丁目2番3号
平成8年8月7日付け教文第2-66号
3. 発掘調査は、住宅・都市整備公団鶴ヶ島市富士見住宅団地の建設に伴う事前調査であり、埼玉県教育局生涯学習部文化財保護課が調整し、住宅・都市整備公団の委託を受け、財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団が実施した。
4. 本事業は、第1章の組織により実施した。本事業のうち、発掘調査については黒坂禎二、新宅輝久が担当し、平成8年7月1日から平成8年11月30日まで実施した。

整理報告書作成作業は黒坂が担当した。
5. 遺跡の基準点測量、および航空写真撮影は、株式会社大宮測技に、また、旧石器遺物の写真撮影は小川忠博氏に委託した。
6. 発掘調査時の遺構写真撮影は、黒坂、新宅が行った。

遺物の写真撮影は黒坂、野中仁が行った。
7. 出土品の整理及び図版の作成は黒坂が行った。

本書の執筆は、I-1を埼玉県教育局生涯学習部文化財保護課、他を黒坂が行った。
8. 本書の編集は、黒坂があたった。
9. 本書にかかる資料は、平成9年度以降、埼玉県立埋蔵文化財センターが保管する。
10. 本書の作成にあたり、下記の方々よりご教示、ご協力を賜った。記して謝意を表します。（敬称略）

天ヶ嶋 岳 石塚和則 加藤恭朗 北堀彰男
斉藤 稔 鳥羽孜之 長岡聡司 西川 制
早川由利子 宮瀧交一 柳楽 理 渡辺 一

凡例

1. 遺跡全体図におけるX・Yの数値は、国土地理院標準平面直角座標第IX系（原点：北緯36度00分00秒、東経139度50分00秒）に基づく各座標値を示す。

また、各挿図における方位指示は、すべて座標北をあらわす。

2. 調査区内におけるグリッドは、座標値X=-5.90、Y=-37.81を原点とし、10m×10mで設定した。呼称は、方眼の北西隅の枕名称を用い、南方向アルファベット、東方向数値で指数が増加する方法をとった。

3. 本書における遺構の表現は、便宜上、下記の略号で表記した部分がある。

S U…旧石器時代石器集中

S J…竪穴住居跡 S B…掘立柱建物跡

S E…井戸跡 S K…土塋

4. 測量、遺物実測図の縮尺は、原則として以下のとおりである。

遺構 旧石器時代石器集中・竪穴住居跡・
掘立柱建物跡・井戸跡・土塋…1/60

遺物 旧石器時代石器類…4/5

縄文時代土器拓影…1/3

土師器・須恵器・瓦・木器・土製品…1/4

石製品・金属器…1/2

その他、遺跡位置図、周辺地形図、遺跡全体図等は、その都度縮尺率を示した。

5. 個別の遺構測量図におけるドット指示は、原則として以下のとおりである。

●…土師器・須恵器 ○…瓦


▲…土製品 ▲…石製品


☆…金属器

また、旧石器分布図類については個別に凡例を示した。

なお、ドットを結ぶ線は、両端の遺物が接合関係にあることを表している。

6. 測量、および遺物実測図内の網部指示は以下のとおりである。


…ローム層による地山


…被掘乱部

…焼土分布

…粘土分布

…床下掘方の範囲・柱痕

…遺物実測図中の煤附着

…遺物実測図中の墨痕附着

7. 断面測量図中の土層番号は、ローマ数字が遺跡全体に通じる基本土層、算用数字が遺構個別の観察結果を表す。

8. 土師器実測図中に示した矢印は匏削りの方向を表す。また、須恵器実測図中の細線は匏削りの範囲を、矢印は意図的打割の部分を表す。

9. 一覧・観察表中の記載基準は以下の通りである。

◎度量衡

グリッド内測量値…cm単位

標高・遺構計測値…m単位

遺物計測値…cm/g単位

◎土器・土製品の胎土

W…白色粒子 B…黑色粒子

R…赤色粒子 G…灰色粒子

針…白色針状物

◎土器の焼成

A…良好 B…普通 C…不良

◎色調

農林水産省水産技術会議事務所監修「標準土色帳」

1976による

◎その他

()…推定値

残存率…実測部位：% (10の倍数)

10. 文中の引用文献は、(著者 発行年)の順で表現し、参考文献とともに巻末にその一覧を掲載した。

目次

口絵	
序	
例言	
凡例	
目次	
I 調査の概要	1
1. 発掘調査に至るまでの経過	1
2. 発掘調査・報告書作成の経過	2
(1) 発掘調査	2
(2) 整理・報告書作成	2
3. 発掘調査・整理・報告書刊行の組織	3
II 遺跡の立地と環境	4
III 遺跡の概要	11
IV 遺構と遺物	21
1. 旧石器時代の遺構と遺物	21
(1) 概要	21
(2) 石器集中	23
(3) 出土石器	26
(4) 接合資料	28
(5) 母岩別資料	32
2. 奈良・平安時代の遺構と遺物	43
(1) 竪穴住居跡	43
(2) 掘立柱建物跡	76
(3) 井戸跡	111
(4) 土壊・遺構外出土遺物	114
3. 近世以降の遺構と遺物	115
V まとめ	118

挿図目次

第1図 埼玉県内の地形区分(1/700,000)	4
第2図 周辺の主要遺跡(1/80,000)	6
第3図 周辺の地形(1/80,000)	7
第4図 発掘調査区の位置(1/5,000)	12
第5図 遺構確認面の状況(1/800)	13
第6図 基本土層(1/50)	14
第7図 遺跡全測図(1/800)	16
第8図 縄文・弥生時代の遺物	18
第9図 旧石器調査区(1/800)	22
第10図 石器集中1	23
第11図 石器集中2	24
第12図 石器集中3	25
第13図 出土石器(1)	27
第14図 出土石器(2)	29
第15図 出土石器(3)	30
第16図 出土石器(4)	31
第17図 出土石器(5)	32
第18図 接合資料(1)	34

第19图	接合資料(2).....	35	第54图	第6号掘立柱建物跡(2).....	83
第20图	母岩別資料(1).....	37	第55图	第7号掘立柱建物跡.....	84
第21图	母岩別資料(2).....	38	第56图	第8号・第9号掘立柱建物跡(1).....	85
第22图	第1号住居跡.....	43	第57图	第8号・第9号掘立柱建物跡(2).....	86
第23图	第2号住居跡.....	44	第58图	第10号掘立柱建物跡.....	87
第24图	第3号住居跡(1).....	46	第59图	第11号掘立柱建物跡.....	88
第25图	第3号住居跡(2).....	47	第60图	第12号掘立柱建物跡.....	89
第26图	第3号住居跡(3).....	48	第61图	第14号掘立柱建物跡.....	90
第27图	第3号住居跡(4).....	49	第62图	第15号掘立柱建物跡.....	91
第28图	第3号住居跡(5).....	50	第63图	第16号掘立柱建物跡.....	92
第29图	第3号住居跡(6).....	51	第64图	第17号掘立柱建物跡.....	93
第30图	第4号住居跡(1).....	53	第65图	第18号・第19号・第32号掘立柱建物跡.....	95
第31图	第4号住居跡(2).....	54	第66图	第20号掘立柱建物跡.....	96
第32图	第5号住居跡.....	56	第67图	第21号掘立柱建物跡.....	97
第33图	第6号住居跡(1).....	58	第68图	第22号掘立柱建物跡.....	98
第34图	第6号住居跡(2).....	59	第69图	第23号掘立柱建物跡.....	99
第35图	第6号住居跡(3).....	60	第70图	第24号掘立柱建物跡(1).....	100
第36图	第6号住居跡(4).....	62	第71图	第24号掘立柱建物跡(2).....	101
第37图	第6号住居跡(5).....	63	第72图	第25号掘立柱建物跡.....	102
第38图	第7号住居跡(1).....	64	第73图	第26号掘立柱建物跡.....	103
第39图	第7号住居跡(2).....	65	第74图	第30号掘立柱建物跡.....	105
第40图	第8号住居跡.....	67	第75图	第27号・第28号・第29号掘立柱建物跡(1)	106
第41图	第9号住居跡(1).....	68	第76图	第27号・第28号・第29号掘立柱建物跡(2)	107
第42图	第9号住居跡(2).....	69	第77图	第31号掘立柱建物跡(1).....	109
第43图	第10号住居跡.....	70	第78图	第31号掘立柱建物跡(2).....	110
第44图	第11号住居跡.....	71	第79图	第33号掘立柱建物跡.....	110
第45图	第12号住居跡.....	72	第80图	第34号掘立柱建物跡.....	110
第46图	第13号住居跡.....	73	第81图	第1号・第2号井戸跡.....	112
第47图	第14号住居跡.....	75	第82图	第3号・第4号・第5号井戸跡.....	113
第48图	第1号掘立柱建物跡.....	76	第83图	土壌・遺構外出土遺物.....	114
第49图	第2号掘立柱建物跡.....	77	第84图	土壌(1).....	116
第50图	第3号掘立柱建物跡.....	78	第85图	土壌(2).....	117
第51图	第4号掘立柱建物跡.....	80			
第52图	第5号掘立柱建物跡.....	81			
第53图	第6号掘立柱建物跡(1).....	82			

表 目 次

第1表	竪穴住居跡一覽表	18	第19表	第10号住居跡出土遺物觀察表	71
第2表	掘立柱建物跡一覽表	19	第20表	第11号住居跡出土遺物觀察表	71
第3表	井戸跡一覽表	19	第21表	第12号住居跡出土遺物觀察表	72
第4表	土塋一覽表	20	第22表	第13号住居跡出土遺物觀察表	73
第5表	出土石器觀察表(1)	39	第23表	第14号住居跡出土遺物觀察表	74
第6表	出土石器觀察表(2)	40	第24表	第1号掘立柱建物跡出土遺物觀察表	77
第7表	出土石器觀察表(3)	41	第25表	第6号掘立柱建物跡出土遺物觀察表	80
第8表	出土石器觀察表(4)	42	第26表	第8号掘立柱建物跡出土遺物觀察表	83
第9表	第1号住居跡出土遺物觀察表	43	第27表	第24号掘立柱建物跡出土遺物觀察表	101
第10表	第2号住居跡出土遺物觀察表	44	第28表	第26号掘立柱建物跡出土遺物觀察表	104
第11表	第3号住居跡出土遺物觀察表(1)	49	第29表	第27号掘立柱建物跡出土遺物觀察表	104
第12表	第3号住居跡出土遺物觀察表(2)	52	第30表	第31号掘立柱建物跡出土遺物觀察表	108
第13表	第4号住居跡出土遺物觀察表	55	第31表	第1号井戸跡出土遺物觀察表	111
第14表	第5号住居跡出土遺物觀察表	55	第32表	第2号井戸跡出土遺物觀察表	111
第15表	第6号住居跡出土遺物觀察表	61	第33表	第4号井戸跡出土遺物觀察表	114
第16表	第7号住居跡出土遺物觀察表	66	第34表	第5号井戸跡出土遺物觀察表	114
第17表	第8号住居跡出土遺物觀察表	66	第35表	土塋・遺構外出土遺物觀察表	114
第18表	第9号住居跡出土遺物觀察表	69			

図 版 目 次

□ 絵	遺跡航空写真、北面掘立柱建物跡群	図版 8	第1号住居跡、第1号住居跡床下
図版 1	航空写真(南西から)、航空写真(南から)		第2号住居跡、第2号住居跡床下
図版 2	大型住居跡群、北面掘立柱建物跡群		第3号住居跡紡錘車出土状況
図版 3	F区遺構群(北東調査区)、埋没谷		第3号住居跡不明土製品出土状況
図版 4	石器集中 1		第3号住居跡カマド周辺
図版 5	石器集中 2		第4号住居跡帯金具出土状況
図版 6	石器集中 3	図版 9	第4号住居跡、第4号住居跡床下
図版 7	第3号住居跡、第3号住居跡床下	図版 10	第5号住居跡、第5号住居跡床下

- 図版11 第6号住居跡、第6号住居跡床下
- 図版12 第6号住居跡遺物出土状況
第6号住居跡不明土製品出土状況
第6号住居跡須恵器坏出土状況
第6号住居跡土師器坏出土状況
- 図版13 第7号住居跡、第7号住居跡床下
- 図版14 第8号住居跡、第9号住居跡
- 図版15 第10号住居跡、第8号住居跡床下
第9号住居跡床下、第10号住居跡床下
第11号住居跡
- 図版16 第12号住居跡、第13号住居跡
- 図版17 第14号住居跡、第12号住居跡遺物出土状況
第13号住居跡床下、第14号住居跡床下
第14号住居跡遺物出土状況
- 図版18 第1号掘立柱建物跡、第2号掘立柱建物跡
- 図版19 第3号掘立柱建物跡、第4号掘立柱建物跡
- 図版20 第5号掘立柱建物跡、第6号掘立柱建物跡
- 図版21 第7号掘立柱建物跡、第8号掘立柱建物跡
- 図版22 第9号掘立柱建物跡、第10号掘立柱建物跡
- 図版23 第14号掘立柱建物跡、第15号掘立柱建物跡
- 図版24 第16号掘立柱建物跡、第17号掘立柱建物跡
- 図版25 第18・19・32号掘立柱建物跡
第20号掘立柱建物跡
- 図版26 第21号掘立柱建物跡、第22号掘立柱建物跡
- 図版27 第24号掘立柱建物跡、第26号掘立柱建物跡
- 図版28 第27・28・29号掘立柱建物跡
第31号掘立柱建物跡
- 図版29 D区掘立柱建物跡、第11号掘立柱建物跡
第12号掘立柱建物跡、第23号掘立柱建物跡
第24号掘立柱建物跡遺物出土状況
第25号掘立柱建物跡、第30号掘立柱建物跡
第33号掘立柱建物跡
- 図版30 第1号井戸跡、第1号井戸跡遺物出土状況
第2号井戸跡、第2号井戸跡遺物出土状況
第3号井戸跡、第4号井戸跡
第5号井戸跡、第2号土塙
- 図版31 第3号土塙、第4号土塙、第6号土塙
第9号土塙、第10号土塙、第11号土塙
第12号土塙、第13号土塙
- 図版32 第14号土塙、第15号土塙、第16号土塙
第17号土塙、第19号土塙、第20号土塙
第21号土塙、第22号土塙
- 図版33 第23号土塙、第24号土塙、第25・26号土塙
第27号土塙、第28号土塙、第29号土塙
第30号土塙、第31号土塙
- 図版34 第32号土塙、第33号土塙、第34号土塙
第35号土塙、第36号土塙、第37号土塙
第39号土塙、第40号土塙
- 図版35 第41号土塙、第42号土塙、第43・44号土塙
第45号土塙、第46号土塙、第47号土塙
第48号土塙、第49号土塙
- 図版36 ナイフ形石器(表)、同(裏)
- 図版37 彫器・搔器・削器・細石刃(表)、同(裏)
- 図版38 使用痕ある剥片・剥片(表)、同(裏)
- 図版39 剥片(表)、同(裏)
- 図版40 石核・細石核、接合資料
- 図版41 第3号住居跡出土遺物
- 図版42 第3号住居跡出土遺物
第6号住居跡出土遺物
- 図版43 第6号住居跡出土遺物
- 図版44 第6号住居跡出土遺物
第7号住居跡出土遺物
第8号住居跡出土遺物
第10号住居跡出土遺物
第12号住居跡出土遺物
第31号掘立柱建物跡出土遺物
- 図版45 第31号掘立柱建物跡出土遺物
第1号井戸跡出土遺物
第2号井戸跡出土遺物
第4号井戸跡出土遺物、帯金具、瓦
砥石・土錘、縄文土器・磨製石鍬
- 図版46 出土鉄器、同X線写真

I 調査の概要

1. 発掘調査に至るまでの経過

埼玉県は、人口増加の傾向が顕著であり、今後も各地で都市化の進行が予想される。そのため本県では、「環境優先・生活重視」と「埼玉の新しい92(くにづくり)」を県政の基本理念とし、総合的な住宅・都市政策の推進を図っている。

県教育局生涯学習部文化財保護課では、こうした開発事業地に所在する埋蔵文化財の保護について、日頃関係各局と協議を重ね、また定期的な調整会議をもって、文化財保護と開発事業との調整を図っているところである。

鶴ヶ島市富士見地区住宅建設事業予定地における埋蔵文化財の所在及び取扱いについては、住宅・都市整備公団関東支社社長から埼玉県教育局生涯学習部文化財保護課長あて、平成7年12月4日付け文書により照会があった。

これに対し、文化財保護課は、平成8年2月8・9日に現地において試掘調査を実施した。その結果、新たに埋蔵文化財の所在が確認されたため、「富士見一丁目遺跡(遺跡番号31-146)」の名称で登録し、平成8年2月23日付け教文第1213号「鶴ヶ島市富士見地区住宅団地建設事業予定地内における埋蔵文化財の所在及びその取扱いについて」で、住宅・都市整備公団関東支社社長あて次のように回答した。

1 埋蔵文化財の所在

事業地内には、次の埋蔵文化財包蔵地が所在する。

名称	富士見一丁目遺跡(31-146)
種別	集落跡
時代	平安
所在地	鶴ヶ島市富士見一丁目

2 取扱いについて

上記の埋蔵文化財包蔵地は、現状保存することが望ましいが、事業計画上、やむを得ず現状を変更する場合には、文化財保護法第57条の3の規定に基づき、事前に文化庁長官あて発掘通知を提出し、記録保存のための発掘調査を実施すること。

発掘調査については、実施期間である財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団と道路建設課、文化財保護課の三者により、調査方法、期間、経費等の問題を中心に調整された。その結果、平成8年7月1日から同年10月31日の期間で発掘調査を実施することで協議が整い、その旨を関係各機関あて通知した。

発掘調査の実施に先立ち、埼玉県知事から文化財保護法第57条の3第1項の規定に基づく埋蔵文化財発掘通知が、また財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団から、同法第57条第1項による埋蔵文化財発掘調査届が提出された。

発掘調査届に対する指示通知番号は、平成8年8月7日付け教文2-66号である。

(文化財保護課)

2. 発掘調査・報告書作成の経過

(1)発掘調査

平成8年7月

6月中に開始した段取りのもと、事務所の設置と器材の搬入を行う。あわせて、重機による表土掘削をF街区より開始する。

ちなみに、この街区名称は、諸事務連絡を円滑に行うため、委託元である住宅・都市整備公団関東支社が設定したものをを用いた。実際の調査区はD・F・G・Hの4街区であり、アルファベットの順位が調査区数や着手順位を表すものではない。

重機による表土掘削は、本格的にこれを行う前に、事務所用地決定の都合上、F街区北方で数本のトレンチを設定し、遺跡北方の限界を確定した。重機による作業は、その後、D街区からG街区へと移行し、第1次の工程を終了した。

これに対し、補助員を含めた人力による遺構精査は、表土削除におおよその目安が立った中旬より開始した。工程は、重機を追うようにF→D→G街区の順で進めることに決定し、遺構確認に着手した。

その結果、掘立柱建物跡を中心として遺構は相当数にのぼり、その広がりも、当初予定していたD・F・Gの3街区にとどまらず、他にもその可能性があること、G街区で相当数の旧石器が散乱していることを関係各方面に伝えた。

同年8月

引き続きF街区の精査を行うとともに、D街区の精査を完結させ、G街区北半に着手する。

また、遺構精査と並行し、県文化財保護課の試掘が周辺街区で実施された。結果、遺構・遺物の広がりも、H街区にも及ぶことが判明し、調査対象に加えるとともに、作業期間を1ヶ月延長する調整も整った。

これを受け、再度重機による表土掘削をH街区に実施し、竪穴住居跡を検出するとともに、2箇所旧石器集中区を発見した。

同年9月

G街区の調査を続行する。街区南半は、区画整理による削平も及ばなかったため、遺構も深く、煙道の残るカマドも検出できた。

G街区における古代遺構の精査は、後半にはおおよその目安がついた。次に、H街区に古代の遺構を残すものの、人員の分散をさけるため、G街区の旧石器分布調査に着手した。

同年10月

H街区の古代遺構を完掘するとともに、遺跡航空写真を撮影した。直後より、旧石器時代遺構の精査に本格的に着手した。

同年11月

旧石器関連の精査を終了する。また、これまで街路との緩衝帯として残した地区のうち、遺構のさしかかる部分を拡張し、追加精査した。そして下旬、全ての精査を終了、事務所撤去を行い調査を完了した。

(2)整理・報告書作成

平成9年4月

初旬より図面・写真整理、遺物注記から復元に着手する。後半よりは、古代遺物の実測を開始する。

同年5月

4月からの作業を継続するとともに、旧石器遺物の実測・トレース作業に入る。

同年6月

引き続き実測作業を行い、遺物写真撮影、版下作成のためのトレース他の作業を実施する。そして、下旬には各種版下の作成を完了する。

同年7月

完成した版下をもとに、割付、原稿執筆を行う。そののち、入稿、印刷を経て報告書刊行に至る。

3. 発掘調査・整理・報告書刊行の組織

主体者 財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団

(1) 発掘調査 (平成8年度)

理事長 荒井 桂
 副理事長 富田 真也
 専務理事 吉川 國男
 常務理事
 兼管理部長 稲葉 文夫
 理事兼調査部長 小川 良祐

管理部

庶務課長 依田 透
 主査 西沢 信行
 主任 長滝 美智子
 主事 菊池 久
 専門調査員
 兼経理課長 関野 栄一
 主任 江田 和美
 主任 福田 昭美
 主任 腰塚 雄二

調査部

調査部副部長 高橋 一夫
 調査第一課長 坂野 和信
 主任調査員 黒坂 禎二
 調査員 新宅 輝久

(2) 整理事業 (平成9年度)

理事長 荒井 桂
 副理事長 富田 真也
 専務理事 塩野 博
 常務理事
 兼管理部長 稲葉 文夫
 理事兼調査部長 梅沢 太久夫

管理部

庶務課長 依田 透
 主査 西沢 信行
 主任 長滝 美智子
 主任 腰塚 雄二
 専門調査員
 兼経理課長 関野 栄一
 主任 江田 和美
 主任 福田 昭美
 主任 菊池 久

資料部

資料部長 谷井 彪
 主幹兼
 資料部副部長 小久保 徹
 専門調査員兼
 資料整理第一課長 坂野 和信
 主任調査員 黒坂 禎二

II 遺跡の立地と環境

地形的環境

富士見一丁目は、東武東上線若葉駅の東200mに位置する。周辺は区画整理が施され、高層住宅が林立する、都市化の進んだ地域である。

この街区が立地する通称入間・坂戸台地は、ともに外秩父山地を源とする越辺川と入間川に挟まれた地域をさしている。北は凝灰岩質の比企丘陵を望み、南は高位の武蔵野台地と対面し、台地を囲する河川が目指す北東には越辺川をはじめとする流域河川が形成した広大な荒川低地帯が広がっている。

この台地は、南に広がる武蔵野台地と対面しつつ、扇状地形を残している。これは、太古、外秩父山地を越えた古荒川が扇形を形成し、その後、入間・高麗川などにより現在の傾斜が作出されたものである。

この経緯を反映するかのように、傾斜は扇頂部にあたる日高・飯能地区より北東の坂戸・鶴ヶ島地区に向かい、緩やかに移行している。そして、その傾斜も扇端ほどに減じ、一部に低台地を残しつつ、5m内外の

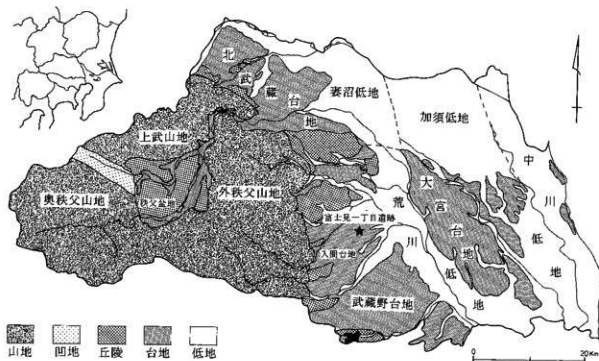
崖線を境に荒川低地帯へといたる。

台地内にはいくつかの河川が形成されているが、すべてこの扇状地形に沿った方向性を持っている。これらの流域相は大きく三種に分けられる。一つは台地を画する両河川と並ぶほどの氾濫源を形成しつつ越辺川に注ぐ高麗川である。河川の規模に影響されてか、高麗・越辺川に挟まれた通称毛呂山台地は、起伏多く、複雑な地形を形成している。また、台地を形成する地層も一般的に粘質が強い。

もう一つは外秩父山地の残丘である加治丘陵周辺に複数に及ぶ山地性の源を持ち、これらを統合しつつ台地を開析する小畔川である。その下流ではいくつかの開析小谷を取り込み、沖積地を従えつつ荒川低地帯に注ぎこむ。

右岸にあたる鶴ヶ島市鶴ヶ丘付近では台地との比高差が10m近くに及ぶ箇所もあり、同川がもたらした浸食作用の強さを物語っている。逆に、左岸にあたり、入間川とに挟まれた通称飯能台地は、低位の台地が北

第1図 埼玉県の地形区分(1/700,000)



西に向かって細長く展開している。

さらに、鶴ヶ島市南西部に分布し扇端湧水を水源とするいくつかの小河川がある。大谷川や飯盛川がこれにあたるが、これらは別個の流路過程をとり、荒川低地帯や越辺川氾濫源にいたる。

これらの総延長は極端に短く、流域沖積地の形成も発達していない。また、周辺への影響もなく、付近は平坦で水はけのよい台地が広がっている。

遺跡は、扇状地形の北東中央、第三に分類できる大谷川に比較的近い、標高約32m前後を測るこの周辺は、同川の総延長のなかでは中流域にあたり、「ざーざー川」の別称のように、程々の水量がある。

だが、現状では、同川が開析した小谷まで400mもの隔たりがあり、遺跡の選択基準や生産の基盤が直接に同川を換り所としていたとは言いがたい。

しかし、本遺跡の調査では、現況では想像もつかなかった沖積埋没谷を発見した。この谷は、単なる台地中に形成された窪地ではなく、流水を伴った可能性が強いことが、いくつかの状況から指摘できる。往時の水源は推し量る術を知らないが、その行き着く先はやはり大谷川であったと考えられる。

3箇所が発出できた旧石器時代の石器集中は、この埋没谷に寄り添うように分布している。その点では、支谷ではあるが、大谷川を生活の拠り所としていたと表現できるだろう。

これに対し、本遺跡が最大の隆盛を誇った奈良・平安時代には、この谷は埋没しきり、遺構群が旧谷の部分にまで進出してきた。このことから、当時は若干の傾斜を残すのみで、日の目を見る流水は望むべくもなかったろう。

だが、調査された井戸跡には都市化の進んだ現在でも地下伏流水がわかり、往時としては十分な水量が確保できたと考えられる。400mという距離のとらえ方次第だが、本遺跡における奈良・平安時代の集落は、河川との関わりなく、豊富な地下水を頼りに別の基準で台地中に選地されたものと解したい。

周辺の旧石器時代遺跡

前述したとおり、本遺跡の調査では旧石器時代の石器集中と、奈良・平安時代の遺構群が発出できている。ここでの周辺遺跡紹介は、本遺跡の主体となる二時代を対象を絞り、まず、周辺の旧石器時代関連遺跡について概観しておきたい。

とはいうものの、本遺跡の至近では旧石器遺跡の報告例はない。最も近い報告例は南西に3kmを隔てた横田遺跡(田中1995)を中心とする遺跡群である。

この周辺は大谷川の最上流域にあたり、扇端湧水が清水を湧出させている。流水による開析作用はさほど及ばず、沖積地との比高差がほとんどない低台地がこの界隈に広がっている。

その縁辺に5箇所の遺跡が点在しているが、北から柳戸(西井1995)、横田、向山(西井同)、青瀬(西井同)、新山(西井同)と、直線状に分布が連なる。

だが、これは首都圏中央連絡自動車道建設に先立つ事前調査がこの地に集中したためであり、この並びが暗示する分布論的な意味はない。また、路線にかかる密度からすると、周辺にはかなり濃密に同時代の遺跡群が分布していると考えられる。

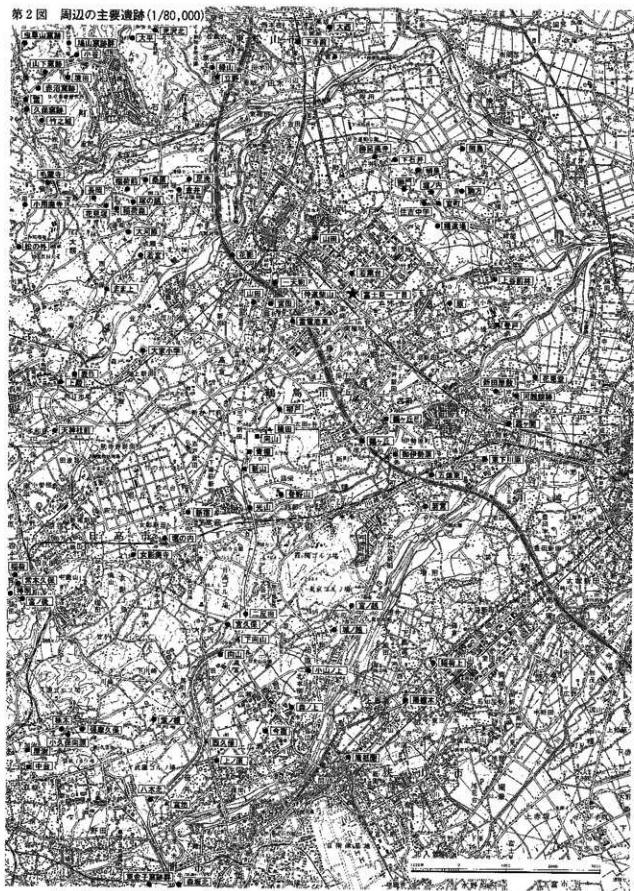
このうち、柳戸、横田、新山の3遺跡では細石刃文化期の石器集中が発出されており、若干ではあるが他遺跡でもこの期の遺物が出土している。それまで、全くの空白地であったこの地域が一躍注目を集める契機となった石器群でもある。

横田遺跡では他にも、尖頭石器群の製作跡、「IV層下位」ナイフ形石器群や、これに伴う群葬なども検出されている。細石器と尖頭器の石材は、黒曜石がもっぱらで、同じ黒曜石を使用した小型ナイフ形石器が本遺跡と類似する。逆に、大型のナイフ形石器は安山岩などの他石材を使用するものが多い。

加えて、これら遺跡群では、周辺ではあまり出土を見ない縄文時代草創期や早期の前業・中業の遺物も多く出土しており、継続した立地選択の好みを推し量ることができる。

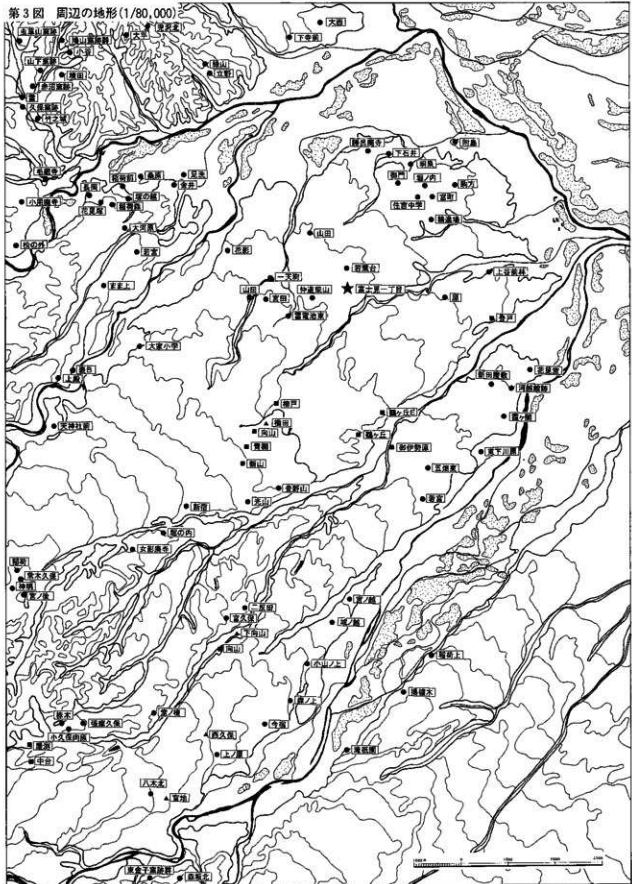
この他、同じ様な距離ながら、南に目を向けると、

第2図 周辺の主要遺跡(1/80,000)



■…旧石器時代の遺跡 ●…奈良・平安時代の遺跡 ▲…旧石器、奈良・平安時代の遺跡

第3図 周辺の地形(1/80,000)



■…旧石器時代の遺跡 ●…奈良・平安時代の遺跡 ▲…旧石器、奈良・平安時代の遺跡

小畔川左岸に立地する鶴ヶ島市鶴ヶ丘遺跡群(谷井1976、岩瀬1985)と、右岸の川越市御伊勢原遺跡(立石1989)が対面するように立地している。集中区の検出は、前者で計4箇所、後者は古墳時代の堅穴住居跡に混在した資料である。

これらはナイフ形石器を主体とする遺跡群で、良好な縦長剥片とともに、大半が黒曜石製の大型ナイフ形石器が出土している。こちらでは、細石刃文化期の遺物は出土しておらず、横田遺跡周辺のような縄文時代早期までの継続性は見られない。

転じて、横田群と同じような時代選択の傾向は、同遺跡からさらに南に3kmほどを隔てた日高市向山遺跡(田中1995)で見ることができる。至近に位置する下向山遺跡(岡本1993)とともに、細石刃文化期の黒曜石製遺物が出土している。また、前者では「IV層下位」のナイフ形石器の集中区も検出されている。

そしてさらに、南西に及ぶとチャート製ナイフ形石器群の単相遺跡が展開する。狭山市西久保遺跡(西井1995)では、3,000点を超えるナイフ形石器群を擁する11箇所の石器集中が調査された。

これらは「IV層下位」と「砂川期」を指標とする二期にわたって形成されているが、素材をふんだんに使った大型のナイフ形石器が特徴的である。また、同様な石器相は飯能市屋淵遺跡でも認められ、「砂川期」のチャート製大型ナイフ形石器を擁する石器集中区が検出されている。

このように、入間・坂戸台地内の旧石器遺跡は、横田・日高向山群のような細石刃文化期の存在と縄文への継続性、鶴ヶ島群のような黒曜石製大型ナイフ形石器、西久保群のようなチャート製大型ナイフ形石器など、各小地域で石器相の存否や石材、大きさなどに独自の偏差を持ちながら、南北間での漸移的な傾斜を垣間見ることができる。

黒曜石・チャート間の南北による偏差は、細石刃石器群の技術に起因する石材の制約を斟酌しなくとも、ナイフ形石器群をもとに裏付けできる。これは、チャートを産する小畔川と入間川がもたらす水系間の問題も

影響してこよう。また、ナイフ形石器の大小、細石刃石器群の出現頻度なども、北方ほどに小型化、増加する傾向が読みとれる。

このように、調査例は少ないながらも、入間台地内の旧石器は南北偏差を示唆しうる要素を内包している。また、各地の分布密度から、今後の資料増加への期待ももてる。

これに対し、本遺跡より北方では、入間・坂戸台地内のみならず、東松山市域をも含め、旧石器時代の報告例はない。本遺跡は入間・坂戸台地での調査報告例の最北にあたる上、南方遺跡群での傾向を支持するような石器相が見取れる。これがより北方の傾向を暗示するのか、はたまた、本遺跡の独自性を取り違えたものなのか、検討が必要となるだろう。

周辺の奈良・平安時代遺跡

縄文時代以降、本遺跡は同時代の二時期と弥生時代に僅かな痕跡が残されたのみで、古墳時代では全くの空白期に入る。次に繁栄がもたらされるのは奈良・平安時代である。

この期における周辺の遺跡については(昼間1991)、(富田1992、1994)などに詳しい。この中で、富田は旧入間・高麗郡の同時代遺跡の立地と展開について、いくつかの地理的まとまりを単位に解説している。

本遺跡の立地する入間・坂戸台地の北東部についてみれば、古墳時代からの伝統的集落展開をさらに発展させる越辺川沿岸の坂戸市入西周辺の遺跡群と、同様ながらより権力構造が反映されている台地先端の同市勝呂庵寺周辺の遺跡群、古墳時代よりの継続性を認めるが古代にいたり飛躍的な発展を見せる入間川沿岸の川越市霞ヶ関周辺の遺跡群、そして、古代に至って忽然と現れる台地中の坂戸・鶴ヶ島両市にまたがる若葉台周辺の遺跡群という集落群の立地と形成過程の偏差が指摘されている。

地理的なまとまりからみれば、本遺跡は最後者の若葉台群に属することになり、時間的な盛衰から見た調査の成果もこれと矛盾するものではない。

これに加え、後述するが、本遺跡の奈良・平安時代遺構群は、堅穴住居跡の検出数よりも掘立柱建物跡のそれが多いことに特徴の一つがある。このような遺構種別の比率は近隣の他集落では見あたらず、斉藤が若葉台遺跡群の性格を物語るときに再三指摘しているところでもある(斉藤1994他)。

特に、本遺跡は若葉台遺跡群の真南、かつ指呼の間柄にあり、集落の盛衰は同遺跡群の継続期の中で終始している。もはや有機的関連どころではなく、直接の関係のもとに成立したと考えざるを得ない。

若葉台遺跡群は、1995年現在住居跡267軒、掘立柱建物跡226棟を上回る数が調査・報告されている(加藤1995、斉藤他1984他)。この遺構比率のみならず、3間4間の身舎に四面庇を加えた建物跡や、桁行き5間梁行き3間を超える長大な掘立柱建物跡の普遍的な存在など、一般の集落とは異なった遺構の存在も古くから明らかとなっている。

遺物もこれを裏付けるかのように、奈良三彩壺、和同開珎、各種の硯、帯金具、銅鈴、銅線など多彩ものが出土している。

同遺跡群は、本遺跡以上に水稻耕作の母胎となる低湿地からかけはなれた台地の内部に立地する。このことから、政治的・計画的な集落地の選択を示唆する向きも多い。

特に、他を寄せ付けぬ孤高を守りつつ、遺跡の北西部に整然と配置された長大な大型建物群を拠り所として、調査初期から入間郡衙や豪族の居館、官人の居宅説など、大規模集落跡の性格をめぐる様々な論議がなされている(斉藤・加藤他1983他)。

その他、富田によって同じ地理的集団に位置づけられた遺跡は、この方面の視点で見ると若干異なる様相を示している。主として本遺跡の北西から西方に広がるこれらの遺跡は、仲道柴山遺跡(斉藤1995)を除き、狭いながらも水田可耕地の至近に位置している。

また、検出できた遺構群も、堅穴住居跡が主体で、あわせて検出できた掘立柱建物跡の規格は3間2間の一般的なものが大勢を占める。遺構の配置には計画的

な規格や、遺地の固定化による必然の累積を示唆するようなものではなく、各遺構の軸方位も確たる目安を見て取れない。

そのような中で、山田遺跡では奈良三彩の香炉が、また、脚折遺跡群の中一天狗遺跡では漆絵文書などが出土している。この周辺における生活次元の高さを暗示するかのようである。

これに対し、北西方向4kmを隔てた越辺川沿岸の遺跡群では、区画整理に伴い大規模な調査が及んでいる。低台地に立地する稲荷前遺跡(富田1992)・金井遺跡(昼間1989)などをはじめとして、莫大な数の堅穴住居跡が調査され、平面図などが出土している。

この中で、稲荷前遺跡のA区と、塚の越遺跡(昼間1991)では、南にむかって開口する「コ」の字配置ともとれる掘立柱建物跡群と、その内部に配置された複数に及ぶ大型の堅穴住居跡や、井戸跡があわせて調査されている。両遺構群は、台地の上下に約200m程度の隔たりしか持たずに発見されている。富田によれば、塚の越例がやや先出する傾向があるものの、共存の可能性も否定しきれないという。

鳥羽は北武蔵におけるこのような掘立柱建物跡配置について、郷家などの関連で論じている(鳥羽1987)。ここで集成された遺跡例の中で、大型住居跡や井戸跡との共存関係が明確に彷彿でき、北面に長大な東西棟を配置する規格を示唆するものは、この二遺跡のみであり、本遺跡の遺構配置にも通じるものである。

一方、入間部内でも屈指の古墳群を残す入間・坂戸台地端部の遺跡群は、勝呂廃寺を象徴とするような継続性と遺跡分布の濃密性を兼ね備えている。

同廃寺は、台地縁辺に分布する古墳群を維持した在地勢力を背景に、7世紀の後半に創建されたことされる(高橋1982)。近隣では7世紀代(加藤1981)や、8世紀代の集落(加藤・北堀・柳楽1989)が検出されており、荒川低地帯を対象とした継続的な生業基盤の維持が私的権力の自生と継続を支えていたと考えられる。

南には椋師の石製鋳や「路家」と印された墨書土器が出土した宮町遺跡(大谷1991)などがある。もっとも、

台地先端の低台地に立地する附島遺跡(加藤他1987)とは対照的に、この付近では、一部で小谷が湾入するものの、広大で安定した可耕地の確保を望めない。この点では、隣接する吉吉中学校遺跡(加藤・北堀・柳楽1987)などを含め、勝呂庵寺周辺と異なる生業形態を基盤とする集団の存在を億測させる。

これまでの調査では、遺構比率に特殊性を見ることはできないが、宮町遺跡で掘立柱建物跡の集中する地区が発見されている。周辺の調査が進めば、あるいは若葉台遺跡群と同じような規格性を持つ建物跡の展開が望めるかも知れない。

さらに、近年、新発見が相次いでいるのが入間川左岸の遺跡群である。霞ヶ関遺跡以東の入間・小畔両川に挟まれた通称飯能台地先端の遺跡群は、調査の密度が増すにつれ間断なく、それも濃密に遺構が展開することが判明しつつある。

この中で、霞ヶ関遺跡では、溝や柵列あるいは塀に区画された長大な桁行きをもつ複数の掘立柱建物跡が調査された(長岡1996)。これらは一部で重複するが、共通した軸方位を基準としているため、一連の目的のもとに構築されたこととれる。

掘立柱建物跡の掘方内よりは、「入厨」と印された9世紀初頭の墨書土器2点などが発見されている。以前より想定されていた(酒井1987)ところではあるが、一部8間以上を数える長大な掘立柱建物跡と、この遺物の出土によって、平安時代における入間郡衙の最有力地に躍り出ることになった。

また、入間川を渡ること2.5kmに位置する八幡前・若宮遺跡では、「髯長」と墨書された9世紀後半の土師器が粘土採掘坑より出土している(埼玉県教育委員会1994)。時代はやや降るものの、前述した宮町遺跡出土の墨書土器とあわせ、8世紀代に機能した東山道武蔵路の経路や入間川渡河に関わる駅家を彷彿させる遺物の出土として注目された。

ところが、この城の集落跡は細かな調査がもつばらで、全体の遺構配置関係が不明な例が多い。この中で、霞ヶ関・若宮両遺跡の中間に位置する東下川原遺跡

(早川1995)では8世紀初頭から9世紀後半まで継続した集落が営まれている。だが、掘立柱建物跡は1棟も検出されていない。

これのみで入間川左岸の全てを推し量るわけにはいかないが、近隣の五畑東(小泉1994)、花見堂遺跡(田中1996)でもこの傾向に大差なく、さきにふれた霞ヶ関遺跡の一部を除けば、堅穴住居跡を中心とする遺跡の基本構造は変化しないようである。

ひるがえり、越辺川を越えたさらに北には南比企窯跡群が展開している(渡辺・竹野谷1988他)。製品の供給先は広範に及び、陸水いずれの運搬であれ、搬出の主経路にほど近い入間・坂戸台地の遺跡群では、須恵器のほとんどを同窯跡群産によっている。

以上、入間・坂戸台地北東部の遺跡群を概観したが、地域的なまとまりの中にも幾分の偏差が認められた。本遺跡を含む地区群では、遺構比率に両極を見ることも可能である。

しかし、それにも増してこの地区群の旨とするものは、台地中など、旧来の利害とは無縁と思われる空白地に巨大な集落が展開することである。これは、養老二年の高麗建部以降の日高・飯能地区における遺跡形成過程に共通している。

もともと、若葉台地区群の発生は地理的な点からも単純に新参高麗の成立に帰するわけにはいかない。たしかに『新編武蔵風土記稿』や明治18年陸軍迅速図による高麗・入間郡界は、地区群を分析するように印されている。しかし、時を重ねた郡界のうつろいは、霞ヶ関遺跡の「入厨」墨書で証明されつつある。

にわかな台地中への展開は、在来の飛躍か、新参のゆさぶりか、はたまた高麗郡を設けた次元の意志がこの小地区に割って入ったものなのか。鍵を握るのはやはり多大な調査成果を誇り、地区遺跡群の盟主的存在と目される若葉台遺跡群の構造把握だろう。

また、同遺跡群と密接な関わりを持つと考えられる本遺跡も、この疑問をひもとく手がかりであることに間違いない。

Ⅲ 遺跡の概要

試掘調査と調査区の設定

富士見一丁目遺跡の発掘調査は、住宅・都市整備公団関東支社による住宅開発に先立ち行われた。事業の範囲は、東武東上線若葉駅北東の約45,000㎡に及ぶ。第4図に示したように、この範囲を対象に埼玉県教育庁生涯学習部文化財保護課による試掘調査が事前に行われている。

事業対象地の北にはわずか150mの間隙を置くのみで、奈良・平安時代の大規模集落跡である若葉台遺跡群の既調査区がある。当然、その広がりも事業地内にと及ぶと予想された。

しかし、対象地内に約60本のトレンチを設定し、遺構・遺物の有無を確認したところ、その気配はなく、むしろ若葉台遺跡群とは反対の南のはずれに同時代・同趣旨の遺構が散在するのが発見された。

その結果を受け、当事業団による今回の調査範囲が決定された。また、発掘調査に先立ち、調査区の北方と西方については特に入念な確認作業を実施し、範囲限界を決定した。

県道川越・坂戸・毛呂山線下の憂いかわ干残るが、このような経緯から、富士見一丁目は若葉台遺跡群とは別個の集落であり、今回の調査ではほぼ全ての遺構を調査しつくしたと考えられる。

遺構確認面の状況

遺跡の周辺は昭和40年代に区画整理が施行され、大規模な造成が行われている。第5図には調査区内での遺構確認面の状況を示したが、造成は調査区全体の中央から影響を残しはじめ、北部に至るほどに削平の度合いが強くなる。

今調査の北限では、表土の直下に基本第V層第2黒色帯までが露出する有様であった。この周辺は戦中陸軍坂戸飛行場であった経験もあり、元来起伏のない平坦な土地であったと思われる。

だが、掘削の水準はほぼ同じ高さであるにもかかわらず

らず、露出土層の変化することから考えると、調査範囲では本来北方に上昇する微妙な緩傾斜があったものと推察できる。このことを考慮すると、掘り込みの浅い遺構が造成によって破壊し尽くされている可能性も出てくる。

これは、前述の遺跡範囲の限界と矛盾するともとれる。だが、後述するように、調査区北端に発見された掘立柱建物跡の性格と配置を考慮すれば、その率は極めて低いと判断できるだろう。

基本土層と埋没谷

このように、北方では大規模な造成の影響を被っている調査区も、現地表の傾斜とは裏腹に、南に行くに従い本来の土層堆積が観察できるようになる。南に向かう緩傾斜はG・H街区の南半で急激に落ち込み、谷部へと至る。

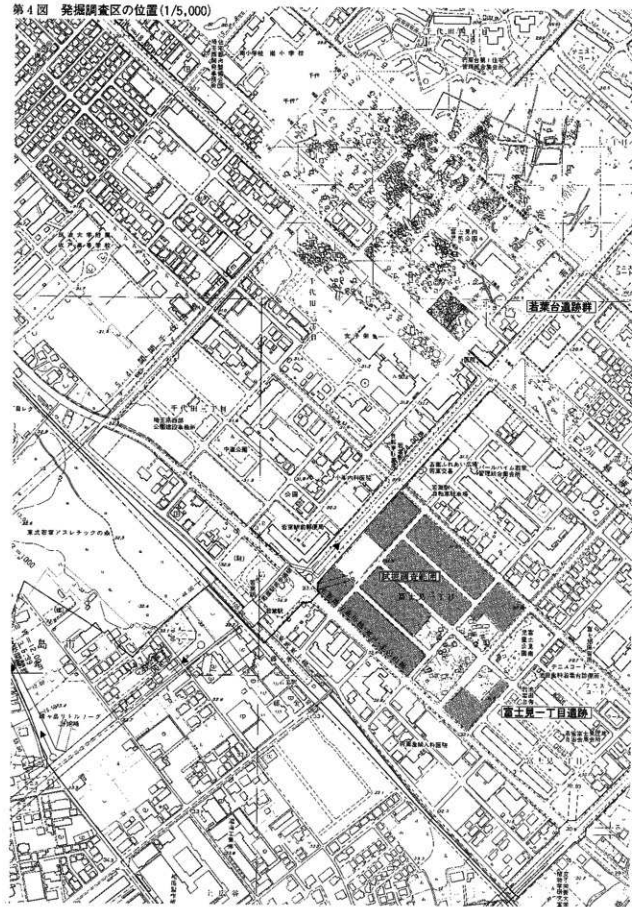
しかし、この谷中の、しかも北半とかわらぬ水準の暗褐色土中に奈良・平安時代の遺構が確認でき、住居の床面までもが同色土で形成されていたものもあった。すなわち、この谷部は、同時代には乾燥化も進んでいた埋没谷と考えられる。

第6図の柱状図で示したように、第I層表土の下に分布する第II層暗褐色土は、主としてこの傾斜部周辺でのみ検出できた。第II A層は通常の台地上に分布する地山への漸移層であるが、第II B層は凝灰質砂が混じるやや褐色味の強い土層であった。安全上の問題から、下層を極めることはできなかったが、凝灰質砂は深さを増すにつれ混入の度合いが強くなる。

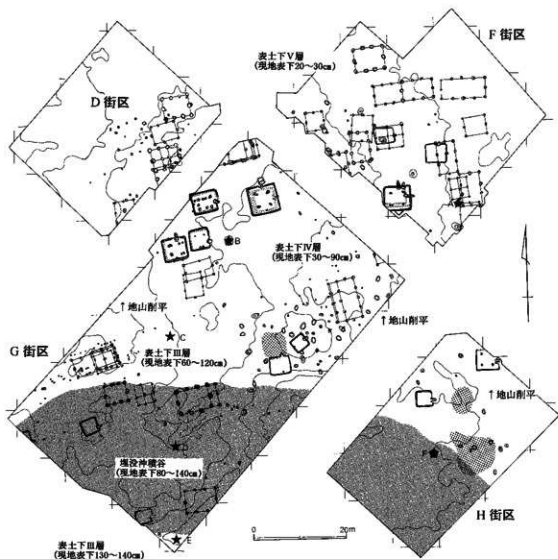
この混入粒子の起源は判断つかないが、入間坂戸台地の北方には凝灰岩を生成の主体とする比企丘陵がある。同丘陵とこの混入粒子をにわかに関連づけることは危険かも知れないが、流水によってもたらされたことは確かだろう。

この埋没谷は、調査区南端や、H区の試掘調査の際には対岸が確認できており、幅約30mで北方に向かい

第4図 発掘調査区の位置(1/5,000)



第5図 遺構確認面の状況(1/800)



弧を描くことが判明している。この蛇行と、3m以上の深さ、そして炭灰質砂などを総合すると、この谷は単なる台地中の窪地ではなく、流水を伴ったであろう河川跡と判断できる。

埋没の経過は、土層に伴う遺物が発見されなかったため、確定ができない。しかし、後述するように、旧石器時代後期の石器集中区はこの埋没谷を抛り所とするように分布している。このことより、当時の人々が繰り返し頼り訪れる動機となるような水の流れが存在したものと考えられる。

また、僅かではあるが、縄文土器の分布は、早期条痕文系が台地縁辺のローム層直上に、後期堀之内系が

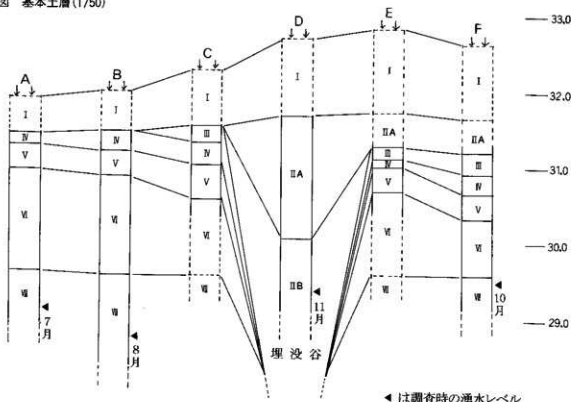
谷部中央の最上層で出土した。

そして、奈良・平安時代の遺構はこの付近にも躊躇することなく広がっている。これらを総合すると、埋没は縄文時代のうちに進行し、後期にはほぼ埋まりきったものと判断できる。

一方、台地上の土層は、第Ⅲ層がいわゆる明黄褐色ソフトローム層、第Ⅳ層が同ハードローム層である。これに対し、第Ⅴ層は武蔵野台地の第2黒色帯に相当するだろうか、非常に見分けにくい黄褐色土が堆積している。そしてさらに下層は再び明黄褐色の第Ⅵ層が堆積していた。

また、第Ⅶ層は第Ⅵ層より明度が増すが、粘質が強

第6図 基本土層(1/50)



く所々に鉄分が沈着した斑が観察できる。第6図の柱状図に添えた矢印は、各地点調査時の湧水水準を示しているが、湧水に悩まされた夏季を差し引けば、ほぼ、第VI・第VII層の境界あたりに符合する。このことから、第VII層は通常堆積の洪積土が地下水の影響を被って変質したものと考えられる。

検出遺構と調査の方法

今回の調査では、石器集中3箇所、堅穴住居跡14軒、掘立柱建物跡33棟、井戸跡5本、土壌49基を検出した。遺構所属期の主体は奈良・平安時代であり、4街区の全てで主体的に検出された。

また、近世から近代の遺構は、G街区を主として調査区の南東にかたまっている。そして、旧石器時代の石器集中区は、調査区南半の沖積埋没谷北岸にたままって検出できた。

これら遺構の精査にあたり、便宜上、国家麻標に沿った10×10mのグリッドを設定した。本遺跡独自の原点をX=-5.90、Y=-37.81におき、北西の杭番号をグ

リッドの呼称として扱うこととした。

また、街路によって分断された各街区を指し示す地区名称としてD・F・G・Hのアルファベットを用いた。これは、事業の遂行上、開発街区の名称をそのままに使用したものであり、この4地区以外に調査区は存在しない。

調査の工程は、第1章2節でふれたとおりの手順で進んだ。調査区が交通量の多い区画街路に接していたため、当初は街路との間にやや幅広の緩衝帯を設けて安全を図っていた。

しかし、予想外に遺構が多く、全容の確認に支障が出るものが続出した。なかでも掘立柱建物跡は、規模や建物方向などの把握が困難なものが多く残された。そのため、調査の最終に要所を拡張し、極力全体の様相を確認するようつとめた。

その結果、掘立柱建物跡を主として新たに確認できた遺構などもあり、遺構番号が匹敵するなどの混乱を招いてしまった。

また、多くが調査区外へとさしかかるため、認識が

生じた遺構もある。調査時の第12号・第13号掘立柱建物跡は、整理時の再検討により1棟と見なせることが判明し、報告時は第12号掘立柱建物跡へと統一し、第13号は欠番とした。

旧石器時代の概観

旧石器時代の遺構は、石器集中を3箇所確認したが、これに属する石器群の他にも単独出土が20点余りあった。これらの大半は埋没谷の縁辺に集中しており、往時この谷が機能していたことを証明している。

出土層位は、わずかな例外を除き第Ⅲ層から第Ⅳ層の上位に集中し、谷傾斜の強い箇所では自然流出以後、第Ⅱ層に包含されていたものもあった。

石器類は、総点数198点が出土したが、その9割を超えるものが黒曜石で製作されていた。器種は、3箇所集中ともにナイフ形石器を主体としている。このうち1箇所では4点の彫器が伴って出土おり、注目される。他に細石核・細石刃も単独で出土している。

また、集中区はそれぞれ分布密度・組成にばらつきがあり、三様の形成経過を復元できる題材となりうる可能性を秘めている。すなわち、一方は剥・砕片を伴う高密度かつ高製品率の集中であり、もう一方は密度低く単品が散布するものである。

これらは谷部との関わり方の偏差を反映し、細かな母岩別の分類では、見かけの集中が反復行動の累積である可能性も指摘できる。

奈良・平安時代の概観

これに対し、次にこの地が繁栄を得るのは奈良・平安時代に至ってからである。この期に構築された遺構は堅穴住居跡14軒、掘立柱建物跡33棟、井戸跡5本、土壇1基におよぶ。あくまで総数だが、堅穴住居跡より掘立柱建物跡の棟数が多いという、一般集落には見られない構成が一番の特徴である。

これらは、粗密の差はあるものの、ほぼ方位に沿った方約100mの範囲に分布が終始する。唯一その枠を逸脱する可能性があるのは、南西の県道方向について

のみである。

さらに、遺構群の詳しい性格を加味すると、I5グリッド付近からH11グリッド杭付近を東西に結ぶ線あたりを境に北と南に分離できる。これを遺構北群、遺構南群と仮称しておく。

遺構北群に属する住居跡は、7軒中6軒が拡張やカマドの付け替えを経験しており、その地点へのこだわりを感じさせる。最も外形を変化させたもので4期、これに次ぐ3期が3軒もある。

拡張を繰り返す5軒は、当初は無柱穴であるものの、建て替えの過程で柱穴を獲得し、最終的には5～6mの、本遺跡では大型の住居跡として成長する。

このなかで、構造的に見て本遺跡の特徴となるのが第7号住居跡などに設けられた壁際の補助的柱穴である。一辺の壁を均等に割り振り、これを断つように2箇所の柱穴を設定し、その中央壁下には入口部と思われる施設を設ける。

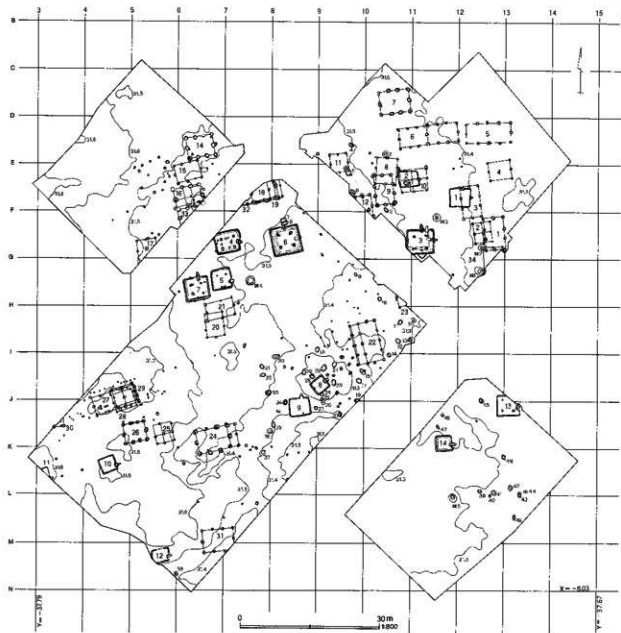
このような構造は、3軒の5期にわたるそれに共通しており、他との重複は考えられない。また、第5号住居跡では壁際の2穴に対応する四角を組む形で堅穴内にも2穴が設定されている。この例を見る限り、まさに主柱穴の配置であり、上屋を支持する柱穴として機能していたと考えられる。

一方、掘立柱建物跡は、33棟中25棟が北群に集中し、さらに二分できる住居群を取り囲むように分布している。詳しい構築期を無視すれば、結果として掘立柱建物跡群が南に開く「E」字や「コ」の字を重ね合わせたかのごとき配置として見える。掘立柱建物跡、住居跡ともに構築方向は磁方位に沿っており、前者は桁方向で配置の方向が表現できる。

各建物跡は、3間2間を主流とした側柱建物が多く、総柱建物は南群を含めても4棟しかない。住居と異なり、直接や論理的な重複が多いことが、建物配置を地点ではなく、範囲で限定していた根拠ともなる。

このなかで、F街区の北方では、桁行き5間と、同6間の東西棟が並立しており、同時性はともかく、ここが遺跡内でも主たる空間であったことを暗示してい

第7図 遺跡全測図(1/800)



る。また、G街区北西隅に検出した3棟の重複も、軸方位の統一や掘方の構造からこれに並ぶか準ずるものと考えられる。

さらに、この2箇所北西には、3間2間と通常の規格ながら、梁行き比率が高く掘方の大きい御柱建物が共通して設置されている。これをも含め、北群の東西に核となる空間が存在したようである。

北群の中には井戸跡も取り込まれている。4本が検出でき、南群には1本のみしか存在しない。もっとも、

このうち1本は住居群内部に位置するものの、掘削途中で放棄されたようである。

これに対し、南群は遺構数に劣り、住居跡の規模も小さく、柱穴を設けるものは1軒しかない。だが、掘立柱建物跡は、総棟数こそ劣るものの、北群のようなしっかりとしたものも存在する。南群には埋没谷が横たわるが、地山にかまわず遺構が展開する。

これら南北群を隔てたり、外周を囲する施設も、確認につとめたが、確たるものは発見できなかった。こ

の中で、第27号から29号掘立柱建物跡の北に隣接し、これに並行するピット列を発見した。東の延長上には途切れながらも同種の小穴が並ぶかに見える。

これは、うがった見方をすれば、南北群を画する欄列ともとれる。しかし、遺物の出土もなく、また、遺存深度に不足していたため覆土からの時期判定もかわなかった。

このように、本遺跡の奈良・平安時代遺構群は、掘立柱建物跡棟数の突出という一般にはない遺構比を残す。さらに、北群に集落展開の主体を持ち、計画的とはいわないまでも、定められた空間配置の中で掘立柱建物・堅穴住居・井戸の三者が連携を保ちつつ盛衰を経験する特殊性を持ち合わせている。

ところが、個々の遺構に対する時期判定ではいささか不評なところがある。検出遺構のうち北半のものは造成の影響を被り、極端な遺構では確認時から床面や竈底が露出している状態であった。

加えて掘立柱建物跡という遺構の構造上、検出遺構数の割には出土遺物は少なく、天箱で10余を数えるのみであった。

出土物の主体を占める須恵器坏類は、胎土に白色の針状物質を含み、比企郡鳩山町に主として展開した南比企窯跡群産と目されるものが大半である。だが、集落継接期の最終近くでは他窯跡産と考えられるものの比率が増加する。

この他、遺物の総量は少ないものの、いくつかの注目される遺物が出土している。第3号住居跡では「中」と判断できる墨青土器が4点まとまって出土している。また、同住居跡からは「大田太郎」の刻字残る紡錘車も発見された。

そして、第3号・第6号住居跡の双方で須恵質の不透明土製品が出土している。これは、重量感ある皿状かつ中央に焼成前の穿孔があるもので、一見したところ、巨大な土製紡錘車のようにも見える。

調査時は、時期を遅えた中核部分の大型住居跡より出土したことから、本遺跡を貫く集落の性質をひもとく鍵になるかと色めき立った。だが、報告までにこの土製品のなんたるかを調べ尽くすことができず、そのままに報告する。

近世から近代の概観

奈良・平安時代の隆盛の後、台地の中ほどにあるこの地はあまり省みられなかったようで、近世後半と思しき頃に至り、土壌が48基構築されたのみである。

これらの多くは覆土に共通しており、大半が同一の目的のもつ構築されたものと思われる。ただし、このうち1基は掘立柱建物跡の中軸線上に隣接して存在し、覆土などの特徴からも建物跡に付属する可能性を考えなくてはならない。

縄文・弥生時代の遺物

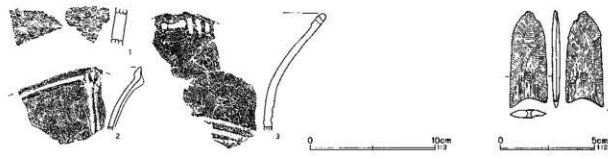
以上、本遺跡の概要を述べたが、遺構を残す三つの主体期の他にも若干の遺物が出土している。改めて項をおこすほどの量ではないため、ここで紹介しておく。

前記三時期以外の遺物は第8図に示した。1～3は縄文土器で、1は条痕文系土器の胴部片である。擦痕様の条痕と繊維の含有率が高いことから、同系土器でも後半に繁栄したものと判断できる。

また、2・3は堀之内系の甕形土器で、無文口縁には波頂部を目安に隆帯が垂下し、胴部には恐らく無文地に弧状沈線が垂下する型のものと思われる。前述の通り、これら3点は沖積埋没谷より出土している。

一方、4は、弥生時代の磨製石鎌である。第5号住居跡床下埋土より出土した。他に土器等は発見できず、単独の出土である。このような例は、鶴ヶ丘遺跡E区(岩瀬1985)など、付近でも散見され、削平消滅した同期の遺構を想定するよりも、そもそも単独で存在したものと考えられる。

第8図 縄文・弥生時代の遺物



第1表 竪穴住居跡一覧表

番号	グリッド	改築	主軸方向	竪穴規模	深さ	カマド	主柱穴	壁溝	備	考
1	E-11・12	1次	E	4.00×4.50	0	東	なし	全周	○→SB3	
		2次	N	4.50×4.00	0	北	なし	全周	○→SB3	
2	E-10・11	なし	N-86°-E	4.32×3.41	0.06	東	なし	全周	SB8→○→SB10・SK1	
3	F-10・11	1次	N-87°-E	4.80×3.76	0.25	東	なし	全周?		
		2次	N-3°-W	4.44×5.84	0.21	北	なし	全周?	入口・隅部ピットあり	
		3次	N-88°-W	5.84×5.32	0.21	東	4本	全周?	入口・隅部ピットあり	
		4次	N-2°-W	5.23×6.00	0.21	北	4本	全周	入口・隅部ピットあり	
4	F-6・7	1次	N-80°-E	5.48×4.13	0.08	東	なし	全周?	入口・壁際ピットあり	
		2次	N-80°-E	5.48×4.40	0.08	東	4本	全周	入口・壁際ピットあり	
		3次	N-80°-E	5.79×4.68	0.08	東	4本	全周	壁際ピットあり、カマド棚? 帯金具	
5	G-6・7	1次	N-83°-E	4.24×4.30	0.05	東	なし	全周?	入口ピットあり、床下土壌カマドか?	
		2次	N-83°-E	4.36×4.65	0.05	東	なし	全周	入口・壁際ピットあり	
6	F-7・8	1次	N-78°-E	4.94×4.65	0.26	東	4本	全周?	隅部ピットあり	
		2次	N-14°-W	5.85×5.91	0.22	北	4本	全周?	入口ピットあり	
		3次	N-14°-W	6.08×6.32	0.22	北	4本	全周	隅部ピットあり	
7	G-6	1次	N-7°-W	4.70×4.92	0.08	北	なし	全周?	入口・壁際ピットあり	
		2次	N-7°-W	4.70×4.92	0.08	北	4本	全周?	入口・壁際ピットあり	
		3次	N-7°-W	4.98×5.34	0.08	北	4本	全周	入口・壁際ピットあり	
8	I-8・9	なし	N-52°-E	3.42×3.11	0.28	北東	なし	全周	入口ピットあり	
9	I-J-8	なし	N-4°-W	3.88×4.70	0.32	北	なし	全周	入口ピットあり	
10	K-4	なし	N-65°-E	3.56×3.37	0.36	東	なし	全周	煙道一部残存	
11	K-3	なし	N-75°-E	—	0.41	東	なし	全周?		
12	M-5	なし	N-80°-E	3.88×2.85	0.30	東	なし	全周	カマド棚?	
13	I-J-12・13	なし	N-88°-E	4.84×(4.62)	0	東	4本	全周?		
14	J-K-11	1次	N-89°-E	(3.33)×(2.88)	0.32	東	なし	全周?		
		2次	N-89°-E	3.69×3.38	0.23	東	なし	全周		

第2表 掘立柱建物跡一覧表

番号	グリッド	形式	桁×梁	梁行	庇	主軸方向	掘方形状	備 考
1	F-12・13	側柱	3間×2間	6.65	4.25	なし	N-3°-W	円形 SB2・3・34・SE2と重複
2	F-12	総柱	2間×2間	4.30	3.65	なし	N-9°-W	円形 SB1・SE2と重複
3	F-E-12	側柱	3間×2間	6.70	3.95	なし	N-8°-W	円-隅丸 ○→SJ1・SB1と重複
4	D-E-12・13	側柱	1間×2間	4.65	3.90	なし	N-80°-E	円形
5	D-12・13	側柱	4間×2間	9.36	4.02	なし	N-87°-E	円形
6	D-10・11・12	側柱	6間×2間	12.42	4.15	なし	N-80°-E	円形 割仕切りあり
7	C-10	側柱	3間×2間	6.15	4.75	なし	N-80°-E	隅丸方形
8	D-E-10	側柱	3間×2間	5.45	4.20	なし	N-2°-E	円形 ○→SJ2・SB9・10
9	E-10	側柱	3間×2間	6.12	3.85	なし	N-7°-W	隅丸方形 SB8→○、SKは入口?
10	E-10・11	総柱	2間×2間	5.85	4.85	なし	N-82°-E	円形 SJ2・SB8→○、SK1と重複
11	D-E-9	側柱	2間×2間	3.70	3.50	なし	N-7°-W	円形
12	E-F-9・10	側柱	不明×2間	—	4.60	不明	N-11°-W	円-隅丸 調査時SB12・13、南北東・西平庇?
13	欠番							
14	D-6	側柱	3間×2間	5.40	4.25	なし	N-80°-E	隅丸方形 SB15と重複
15	D-E-5・6	側柱	3間×2間	5.28	3.80	なし	N-75°-E	円-隅丸 SB14・16と重複
16	E-5・6	総柱	3間×2間	5.85	4.30	なし	N-78°-E	円-隅丸 SB15・33と重複
17	F-6・5	側柱	—×2間	—	4.05	不明	N-11°-W	隅丸方形
18	E-7・8	側柱	—	—	—	不明	(N-80°-E)	円形 ○→SB19
19	E-7・8	側柱	—	—	—	あり	(N-80°-E)	隅丸方形 SB18・32→○
20	H-6・7	側柱	3間×2間	4.95	3.80	なし	N-8°-W	円形 ○→SB21
21	G-H-6・7	側柱	2間×2間	5.80	3.65	なし	N-72°-E	円形 SB20→○、G-7P1は入口施設か?
22	H-I-9・10	側柱	4間×2間	8.54	3.60	西平	N-15°-W	円形 庇つけかえ
23	G-H-10	不明	—	—	—	不明	(N-20°-W)	円形 南北棟?
24	J-K-6・7	側柱	3間×2間	6.95	4.52	東妻	N-77°-E	隅丸方形
25	J-5	総柱	2間×2間	3.72	3.55	なし	N-78°-E	円形 柱不規則
26	J-4・5	側柱	3間×2間	4.55	4.02	なし	N-79°-E	円-隅丸 北面出入口か?
27	I-J-4・5	側柱	3間×2間	6.68	3.85	東妻	N-73°-E	円形 SB29→○、SB28と重複
28	I-J-4・5	側柱	1間×2間	4.50	3.78	なし	N-70°-E	円形 SB27・29と重複
29	I-J-4・5	側柱	1間×2間	4.60	3.65	なし	N-72°-E	円形 ○→SB27・SB28と重複
30	J-3	不明	—	—	—	不明	N-83°-E	円形
31	L-M-6・7	側柱	3間×2間	6.50	4.65	なし	N-85°-E	円形
32	E-7・8	側柱	—	—	—	東妻	(N-80°-E)	円-隅丸 ○→SR19
33	E-F-6	側柱	—	—	—	不明	N-74°-E	円-隅丸 東西棟? SB16と重複
34	F-G-12・13	側柱	—×2間	—	3.99	不明	N-2°-W	円形 SB1・SE1・2と重複

第3表 井戸跡一覧表

番号	グリッド	平面形状	断面形状	長径	短径	深さ	備 考
1	G-12	楕円形	漏斗~筒形	2.18	1.57	(2.90)	
2	F-12	円形	漏斗~筒形	1.56	1.54	2.36	
3	F-11	円形	漏斗	1.73	1.68	0.50	掘削途上の放棄か?
4	G-7	円形	漏斗~筒形	1.84	1.84	(3.20)	
5	K-11	円形	漏斗~筒形	1.76	1.68	3.00<	

第4表 土壌一覧表

番号	グリッド	平面形状	断面形状	長径	短径	深さ	主軸方向	備 考
1	E-10	不整形	漏斗状	1.76	1.30	0.73	N-48° -W	井戸掘り前土上の放棄か、古代
2	E-F-10	楕円形	鍋底状	1.10	0.63	0.30	N-45° -W	
3	D-10	楕円形	丸底状	1.38	1.06	0.32	N-30° -E	
4	D-9	隅丸方形	段状	1.18	0.61	0.33	N-58° -W	
5	E-9	台形	鍋底状	—	0.92	0.21	N-22° -W	
6	E-9	楕円形	鍋底状	1.43	1.02	0.40	N-43° -W	
7	F-8	隅丸方形	鍋底状	1.43	—	0.15	N-66° -E	○→SK8
8	F-8	楕円形	不整	1.47	0.78	0.41	N-75° -E	SK7→○
9	G-9	楕円形	鍋底状	0.87	0.65	0.17	N-38° -W	
10	H-11	不整形	鍋底状	0.99	0.72	0.21	N-36° -W	
11	H-10	楕円形	鍋底状	1.17	0.81	0.20	N-20° -E	
12	H-10	円形	鍋底状	1.09	0.95	0.27	N-52° -W	
13	H-10・11	不整形	丸底状	0.95	0.53	0.23	N-31° -E	
14	H-1-10	不整形	丸底状	0.97	0.74	0.14	N-64° -W	
15	I-9・10	不整形	鍋底状	1.48	0.62	0.24	N-53° -W	
16	G-10	隅丸方形	鍋底状	0.78	0.78	0.15	N-6° -E	
17	I-9	楕円形	鍋底状	1.26	0.96	0.20	N-63° -W	
18	H-8・9	楕円形	丸底状	1.10	0.69	0.19	N-25° -E	
19	I・J-9	楕円形	段状	(0.98)	0.75	0.39	N-90° -W	
20	J-9	不整形	段状	1.04	0.76	0.17	N-22° -W	
21	I-9	楕円形	鍋底状	1.07	0.93	0.15	N-48° -E	
22	I-9	楕円形	鍋底状	1.53	1.12	0.26	N-30° -E	
23	I-9	楕円形	鍋底状	1.24	0.91	0.46	N-2° -E	
24	I-9	円形	鍋底状	0.75	0.70	0.25	N-44° -W	
25	I・J-9	円形	丸底状	0.84	(0.74)	0.28	N-79° -E	SK26→○
26	I・J-9	円形	丸底状	1.14	0.97	0.42	N-19° -E	○→SK25
27	J-8・9	楕円形	鍋底状	0.89	0.70	0.11	N-86° -W	
28	I-8	不整形	鍋底状	1.12	0.89	0.48	N-60° -W	
29	I-8	楕円形	鍋底状	1.06	0.64	0.15	N-2° -W	
30	I-8	楕円形	丸底状	1.58	0.99	0.30	N-76° -E	
31	I-7	楕円形	鍋底状	1.03	0.67	0.22	N-46° -W	
32	I-7	楕円形	鍋底状	1.17	0.80	0.24	N-85° -E	
33	I-7・8	不整形	段状	1.23	1.09	0.28	N-56° -E	
34	I・J-8	不整形	段状	1.17	0.92	0.40	N-19° -E	
35	J-8	楕円形	鍋底状	1.17	0.86	0.40	N-4° -W	
36	J-7・8	楕円形	鍋底状	1.17	0.90	0.47	N-79° -W	
37	K-7	不整形	鍋底状	1.25	1.10	0.52	N-66° -E	
38	M-6	楕円形	丸底状	0.89	0.71	0.31	N-30° -W	
39	K-12	楕円形	鍋底状	0.80	0.68	0.05	N-88° -E	
40	K・L-12	楕円形	段状	0.74	0.48	0.12	N-4° -E	
41	K-12	不整形	鍋底状	1.20	1.02	0.50	N-52° -W	
42	K-13	不整形	鍋底状	1.15	0.98	0.43	N-10° -E	
43	K・L-13	不整形	段状	1.24	0.72	0.27	N-11° -W	
44	K-13	不整形	丸底状	0.83	0.46	0.24	N-80° -E	
45	I・J-12	不整形	段状	1.07	0.74	0.27	N-75° -W	
46	J-11	円形	丸底状	0.75	0.68	0.22	N-80° -W	
47	J-11	不整形	鍋底状	1.00	0.51	0.20	N-32° -W	
48	K-12・13	楕円形	鍋底状	1.07	0.71	0.30	N-22° -W	
49	L-13	楕円形	鍋底状	1.09	0.61	0.25	N-2° -W	

IV 遺構と遺物

1. 旧石器時代の遺構と遺物

(1) 概要

旧石器遺物群の検出は、調査当初、重機による表土削除作業の際、I 8グリッド付近に黒曜石が撒乱しているのを発見したことに端を発する。

この時点で旧石器の存在を予想し、後に調査区に加わったH区も含め、遺跡航空写真撮影と前後して約40箇所を確認区を設定し、3箇所の石器集中区を検出した。ちなみに、第9図がその配置図であるが、図中のローマ数字は該当層の上位まで確認調査を行ったことを示している。

これら石器集中は、調査区南部の埋没谷を取り囲むように分布しており、その並びでは集中化を逸した単品なども出土している。また、沖積埋没谷の沿岸だけでなく、遠くかけ離れた第5号住居跡の床下埋土から出土した資料もある。

第5図に示したとおり、昭和40年代に行われた区画整理による造成は、調査区の北半分においてはハードルーム層にまで及んでいる。仮に、埋没谷より離れた一角に集中区が存在した場合、跡形もなく破壊されているはずである。

また、幅約30mの沖積埋没谷を隔てた反対斜面部は、G区の南西に僅かにさしかかるのみで、限られた確認区の設定で調査を終了しなければならなかった。この限りでは、石器群の発見がなわななかったが、埋没谷の規模を考えれば、対岸に旧石器が分布している可能性も十分に考えられる。

遺跡をめぐる基本土層の概要は、前章で第6図をもとに述べたとおりだが、石器群の多くはその第Ⅲ層ソフトーム層から第Ⅳ層ハードルーム層上位にかけて出土している。

だが、埋没谷斜面部にさしかかる石器集中3では、南半部分が自然流出しており、沖積層である第Ⅱ層中より発見されるものもいくつかあった。また、石器集中1の南端は第9号住居跡によって破壊されており、

この覆土より5点の資料が出土している。後者は本来の埋没位置がI 8に特定できるため、石器集中1に含めて考えた。

これら3箇所の集中区と周辺の単独出土例をあわせ、今回の調査では198点の石器類を発見した。集中区ごとの内訳は、石器集中1が93点、2が42点、3が41点である。

器種組成は、いわゆる砂川期に属するナイフ形石器を主体として、彫器がこれに伴う。他には、掻・削器、石核、使用痕ある剥片、剥片、ブランディングチップ、砕片などがある。

これに対し、第9号住居跡覆土では細石核、そして、石器集中3の範囲内で細石刃が単品で出土している。両者は前記の石器群より後出すると考えられるが、他と同じ確認区の同一層より出土しており、あえて分離せず、同集中区に帰属させた。

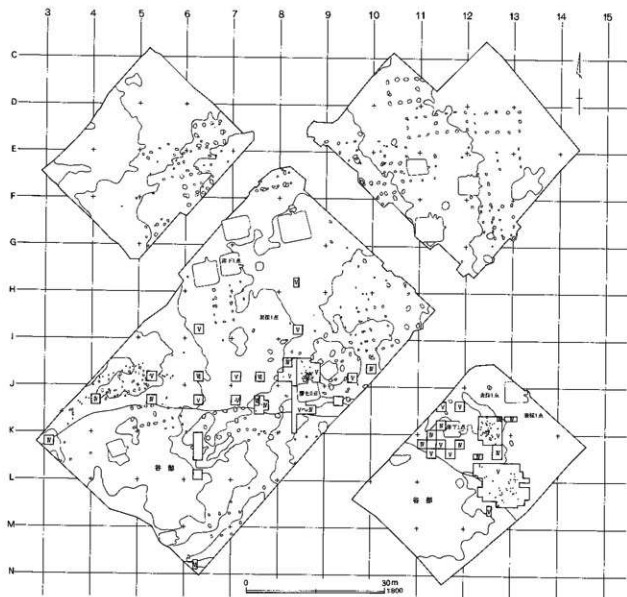
また、石器集中1の西端では第Ⅳ層下位よりナイフ形石器が出土している。これも同じ集中区に含めて扱ったが、細石器と第Ⅳ層下位資料の存在より、本遺跡では砂川期を前後する都合3時期の痕跡が発見されたことになる。

これら198点の母岩は、黒曜石が9割以上を占め、他にはチャート、安山岩、頁岩、硅質頁岩が各1点ずつ確認できたのみである。その影響か、発見できた石器類は皆小さく、既報告の周辺遺跡に比べると3分の2程のものが主体である。

本報告では、主観のそりを覚悟で石器群の主体をなす黒曜石を20類に分類した。その結果、各集中を形成する要素がかなり断片的な持参・遺棄、小剥離作業の累積であることが見通せた。それぞれの石器集中では接合関係が成立するものの、工程の終始を貫くような資料と類別量がない。

そのような中で、石器集中1は、狭い範囲に凝縮されたような分布密度を持ち、多くの製品と剥・砕片、

第9区 旧石器調査区(1/800)



プランティングチップなども検出できている。複数の母岩素材を取り替えてつづ簡単な再生製作を繰り返したのか、小製作的な要素が濃い。

また、石器集中2では、やや散漫な分布を示し、石器製品は1点しか出土しなかった。剥・砕片、そして石核素材は分布することから、素材加工の工程が入れ替わり行われたともとれる。

そして、石器集中3では、包含層の斜面部への自然流出も影響しているだろうが、きわめて散漫な分布を

示し、黒曜石以外の母岩や大型剥片が多い。また、同母岩のナイフ形石器のみが3点集中して出土するなど、製作の色彩より、石器類を使用した作業場的な要素が強く見て取れる。

このように、本遺跡で検出できた集中は、それぞれに分布や組成の違いが際立っている。このことは、往時における三様の行動を示唆する要素を秘めていると言い換えることもできよう。

(2) 石器集中

石器集中1 (第10図)

I 8グリッドで検出した。想定できる分布範囲の一部を第9号住居跡に破壊されている。遺構確認時にいくつかの剥片を確認し、後の第9号住居跡の精査においても覆土中より5点が出土し、具体的な調査前よりおおよその分布範囲を予想できた。

分布の主体は約2m内外と小さいが、点数は93点と、今回報告する3集中のうちでは最も出土量が多い。

出土層位は第Ⅲ層から第Ⅳ層上位で、西方に離れて検出できた88のみは第Ⅳ層下位に相当する深度に含まれていた。

石器群の構成は、ナイフ形石器、彫器、掻・削器、プランティングチップ、使用痕ある剥片、剥片、碎片と幅広く、製品比率の密度も濃い、比較的小ぶりの

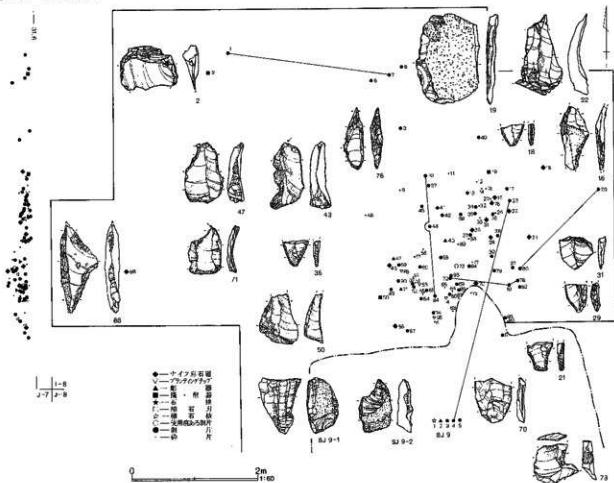
ものが目立つ。また、第9号住居跡覆土中には細石核も含まれていたが、細石刃が伴わず、他と時期違えて単独で遺棄されたものと考えられる。

このうち、彫器が4点ほど出土しているが、これは、本遺跡出土の同機種のなかで確定できるものの全てである。また、破損品が多いものの、ナイフ形石器の比率も高い。

これらを母岩別にみると、黒曜石18がその大半を占め、他の4類がこれに従う。同類は分布域そのものを形成しており、これに次ぐ黒曜石17が北東に固まって出土している。

母岩の集中や剥・碎片を含めた組成比率の状況から、本集中の形成過程では製作跡的な要素の比率がかなり高かったものと考えられる。

第10図 石器集中1



石器集中2 (第11図)

J・K-12の2グリッドにまたがって検出した。遺構確認時には1点が採集できたのみで、大きな広がりを持たぬものと考えていたが、調査の結果、42点の出土を見るに至った。

分布は、径約3mの円形に広がるが、密度は散漫で、特段の集中は見せない。出土層位は、ほとんどが第IV層上位で、確認時の一部が、辛うじて残された第III層中より出土した。

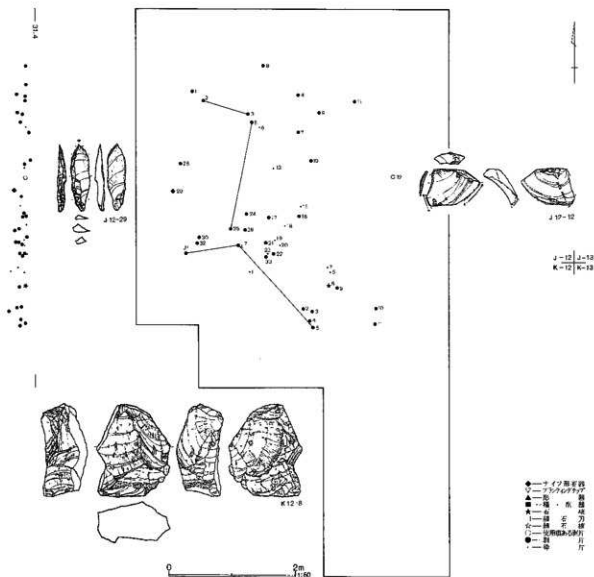
石器の組成は、製品率が極端に少なく、J12-29のナイフ形石器1点のみである。他に、使用痕ある剥片、

石核などがあるが、剥片・破片が主体である。

母岩別にこれらを見ると、大半が黒曜石7で占められ、3資料の接合関係が得られた。これに加えて、黒曜石6が中心に数点分布するが、確たる傾向を語るほどの点数ではない。

この中で、J12-29のナイフ形石器が、石器集中1で組成の主体となる黒曜石18に属するという観察結果を得た。本集中で唯一の製品が、石器集中1との関連を示唆しているが、この結果が具体的に何を意味するのかわからなかった。

第11図 石器集中2



石器集中3 (第12図)

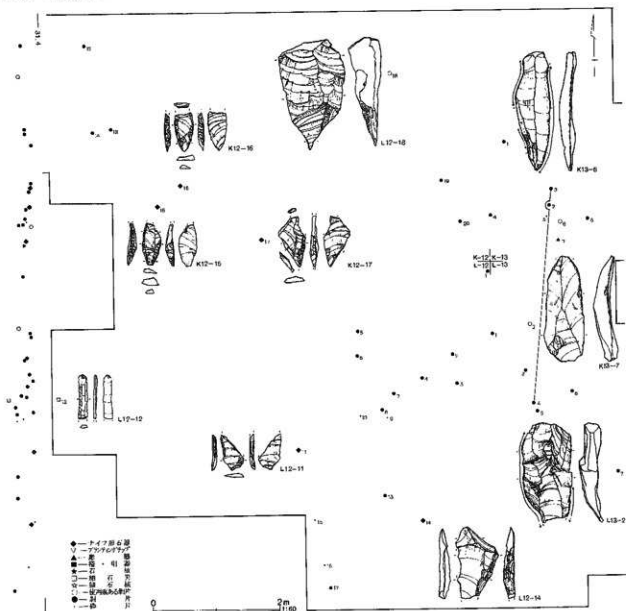
K・L-12・13の広範囲にまたがって検出した。重機による表土削除の段階で埋没谷部にさしかかる斜面地でいくつかの石器が散乱しており、本集中の存在を暗示していた。

分布範囲は8m強と広いが、その内容は散漫で、計41点が出土したに過ぎない。これらのうち、谷部に近いところでは斜面に向かって流出した第II層沖積層にも石器が含まれていた。これに対し、北側の台地上では第III層から第IV層上位に出土率が高かった。

石器の組成は、ナイフ形石器、細石刃、使用痕ある剥片、剥片と、彫器の疑いのあるK13-7も出土している。5点が出土したナイフ形石器のうち4点が集中の西に偏る傾向があるほかは取り立てて扱うべきまともりは存在しない。

母岩別にこれらを見ると、黒曜石16が東北方に、黒曜石9が南方に、そしてナイフ形石器3点を含む黒曜石8が北西に集中する傾向が読みとれる。また、黒曜石以外の石材や、単独の母岩が多いのもこの集中の特徴でもある。

第12図 石器集中3



(3) 出土石器

ナイフ形石器(第13図・第14図)

破片のため図示かなわなかったものも含め、石器集中1より13点、2より1点、3より5点の計19点が出土している。

このうちI 8-88は、石器集中1の中でも西にかけ離れて、しかも他より下層のIV層下位より出土している。素材や大きさなども他と違和感があり、いわゆる、この層位の指し示す時期の所産となるだろう。

他の資料はおおよそ砂川期の所産と思われるが、黒曜石8を母岩とするK12-15・16・17の3点は、石器集中3でも至近にまとまっており、注意が必要である。同じように、I 8-70・76など、黒曜石15を母岩とする一群も、石器集中1の中で、黒曜石18のような剥離作業的な分布ではなく、散在している。

第13図に示した、いわゆる第1形態(田中1984)のナイフ形石器は、破損品が多いものの、推定で3cm内外のものが多く、5cmを超えるものがない。黒曜石が主体の母岩が大きさに制約を与えているともとれるが、J7-3のチャートでさえもこの域を出ない。

これらの多くは薄い縦長剥片を使用しており、外形は大略柳葉形から平行四辺形にあたるが、左右非対称のものが多く、基部の加工はI 8-21の「コ」の字状は極端としても、概して平坦なものが多い。

外周の調整は、図上方の資料ほど背縁などの加工が行き届いているが、下方の薄い素材を用いるものほど無加工部が増え、剥離も粗くなる。I 8-29など、基部付近に裏面加工が及ぶものはいくつかあるが、数は限られ、最小限の加工で済ませようとする意識が強いように感じられる。

一方、第14図上段の第2形態3点は、素材の大きさや形態、果ては調整加工の部位もまちまちである。唯一、I 8グリッド出土の2点が打点方向を斜めに断つように加工を施しているのが通ずる点であろうか。

彫器(第14図)

5点を分類したが、形態、手法に共通する4点は全

て石器集中1の出土である。S J9-2からI 8-43までの4点は、厚手の縦長剥片素材を用い、打点方向を断ち切るように作業面を確保する。一方を内湾させるような調整加工は、I 8-71などに典型例が見いだせ、I 8-47や43にもこの傾向が垣間見られる。前者は、極状剥離が繰り返行われた結果、71と類する先端部が後退したともとれる。

これに対し、K13-7は、前4点と異なり、極状の剥離が集中し、これに絡む側縁調整が観察できたため、とりえず彫器としたもので、あるいは掻・削器に分類すべきものだったかも知れない。

掻・削器(第14・15図)

素材剥片の一端に調整加工が及んでいるもので、I 8-2・19をここに分類した。個別の欲求に応じ適正を求めたようで、加工部位や素材の特徴は一定していない。また、第15図I 8-50は、折損している先端如何ではナイフ形石器第2形態の可能性もある。

細石刃(第15図)

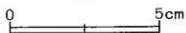
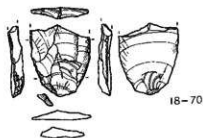
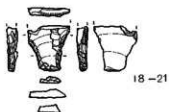
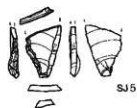
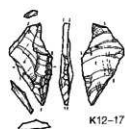
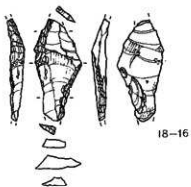
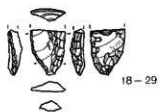
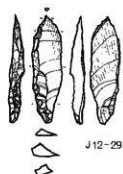
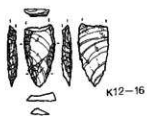
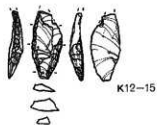
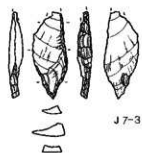
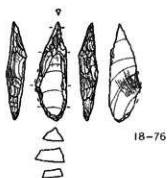
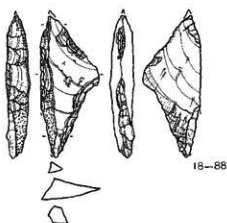
L12-12の1点のみの出土である。細石核とともに、本道跡旧石器時代の第3期にあたる、少ない資料の一つである。L12グリッドで出土したため、石器集中3の範囲に含めたが、他とかけ離れた位置にある。第9号住居跡覆土中で出土した細石核とは母岩を異にし、単独で遺棄されたものと判断できる。

細石核(第15図)

第9号住居跡の1点のみが出土した。同住居跡の覆土中より検出していることより、他に4点がある同住居居在の資料とともに、石器集中1としてまとめたが、明らかに時期降る。

両側に自然面を残すことから、小形の原核石を素材としていることがうかがえる。形状は逆三角形で、底位を尖稜状に整える。打面作出のための加工は、細かく、入念だが、背面側の一次加工剥離面が急傾斜になるため、調整は正面側に限られる。

第13图 出土石器(1)



その結果、細石刃剥離のための作業面は一面に限られてしまっている。細石刃剥離の経歴は、極状剥離から、最低8回が数えられる。

石核(第15図)

K12-8の1点をこれにあてた。石器集中2の南方で出土したが、他に同類の母岩が無く、単独で持参、遺棄されたと考えられる。

打割と転移を繰り返しながら全体の形態を整えつつあったようだが、未だ連続剥離のための作業面を固定化していない。そのようなことから、石核素材として扱うべきだったかも知れない。

使用痕ある剥片(第15・16図)

K12-18からI8-73までの5点をここに分類したが、素材剥片や痕跡の部位も一定していない。5点中3点が大型の縦長剥片であることが、この種の転用への適正を表しているようである。

その他の剥片(第16~19図)

剥片類は、これまで紹介した製品と同様、小形品が多い。第16図のS J9-3以降、接合資料と合わせ、38点を第16~19図に示した。

これらは、形の整った流麗な縦長剥片は少なく、縦横比の少ないものが多い。また、その多くが破損していることも、石核の不在とともに本遺跡の傾向となるだろうか。

このうち、第16図S J9-3とI8-97は、剥片取得直前の稜付の石刃である。また、同図I8-23とS J9-4は、折断された面を目安に欠損部が入り込むため判断できなかったが、微細な調整加工らしき痕跡も認められる。あるいは第2形態のナイフ形石器であるのかも知れない。

これら剥片類の厚さは、薄手のものと肉厚のもの半ばするが、両設の打割方向の経歴を示すのは一部に限られ、それも後者に集中している。

(4)接合資料

剥離作業工程を示すものとして第18・19図に7資料、16点を示した。他に、折断部を接合点とする資料が第16図に2資料、4点ある。

これらの接合距離は、全て3m以内で、2m内外が最も多い。もちろん石器集中区内での接合であり、異なる集中区間での関係は確認できなかった。

しかし、接合はかなわなかったものの、母岩別の分類ではI10-1とS J14床下出土品が、また、I8グリッド集中区のナイフ形石器の一群と、速く離れたS J5床下出土品が同類と分類できた。主観の域を出ないかも知れないが、残核の遺跡内での移動と作業の回復には考慮する必要がある。

接合素材を巡る相互の位置関係は、至近のもの同士に可能なわけではなく、その例は、I8-78・81間の1例に限られる。むしろ、数点をおいたもの同士で可能であることが多い。接合方向での偏りは認められなかったが、南北方向の関係には、地形の傾斜が幾分影響しているかも知れない。

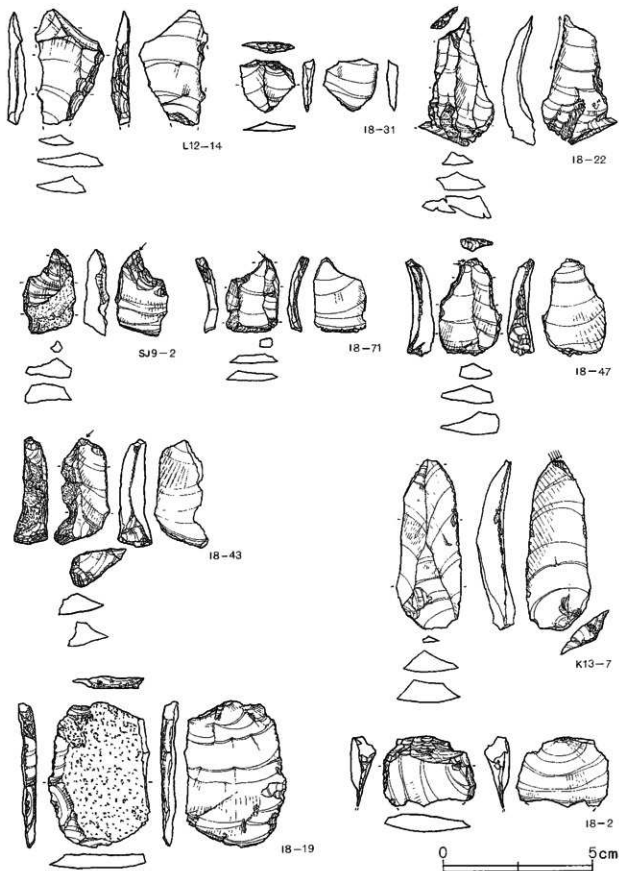
今回の接合作業の結果得られた資料は、その後調整加工が施されて製品として扱われたものがない。また、いずれも小片の2から3点にこれが可能であるのみであったもので、残念ながら、剥片剥離作業の復元に資するものはない。

これらは、一般的に片方向からの剥離が連続して行われているが、I8-1・7例に限り、両設の打面を用いている。さらに、I8-1を見ると、打面の転移は交互ではなく、数回を目安として行われていることがわかる。

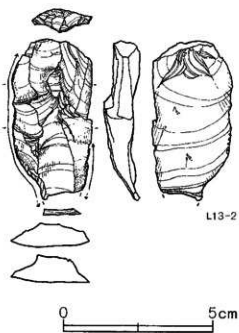
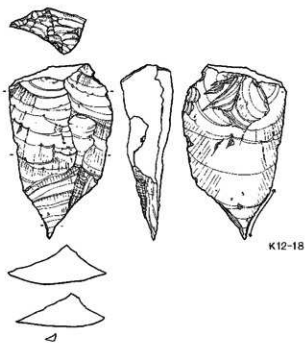
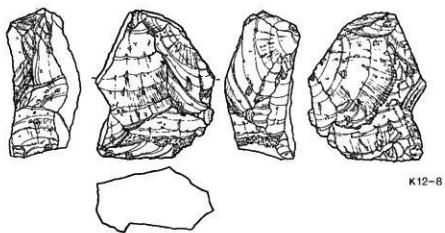
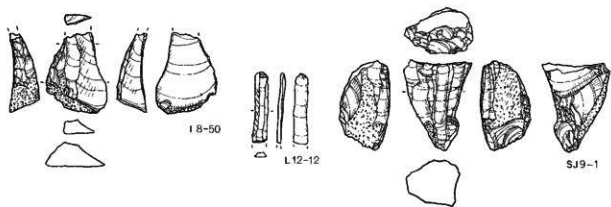
同例をはじめとする第18図と、J12-5・25例は、薄手の素材を抽出する作業の結果であるが、K12-5・J12-27・31例とK13-3・L13-4例は、肉厚の資料を巡る接合であり、石核調整作業の過程を示すものかも知れない。

とくに、J12-31は、27の剥離直後に自然面の除去を行っており、石核の形態調整から打面作出に移行する、工程の変換時にあたる可能性がある。

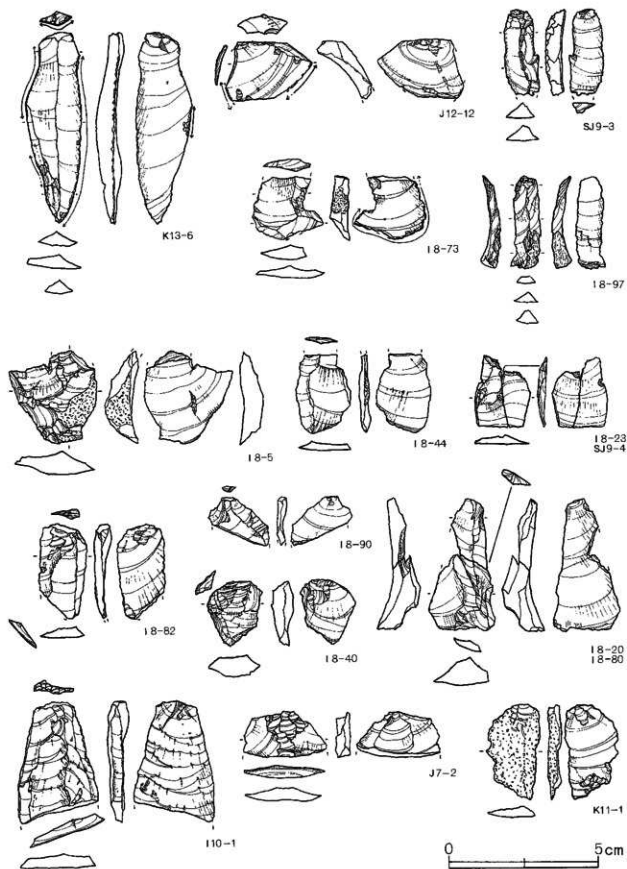
第14图 出土石器 (2)



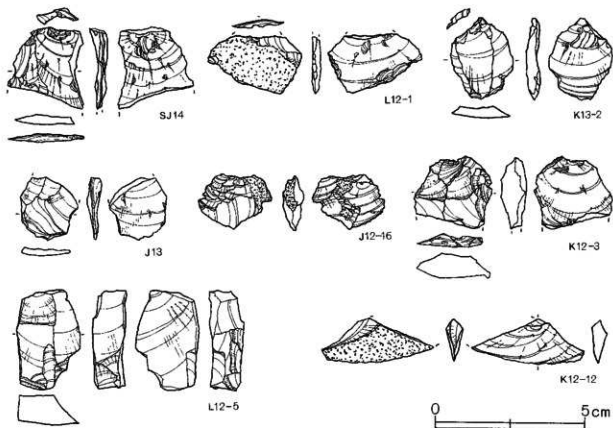
第15图 出土石器(3)



第16图 出土石器 (4)



第17図 出土石器 (5)



(5) 母岩別資料

前項でもふれたとおり、本遺跡出土旧石器の9割を超す素材は、黒曜石で占められている。当然、石材を振り所とした分類だけでは大きな偏りを生じさせ、本遺跡石器群の細かな動態を追求する手だてを失ってしまう可能性がある。

そのため、黒曜石については、透明度や斑状夾雑物、気泡などを目安に、できるだけその分類につとめ、第20・21図にその結果を示した。図示し得なかった剥片は、観察表を参照された。

もとより、同じ原材料でも部位により、極端には同じ製品の中でも漸移的、あるいは急激にその性状が変転することも承知の上であるが、特に半透明のものが、器厚の多寡によって見た目の濃度を増減させることには限界を感じている。

また、このような作業は、主観のそしりを免れないものであるが、あくまで視覚に忠実であろうとするた

め、例えば、黒曜石1など、一般的には盛行する時期が異なるといわれているものについても、同一の分類に帰属せしめたものもある。

なお、分類の順位は、見た目による漆黒色の程度を優先して決めているため、出土集中区の別は先後している部分が多い。

黒曜石1 (第20図)

漆黒色かつ光沢のあるもので、第9号住居跡の覆土中より出土した2点の製品がこれにあたり、剥片は含まない。表面からの観察では、気泡などの不純物を一切含まない。

器種は、細石核と彫器で、製作された時期が異なるはずであるが、視覚的な特徴の中で、両者を分離できる属性は見いだせなかった。あるいは、原産点の共通で解決がつくという憶測もできるかもしれない。

黒曜石 2 (第20図)

黒曜石 1 と同様に、漆黒色かつ光沢があるが、気泡を大量に含み、若干の縞状斑がある。K12-8 の石核の 1 点のみがこれに相当する。

黒曜石 3 (第20図)

見た目には光沢があるものの、やや砂目がかかっている。加えて、茶系色の斑が多く含まれており、黒斑をしのぐ密度である。透明感はなく、やや粘質の印象を受ける。

石器集中 1 に含めたが、その西端で層位を違えて 1 点のみが出土した、いわゆる IV 層下位のナイフ形石器がこれに相当する。

黒曜石 4 (第20図)

黒曜石 3 と同様に、光沢があるものの、やや砂質感が見て取れる。黒曜石 3 にくらべて茶斑の比率が少ないのが分離の目安である。

石器集中 3 から出土した K13-7 の 1 点のみがこの類に相当する。

黒曜石 5 (第20図)

前記した 4 類より黒色味が劣り、やや透明感がある。器厚の薄い箇所では油煙状の斑が観察できる。小片のため図示できなかった石器集中 3 で出土した剥片が 1 点と、J-13 グリッドで表採された 1 点の都合 2 点がこれに分類できる。

両者が出土した位置の距離は同じ H 街区の中にあるものの、かけはなれている。しかし、油煙状の斑を基準として同一の類と判断した。あるいは造成時に削平された洪積土が移動し、J13 にたどりついたために生じた間隔なのかも知れない。

黒曜石 6 (第20図)

黒曜石 5 と同様に、黒曜石 1 から黒曜石 4 までより黒色味が劣る。また、砂目がかっているため、前者より光沢が劣る。

4 点がこれに相当するが、このうち 3 点の剥片は小片のため図示できなかった。これらも含め、いずれも石器集中 2 の南半分に片寄って分布している。また、肉厚のものが多い。

黒曜石 7 (第20図)

黒曜石 6 と同一の集中区でまとまって出土しており、かつ非常に類似する。しかし、同類より砂目の密度が強く、その分光強度が減少する。

石器集中 2 出土品の大部分を占め、全体にむらなく分布しているが、J12-12 の使用痕ある剥片が 1 点出土したのみで、製品はない。どちらかという縦長の剥片も少なめである。これらの中から 2 点の接合資料が得られた。集中区内の比率も考えあわせると、安定した石器製作の反映と考えられる。

黒曜石 8 (第20図)

見た目の色調、砂目、そして光沢などが黒曜石 6 や黒曜石 7 と類似する。さらに、これに加えて細かな縞状の斑が見てとれる。

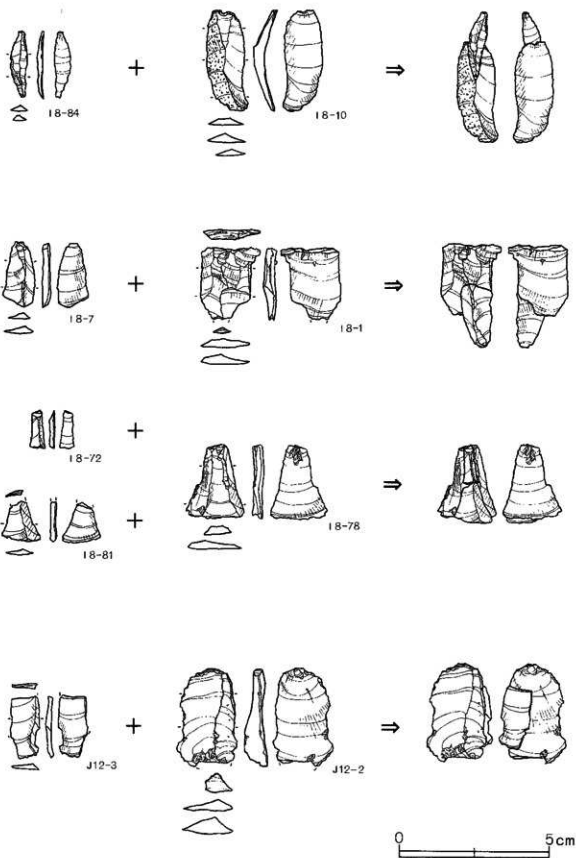
5 点を分類したが、このうち 2 点是小片の剥片で、図示していない。これらは全て石器集中 3 でも北西にまとまって、しかも北西-南東方向をさす直線上に出土している。小型のナイフ形石器がこのうち 3 点を占めるのも特徴の一つである。

黒曜石 9 (第20図)

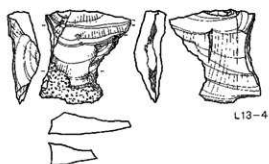
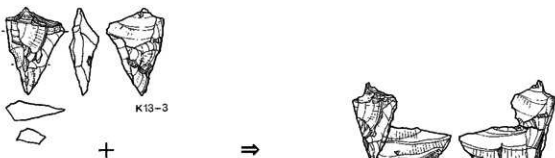
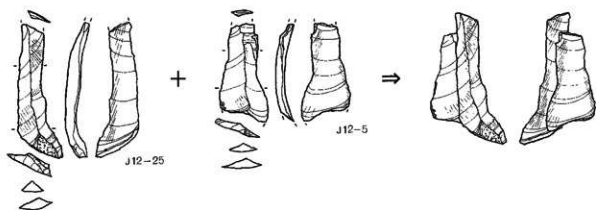
黒曜石 5 から黒曜石 8 までに見られた黒色味は本類にも共通する。だが、他の類より光沢に秀でており、加えて細かな縞状斑も観察できることが本類の分離基準である。10 点を識別したが、うち 9 点が図示し得ない細かな剥片や碎片であった。

これらは、すべてが石器集中 3 の南西に散在しているが、このうち 7 点が北東-南西への直線状に分布している。さらに、南西端より出土した L12-11 のナイフ形石器を変換点として、南方に 2 点がやはり直線状に分布している。

第18圖 接合資料 (1)



第19図 接合資料(2)



0 5cm

2線に含まれないのは1点の剥片のみであり、このような分布は偶然とは思えず、母岩をめぐる何らかの所作の反映と考えられる。しかし、報告までにこの背景を解明するに至らなかった。

黒曜石10(第20図)

黒曜石9などと同様な黒色の印象を受けるが、油煙状の斑が透けて見える。加えて、黒曜石2に近い程の気泡が含まれている。

石器集中3の北方で他との間隙を持って出土したK12-18の使用痕ある剥片のみがこれに相当する。

黒曜石11(第20図)

黒曜石10と類似するが、透明度に勝り、気泡の率が増加し黒曜石2に迫る。

I-10グリッド単独と、第14号住居跡床下掘方からそれぞれ本遺跡では大型の剥片が1点ずつが出土している。両者は街路をはさんだ東西で対面しており、あるいは、中央の街路下にさらなる集中区が隠されている反映なのかも知れない。

黒曜石12(第20図)

黒色味の印象は、黒曜石10などとさして変わらないが、微細に見ると密度の濃い油煙状の斑で色調が構成されている。

石器集中1からもかけ離れたJ-7グリッドで1点が単独で出土した。

黒曜石13(第20図)

黒曜石12同様に油煙状の斑が含まれるが、さらにその濃度が増し、微細な繊維が絡み合って色調を構成しているようにも見える。

K-11グリッドより単独で出土している。

黒曜石14(第20図)

前記した13の各類より透明度が高く、薄茶色に近い印象を受ける。色素は斑状の混入物ではなく、均質な

微粒子の構成である。

石器集中3の北東で出土した大型の使用痕ある剥片1点のみがこれに相当する。

黒曜石15(第20図)

黒曜石14に類似するが、さらに透明度が高い。斑状の混入物はなく、均質である。

8点が石器集中1より出土し、1点が第5号住居跡床下の掘方埋土より出土した。1点の剥片を除き、他はナイフ形石器、あるいはブランディングチップなどの調整加工品である。

剥片素材は縦長の良質なものが多く、これは速くかけ離れた第5号住居跡掘方出土品でも同様である。そして、こちらも共通する剥片加工手法を施したナイフ形石器であり、類別に誤りはないものと考ええる。

黒曜石16(第20図)

黒曜石15と同様の透明度であるが、こちらは砂目がかかっており、光沢に劣る。

石器集中3の中央東寄りに10点が散乱しているが、剥片ばかりで製品はない。このうち8点が1m内外に集中している。

他の2点もさらに1.5m離れた位置でまとまっており、両者はK13-3・L13-4の接合関係で結ばれる。剥片は薄手・肉厚双方が混在している。

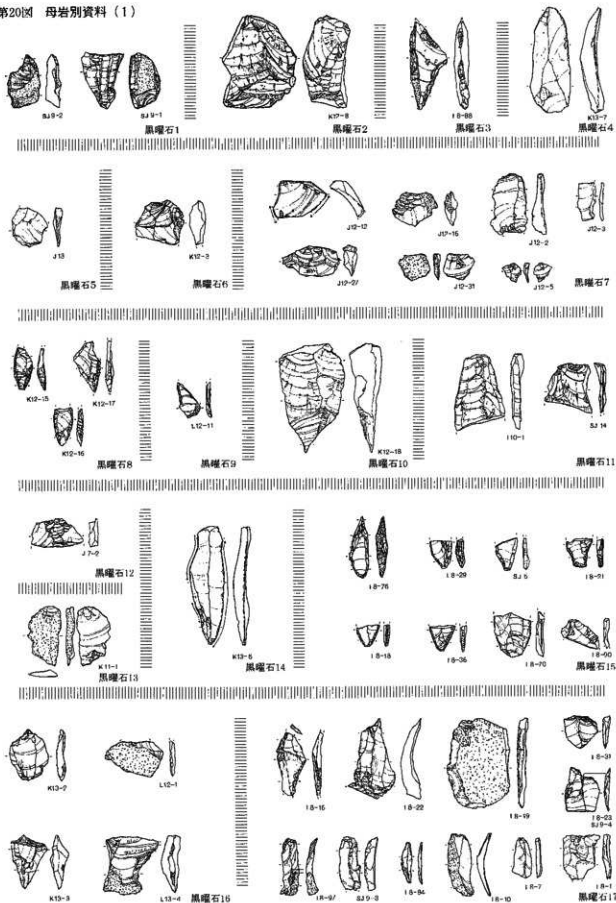
黒曜石17(第20図)

色調の印象は黒曜石16などと同様の印象を受けるが、その因子は細かな黒色縞である。なかには部分的に不純物が含有されているものもある。

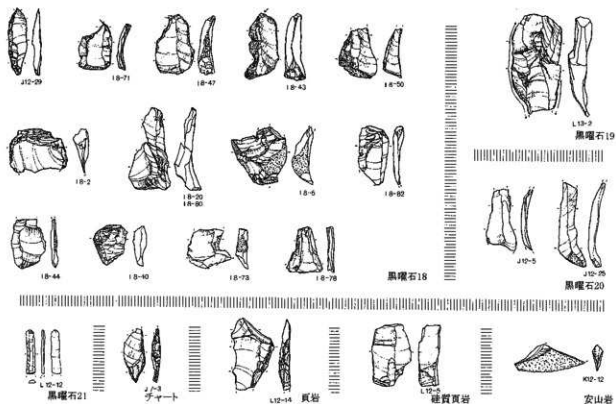
本類は、黒曜石18とともに石器集中1の主体を占める。16点が識別できたが、ナイフ形石器、彫器、掻・削器、稜付石刃など、製品や加工品の率が高い。

縦長の剥片素材の頻度は高く、図示し得なかった剥片類も含め、薄手のもので統一されている。接合関係はI8-1・7の両設打痕を残す例と、I8-23・S J9-4の折断例の2例がある。

第20圖 母岩別資料 (1)



第21図 母岩別資料(2)



黒曜石18(第21図)

前記した諸類とは異なり、透明度が高い。部分的には漆黒の縞状斑が極まり、鮮やかな光沢を示す。

42点がこの類として識別できた。石器集中1の主体を占め、ナイフ形石器、彫器、搔・削器、使用痕ある剥片、剥片、碎片と、一通りのものが遺存している。また、図示しなかったが、3点が出土したプランティングチップもこの類を石材としている。

分布は、石器集中区1の広がりそのものを形成し、中核は第9号住居跡カマド付近の径2m程度に集中する。縦長、幅広いの剥片素材が共存しており、比較的真実のあるものが多い。I8-78に関わる接合例と、I8-20・80の折断部の接合例がある。

黒曜石19(第21図)

黒曜石18と同様、漆黒色の縞状斑が入るが、限られた部分に終始する。石器集中3の東南で出土した5点が識別できたが、図示できたのは、L13-2の使用痕

ある大型剥片の1点のみである。

黒曜石20(第21図)

黒曜石19よりさらに漆黒色縞が減少し、二三の筋が見てとれるのみのものである。石器集中2で2点が出土し、接合した。縦長の良質な素材である。

黒曜石21(第21図)

全ての黒曜石の中で最も透明度が高い。石器集中3で出土した細石刃のみがこの類が相当する。

他の母岩(第21図)

チャート・頁岩・硅質頁岩・安山岩がそれぞれ1点ずつ出土している。前二者はナイフ形石器、また後二者も加工可能な素材であり、単品が持ち込まれ、遺棄されたものと考えられる。うち3点が石器集中3から出土している。

第5表 出土石器観察表(1)

グリッド	番号	北	南	西	東	標高	器種	長さ	幅	厚さ	重量	石質	石器集中	備考
E-6											1.26	黒曜石		
H-7							碎片	0.67	0.38	0.13	0.05	黒曜石		
I-8	1	470	285	31.450			剥片	2.31	2.07	0.42	1.93	黒曜石17	SU1	18-7と接合
I-8	2	500	520	31.501			撻・削器	3.24	2.51	0.75	4.52	黒曜石18	SU1	
I-8	3	590	560	31.514			剥片	0.71	0.69	0.18	0.08	黒曜石18	SU1	
I-8	4	860	630	31.482			プランティンクチップ	1.15	0.30	0.30	0.11	黒曜石18	SU1	
I-8	5	920	720	31.478			剥片	3.15	3.06	0.82	5.74	黒曜石18	SU1	
I-8	6	512	514	31.262			剥片	1.16	0.94	0.14	0.22	黒曜石18	SU1	
I-8	7	504	542	31.473			剥片	2.23	1.19	0.30	0.71	黒曜石17	SU1	18-1と接合
I-8	8	493	562	31.511			剥片	1.44	0.42	0.17	0.14	黒曜石	SU1	
I-8	9	688	558	31.363			碎片	0.31	0.59	0.06	0.02	黒曜石	SU1	
I-8	10	666	598	31.482			剥片	3.40	1.22	0.34	1.36	黒曜石17	SU1	18-84と接合
I-8	11	662	636	31.468			碎片	0.65	0.50	0.11	0.03	黒曜石	SU1	
I-8	12	676	680	31.488			碎片	0.79	0.46	0.07	0.01	黒曜石	SU1	
I-8	13	694	666	31.467			剥片	0.90	0.32	0.10	0.06	黒曜石	SU1	
I-8	14	697	688	31.506			碎片	0.45	0.36	0.09	0.01	黒曜石	SU1	
I-8	15	686	696	31.464			碎片	0.49	0.54	0.14	0.04	黒曜石	SC1	
I-8	16	700	709	31.482			ナイフ形石器	3.38	1.59	0.40	1.82	黒曜石17	SU1	
I-8	17	685	730	31.403			剥片	1.25	1.24	0.30	0.26	黒曜石18	SU1	
I-8	18	652	788	31.442			ナイフ形石器	(1.16)	1.20	0.35	0.54	黒曜石15	SU1	
I-8	19	660	700	31.492			撻・削器	4.73	3.32	0.43	9.36	黒曜石17	SC1	
I-8	20	690	878	31.493			剥片	2.65	2.17	0.96	4.67	黒曜石18	SU1	18-80と接合
I-8	21	764	763	31.494			ナイフ形石器	(1.52)	1.43	0.28	0.80	黒曜石15	SU1	
I-8	22	722	732	31.408			ナイフ形石器	4.21	2.50	0.72	4.34	黒曜石17	SU1	
I-8	23	708	734	31.453			剥片	1.88	0.86	0.25	0.39	黒曜石17	SU1	SJ9-4と接合
I-8	24	725	710	31.492			碎片	0.85	0.13	0.22	0.03	黒曜石	SU1	
I-8	25	702	703	31.488			碎片	0.56	0.46	0.05	0.02	黒曜石	SU1	
I-8	26	726	706	31.509			剥片	1.44	0.86	0.27	0.35	黒曜石17	SU1	
I-8	27	682	602	31.425			剥片	1.50	0.98	0.20	0.28	黒曜石18	SU1	
I-8	28	762	714	31.514			剥片	1.08	0.63	0.37	0.17	黒曜石	SU1	
I-8	29	762	702	31.483			ナイフ形石器	(1.54)	1.15	0.52	0.95	黒曜石	SU1	
I-8	30	794	704	31.408			剥片	1.30	0.54	0.15	0.11	黒曜石18	SU1	
I-8	31	733	697	31.377			ナイフ形石器	1.78	1.70	0.38	0.89	黒曜石17	SU1	
I-8	32	713	694	31.496			碎片	0.51	0.32	0.09	0.01	黒曜石	SU1	
I-8	33	732	686	31.461			碎片	0.85	0.50	0.11	0.04	黒曜石	SU1	
I-8	34	716	680	31.516			剥片	1.28	1.36	0.43	0.65	黒曜石17	SU1	
I-8	35	725	678	31.386			剥片	0.90	1.57	0.23	0.27	黒曜石18	SU1	
I-8	36	751	672	31.468			ナイフ形石器	(1.38)	1.38	0.30	0.58	黒曜石15	SU1	
I-8	37	760	668	31.406			剥片	1.24	0.81	0.07	0.06	黒曜石18	SU1	
I-8	38	766	666	31.381			碎片	0.47	0.67	0.12	0.03	黒曜石	SU1	
I-8	39	726	656	31.486			剥片	0.91	0.46	0.20	0.10	黒曜石18	SU1	
I-8	40	604	684	31.368			剥片	2.26	1.89	0.67	2.39	黒曜石18	SC1	
I-8	41	716	618	31.417			剥片	1.89	0.73	0.23	0.26	黒曜石18	SU1	
I-8	42	728	625	31.449			剥片	0.66	1.14	0.40	0.16	黒曜石18	SU1	
I-8	43	768	628	31.434			彫器	3.43	1.75	1.09	4.82	黒曜石18	SU1	
I-8	44	746	605	31.479			剥片	2.54	1.82	0.30	1.44	黒曜石18	SC1	
I-8	45	714	592	31.433			剥片	1.18	0.65	0.18	0.15	黒曜石18	SU1	
I-8	46	728	502	31.449			碎片	0.70	0.69	0.09	0.03	黒曜石	SU1	
I-8	47	796	546	31.390			彫器	3.13	2.10	0.76	4.63	黒曜石18	SU1	
I-8	48	806	540	31.418			ナイフ形石器	(1.74)	(0.30)	(0.24)	0.15	黒曜石17	SU1	

第6表 出土石器観察表(2)

グリッド	番号	北-南	西-東	標高	器種	長さ	幅	厚さ	重量	石質	石器集中	備考
I-8	49	844	522	31.370	剥片	2.15	1.27	0.11	0.31	黒曜石18	SU1	
I-8	50	856	525	31.454	孫・前器	(2.64)	2.13	0.91	4.17	黒曜石18	SU1	
I-8	51	836	580	31.438	砕片	0.57	0.64	0.32	0.15	黒曜石	SU1	
I-8	52	840	578	31.431	剥片	0.49	0.88	0.36	0.15	黒曜石	SU1	
I-8	53	838	587	31.414	フランチングチップ	0.97	0.26	0.36	0.10	黒曜石18	SU1	
I-8	54	860	590	31.357	剥片	0.61	1.09	0.18	0.06	黒曜石	SU1	
I-8	55	852	594	31.358	砕片	0.61	0.72	0.16	0.08	黒曜石	SU1	
I-8	56	782	597	31.260	砕片	0.73	0.44	0.11	0.06	黒曜石	SU1	
I-8	57	794	580	31.246	砕片	0.57	0.62	0.15	0.05	黒曜石	SU1	
I-8	58	796	622	31.262	剥片	0.50	0.74	0.23	0.05	黒曜石	SU1	
I-8	59	808	557	31.296	剥片	2.00	0.83	0.35	0.47	黒曜石18	SU1	
I-8	60	810	588	31.235	剥片	0.51	0.89	0.10	0.06	黒曜石	SU1	
I-8	61	848	598	31.452	剥片	0.68	1.16	0.20	0.18	黒曜石18	SU1	
I-8	62	898	612	31.452	砕片	0.67	0.46	0.14	0.08	黒曜石	SU1	
I-8	63	880	640	31.422	砕片	0.40	0.52	0.09	0.02	黒曜石	SU1	
I-8	64	828	620	31.432	砕片	0.85	0.38	0.06	0.03	黒曜石	SU1	
I-8	65	842	628	31.433	砕片	0.52	0.38	0.18	0.02	黒曜石	SU1	
I-8	66	853	638	31.471	剥片	2.74	1.48	0.22	0.87	黒曜石18	SU1	
I-8	67	860	650	31.398	砕片	0.31	0.87	0.10	0.02	黒曜石	SU1	
I-8	68	848	650	31.391	剥片	1.03	0.94	0.16	0.17	黒曜石18	SU1	
I-8	69	838	648	31.428	剥片	1.20	1.91	0.46	0.78	黒曜石18	SU1	
I-8	70	836	678	31.358	ナイフ形石器	(2.44)	2.03	0.42	2.06	黒曜石15	SU1	
I-8	71	842	558	31.309	彫器	2.42	1.74	0.29	1.60	黒曜石18	SU1	
I-8	72	826	636	31.359	剥片	1.22	0.58	0.20	0.13	黒曜石18	SU1	18-78・94と接合
I-8	73	810	646	31.266	使用痕ある剥片	2.43	2.09	0.63	2.19	黒曜石18	SU1	
I-8	74	882	610	31.276	剥片	1.69	0.31	0.14	0.09	黒曜石	SU1	
I-8	75	852	670	31.257	砕片	0.36	0.37	0.12	0.02	黒曜石	SU1	
I-8	76	708	704	31.485	ナイフ形石器	3.26	1.03	0.59	1.71	黒曜石15	SU1	
I-8	77	803	672	31.467	砕片	1.46	0.42	0.25	0.17	黒曜石15	SU1	
I-8	78	832	744	31.453	剥片	2.46	2.00	0.31	1.29	黒曜石18	SU1	18-72・81と接合
I-8	79	818	708	31.445	剥片	0.87	1.25	0.10	0.12	黒曜石18	SU1	
I-8	80	814	748	31.476	剥片	2.49	1.14	0.32	1.02	黒曜石18	SU1	18-20と接合
I-8	81	840	730	31.462	剥片	1.38	1.25	0.23	0.31	黒曜石18	SU1	18-72・78と接合
I-8	82	844	728	31.461	剥片	3.12	1.68	0.46	1.89	黒曜石18	SU1	
I-8	83	898	729	31.411	砕片	0.46	0.50	0.07	0.02	黒曜石	SU1	
I-8	84	858	612	31.341	剥片	2.42	0.64	0.13	0.19	黒曜石17	SU1	18-10と接合
I-8	85	816	558	31.328	フランチングチップ	1.01	0.27	0.23	0.05	黒曜石18	SU1	
I-8	86	902	548	31.438	ナイフ形石器	(1.61)	0.94	0.52	0.67	黒曜石17	SU1	
I-8	87	912	567	31.411	剥片	1.17	0.30	0.16	0.06	黒曜石	SU1	
I-8	88	812	120	31.178	ナイフ形石器	4.65	2.03	0.83	5.76	黒曜石3	SU1	
I-8	89	774	650	31.346	砕片	0.58	0.38	0.21	0.04	黒曜石	SU1	
I-8	90	832	554	31.153	剥片	1.60	1.01	0.23	0.59	黒曜石15	SU1	
I-8	91	826	578	31.189	砕片	0.78	0.65	0.08	0.05	黒曜石	SU1	
I-8	92	838	577	31.151	剥片	2.12	0.80	0.22	0.33	黒曜石18	SU1	
I-8	93	824	638	31.291	剥片	1.11	0.71	0.19	0.15	黒曜石18	SU1	
I-8	94	810	668	31.281	剥片	1.22	0.50	0.33	0.17	黒曜石18	SU1	
I-8	95	892	610	31.327	フランチングチップ	1.06	0.44	0.41	0.18	黒曜石15	SU1	
I-8	96	894	724	31.342	剥片	1.10	2.26	0.19	0.38	黒曜石18	SU1	
I-8	97	812	738	31.247	剥片	3.05	0.97	0.46	1.23	黒曜石17	SU1	
I-10	1	600	22	31.444	剥片	3.72	2.77	0.56	6.24	黒曜石11		

第7表 出土石器観察表(3)

グリッド番号	北-南	西-東	標高	器種	長さ	幅	厚さ	重量	石質	石器集中	備考
J-7	1	311	92	30.956	砕片	0.83	0.44	0.10	0.03	黒曜石	
J-7	2	388	646	31.258	剥片	1.76	2.64	0.45	1.97	黒曜石12	
J-7	3	523	545	31.443	ナイフ形石器	(2.90)	1.14	0.43	1.30	チャート	
J-12	1	730	390	31.250	剥片	1.60	1.18	0.25	0.59	黒曜石7	SU2
J-12	2	744	408	31.228	剥片	3.12	2.07	0.73	3.76	黒曜石7	SU2 J12-3と接合
J-12	3	766	480	31.202	剥片	2.01	1.16	0.18	0.49	黒曜石7	SU2 J12-2と接合
J-12	4	738	560	31.097	剥片	1.32	0.97	0.37	0.28	黒曜石7	SU2
J-12	5	780	486	31.173	剥片	3.34	1.62	0.26	1.31	黒曜石20	SU2 J12-25と接合
J-12	6	788	498	31.255	砕片	0.68	0.24	0.11	0.03	黒曜石	SU2
J-12	7	796	560	31.295	剥片	0.64	1.34	0.22	0.16	黒曜石7	SU2
J-12	8	690	504	31.253	剥片	0.57	0.68	0.16	0.09	黒曜石7	SU2
J-12	9	764	594	31.132	剥片	1.35	0.99	0.12	0.17	黒曜石7	SU2
J-12	10	840	580	31.325	剥片	1.40	1.81	0.31	0.64	黒曜石6	SU2
J-12	11	744	650	31.242	剥片	1.30	0.51	0.23	0.15	黒曜石7	SU2
J-12	12	866	710	31.243	使用痕ある剥片	1.96	2.31	0.64	4.08	黒曜石7	SU2
J-12	13	852	520	31.227	砕片	0.56	0.59	0.22	0.08	黒曜石	SU2
J-12	15	912	564	31.176	砕片	0.85	0.69	0.12	0.06	黒曜石	SU2
J-12	16	928	562	31.231	剥片	1.81	2.47	0.78	2.85	黒曜石7	SU2
J-12	17	930	512	31.199	剥片	0.83	1.08	0.52	0.38	黒曜石7	SU2
J-12	18	942	528	31.265	砕片	0.74	0.60	0.14	0.07	黒曜石	SU2
J-12	19	966	522	31.226	砕片	0.72	0.52	0.05	0.03	黒曜石	SU2
J-12	20	974	530	31.231	砕片	0.52	0.41	0.07	0.02	黒曜石	SU2
J-12	21	970	508	31.146	剥片	1.67	0.95	0.43	0.53	黒曜石7	SU2
J-12	22	986	520	31.241	剥片	1.43	1.24	0.30	0.50	黒曜石6	SU2
J-12	23	988	510	31.262	砕片	0.63	0.40	0.07	0.02	黒曜石	SU2
J-12	24	924	478	31.222	剥片	0.89	0.89	0.16	0.13	黒曜石7	SU2
J-12	25	926	452	31.153	剥片	4.44	1.39	0.43	1.84	黒曜石20	SU2 J12-5と接合
J-12	26	960	474	31.082	剥片	1.90	1.26	0.53	1.10	黒曜石7	SU2
J-12	27	974	464	31.191	剥片	1.74	3.02	0.82	3.34	黒曜石7	SU2 J12-31・K12-5と接合
J-12	28	842	370	31.231	剥片	1.05	1.30	0.28	0.39	黒曜石7	SU2
J-12	29	886	360	31.073	ナイフ形石器	3.59	0.99	0.42	1.26	黒曜石18	SU2
J-12	30	962	402	31.278	剥片	0.81	0.89	0.20	0.12	黒曜石7	SU2
J-12	31	986	380	31.157	剥片	1.36	1.77	0.45	0.79	黒曜石7	SU2 J12-27・K12-5と接合
J-12	32	970	398	31.121	剥片	1.32	0.62	0.21	0.17	黒曜石7	SU2
J-12	33	992	508	31.199	剥片	0.93	1.52	0.33	0.25	黒曜石7	SU2
J-12					剥片	1.16	1.93	0.41	0.74	黒曜石7	
J-13					剥片	1.90	2.18	0.40	1.42	黒曜石5	
K-11	1	237	580	31.296	剥片	3.12	1.69	0.46	2.49	黒曜石13	
K-12	1	16	482	31.014	砕片	0.67	0.69	0.29	0.15	黒曜石7	SU2
K-12	2	73	568	31.106	剥片	1.68	1.01	0.23	0.41	黒曜石6	SU2
K-12	3	78	581	30.981	剥片	2.35	2.72	0.82	4.96	黒曜石6	SU2
K-12	4	95	579	31.183	剥片	0.68	1.22	0.22	0.19	黒曜石7	SU2
K-12	5	104	582	31.146	剥片	1.03	1.11	0.31	0.23	黒曜石7	SU2 J12-27・31と接合
K-12	6	18	610	31.235	砕片	0.70	0.59	0.23	0.08	黒曜石	SU2
K-12	7	10	606	31.116	砕片	0.79	0.50	0.13	0.05	黒曜石	SU2
K-12	8	39	609	31.230	石核	4.59	4.08	2.31	51.36	黒曜石2	SU2
K-12	9	42	621	31.154	剥片	0.87	0.89	0.15	0.14	黒曜石7	SU2
K-12	10	74	683	31.188	剥片	1.03	1.92	0.54	0.63	黒曜石7	SU2
K-12	11	199	681	31.238	剥片	1.81	1.27	0.40	0.69	黒曜石7	SU2
K-12	12	652	349	31.254	剥片	1.57	3.85	0.49	1.87	安山岩	SU3

第8表 出土石器観察表(4)

グリッド	番号	北-南	西-東	標高	器種	長さ	幅	厚さ	重量	石質	石器集中	備考
K-12	13	684	400	31.175	剥片	1.33	0.98	0.16	0.27	黒曜石 8	SU3	
K-12	14	790	370	31.183	剥片	1.71	1.24	0.33	0.58	黒曜石 8	SU3	
K-12	15	908	472	31.228	ナイフ形石器	2.28	1.06	0.41	0.89	黒曜石 8	SU3	
K-12	16	876	510	31.228	ナイフ形石器	(2.05)	1.00	0.36	0.83	黒曜石 8	SU3	
K-12	17	961	638	31.157	ナイフ形石器	2.71	1.30	0.44	1.12	黒曜石 8	SU3	
K-12	18	700	844	31.067	使用痕ある剥片	5.67	3.46	1.57	21.22	黒曜石10	SU3	
K-12	19	870	930	31.255	剥片	1.11	0.66	0.10	0.08	黒曜石16	SU3	
K-12	20	936	951	31.054	剥片	1.28	0.43	0.16	0.10	黒曜石16	SU3	
K-13	1	811	25	31.282	剥片	1.64	1.12	0.34	0.45	黒曜石16	SU3	
K-13	2	808	97	31.196	剥片	2.60	2.08	0.43	2.02	黒曜石16	SU3	
K-13	3	883	99	31.217	剥片	2.96	2.13	0.92	3.14	黒曜石16	SU3	L13-4と接合
K-13	4	925	1	31.165	剥片	1.52	0.97	0.46	0.56	黒曜石16	SU3	
K-13	5	929	93	31.180	砕片	0.58	0.84	0.23	0.08	黒曜石	SU3	
K-13	6	937	112	31.237	使用痕ある剥片	6.26	1.98	0.56	5.94	黒曜石14	SU3	
K-13	7	964	110	31.138	彫器	5.63	2.21	0.83	10.59	黒曜石 4	SU3	
K-13	8	933	155	31.115	剥片	1.02	1.77	0.42	0.43	黒曜石16	SU3	
L-12	1	16	996	31.118	剥片	2.85	1.88	0.33	1.93	黒曜石16	SU3	
L-12	2	147	939	31.159	剥片	0.65	1.10	0.20	0.14	黒曜石 9	SU3	
L-12	3	192	945	31.159	剥片	1.39	1.05	0.42	0.50	黒曜石19	SU3	
L-12	4	184	890	31.248	剥片	1.97	1.14	0.35	0.79	黒曜石 9	SU3	
L-12	5	108	786	31.215	剥片	3.23	2.26	0.99	10.46	硅質頁岩	SU3	
L-12	6	150	786	31.129	剥片	2.43	1.07	0.21	0.63	黒曜石 9	SU3	
L-12	7	208	843	31.051	剥片	1.49	0.79	0.11	0.15	黒曜石 9	SU3	
L-12	8	235	827	31.246	剥片	1.13	0.63	0.13	0.11	黒曜石 9	SU3	
L-12	9	254	831	30.982	砕片	0.60	0.30	0.07	0.01	黒曜石	SU3	
L-12	10	246	790	31.079	砕片	1.05	0.44	0.09	0.05	黒曜石 9	SU3	
L-12	11	298	690	31.256	ナイフ形石器	(1.98)	1.13	0.21	0.39	黒曜石 9	SU3	
L-12	12	213	312	30.848	細石核	2.39	0.55	0.17	0.28	黒曜石21	SU3	
L-12	13	370	830	30.975	剥片	1.53	1.92	0.34	1.01	黒曜石 5	SU3	
L-12	14	410	889	31.192	ナイフ形石器	3.73	2.30	0.55	3.97	頁岩	SU3	
L-12	15	409	715	31.245	砕片	0.86	0.34	0.26	0.05	黒曜石 9	SU3	
L-12	16	480	730	31.146	砕片	0.62	0.54	0.06	0.02	黒曜石	SU3	
L-12	17	515	740	30.899	剥片	2.30	0.81	0.18	0.37	黒曜石 9	SU3	
L-13	1	113	2	31.206	剥片	1.21	1.16	0.20	0.21	黒曜石 9	SU3	
L-13	2	100	62	31.014	使用痕ある剥片	5.30	2.69	1.09	14.46	黒曜石19	SU3	
L-13	3	173	55	31.187	剥片	0.93	0.88	0.47	0.29	黒曜石19	SU3	
L-13	4	225	67	30.972	剥片	3.08	2.92	0.98	5.79	黒曜石16	SU3	K13-3と接合
L-13	5	229	72	30.981	剥片	1.56	0.67	0.11	0.12	黒曜石16	SU3	
L-13	6	208	129	31.056	剥片	0.52	1.18	0.53	0.22	黒曜石19	SU3	
L-13	7	335	200	30.977	剥片	2.01	0.96	0.32	0.51	黒曜石19	SU3	
SJ5					ナイフ形石器	(1.83)	1.19	0.17	0.53	黒曜石15		
SJ9	1				細石核	2.82	2.21	1.82	9.48	黒曜石 1	SU1	
SJ9	2				彫器	2.73	1.69	0.74	3.46	黒曜石 1	SU1	
SJ9	3				剥片	2.81	1.16	0.52	1.66	黒曜石17	SU1	
SJ9	4				剥片	2.34	1.00	0.26	0.63	黒曜石18	SU1	I8-23と接合
SJ9	5				剥片	0.72	0.65	0.21	0.07	黒曜石18	SU1	
SJ14					剥片	2.58	2.59	0.36	2.29	黒曜石11		

2. 奈良・平安時代の遺構と遺物

(1) 堅穴住居跡

第1号住居跡(第22図)

E-11・12で検出した。第3号掘立柱建物跡と直接に重複する。だが、床面まで削平されていたため、断面観察による先後の確認はできなかった。わずかに、貼床の観察時点で同掘立の掘方を確認できたことより、本住居跡が先出すると判断した。

2基が遺存するカマドの軸は、いずれも検出できず、また、埋め戻しを土層観察で識別するのは困難であった。しかし、旧カマド埋め戻しを前提として、カマド覆土を破壊する壁溝の痕跡を探ったところ、東カマド

では、該当位置が攪乱で破壊されていた。

ともに壁溝の痕跡が残らず、C断面西で壁溝覆土の第9層がカマド燃焼部内で途切れることなどから、少々心許ないが、北カマドの後出が判断できる。

他に、東・北の2方向にカマドを繰り返し構築する第3号・第6号住居跡も、東から北への変移の順が共通しており、これらも幾ばくかの証左となろう。

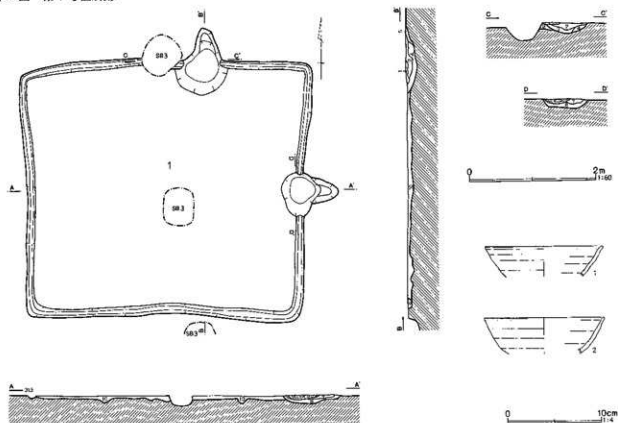
貼床は第10層が相当し、全面に及んでいるが、浅く、南東及び南西隅で一段と深く掘削されていた。

遺物は、須恵器坏10点、同蓋1点、同甕1点、土師器甕3点が出土した。

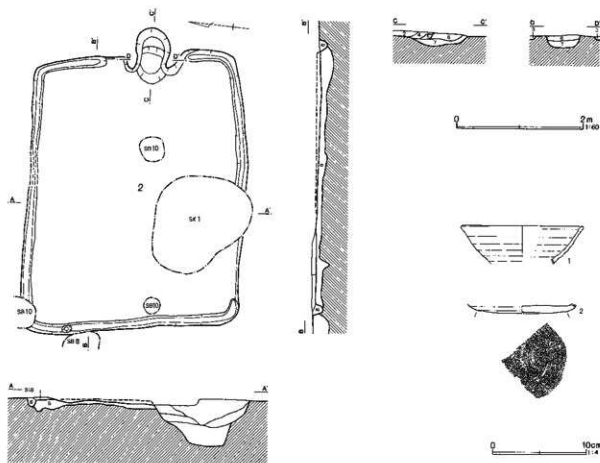
第9表 第1号住居跡出土遺物観察表

番号	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存	備考
1	坏	(12.6)	—	—	WG針	B	淡黄	10	
2	坏	(12.8)	—	—	WG針	C	オリーブ灰	10	床下

第22図 第1号住居跡



第23図 第2号住居跡



第2号住居跡(第23図)

E-10・11で検出した。第8号掘立柱建物跡より後出し、第10号掘立柱建物跡と第1号土壌に破壊されることを調査時の土層観察他で確認した。第10号掘立柱建物跡とは、基軸に共通することからすれば、機能の継承関係にあるかも知れない。

遺構としての遺存率は、攪乱溝がさらにこれに加わるため、残された覆土は極わずかでしかなかった。また、壁溝は全周せず、南壁で途切れるが、同壁のゆがみとともに攪乱溝に惑わされた可能性がある。

カマドは、地山を掘り残した袖の基部がころうじて

残存するのみで、明確な埋没過程をたどれない。第2層に焼土が多く含まれることから、粘土等、構築材となりうる他の素材がなかったものの、これが天井崩落土の一部と考えられる。

この他、西側壁溝中に小穴を持つが、規模も小さく、第4号・第5号・第7号住居跡で検出できた壁際小穴とは性格を異にすると考えられる。

貼床は、ほぼ全面に及ぶが、特に周辺部をドーナツ状に深く窪める。

遺物は、須恵器環が4点、土師器甕が10点出土したが、後者のうち8点はカマド中よりの出土である。

第10表 第2号住居跡出土遺物観察表

番号	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存	備考
1	坏	(13.1)	—	—	WG針	B	灰	10	
2	坏類	—	—	(9.7)	WG針	A	灰	30	

第3号住居跡(第24図～第29図)

F-10・11で検出した。遺構北群の東にあり、拡張を繰り返す大型住居群のうち唯一F区で検出できた住居跡である。初期の精査の段階では街路に近いこともあり、安全上の配慮から南西の隅部は未掘のままであった。その後、調査の最終にこの部分を拡張し、ほぼ全容を把握することができた。

本住居跡は、2回の本格的な拡張と、1回の微細な改修をかさね、都合4次にわたる上屋の修復を経験している。その内容は、大型住居跡の拡張手法の中で最も複雑である。

第1次は、入念な掘方が遺存していた最終次と北西隅部を共有する小規模な堅穴があてられる。カマドは東壁のやや南寄りにその痕跡が検出でき、第26から28層が破壊された構造物の痕跡と考えられる。柱穴は、4本主柱や、第5号住居跡などに見る壁際の補助柱ともに検出できず、無柱穴と判断できる。

第2次は、南方の床下に検出できた整溝を目安とする、東西に長い規模に堅穴が拡大する。カマドは継続して維持された北壁部分に移設され、確認の際に最終次のもとの誤認してしまうほどのしっかりとした構造物として構築される。

柱穴は、新たにこれを設けた痕跡はないが、入口部施設と思われる小穴が南壁下に新たに設置されることが第3次壁下との共通で確定できる。これに対し、西壁下に残る大きな床下土壌は、床下埋土の性格上、第2次以降のどの期においても設定が可能であり、掘削時を特定できない。

また、この期のカマド西脇に2箇所の小穴を検出できた。第3次・第4次に伴うと考えられる隅部の小穴や、第6号住居跡の例から考えて、この2穴は、カマドに付属する貯蔵穴的な用途としてこの期に供された可能性が強い。

第3次は、堅穴規模をさらに南に拡大し、カマドを東に移設する。これに伴う第2次カマドの埋め戻しは、天井部を破壊するのではなく、煙道や燃焼部に土を封ずる方法で行われたようで、天井部と思われる第16層

がかなり高位に残存している。

これに加え、床下部分の精査では、北東と南東の隅に小穴を検出している。第6号住居跡でも隅部に同様な小穴が発見できている。こちらは居住時に開口していたことが接合関係から確認できることから、貯蔵穴的な用途が考えられる。

本住の2例も、その位置関係から同じ用途が考えられ、カマドとの相関関係からすれば、北東が軸基部残る最終次のカマドに伴い、対する南東のそれが第3次に設けられたものと判断できる。

柱穴は、4本が2回にわたって設けられたことが確認できた。だが、この配置は第2次以前の堅穴規模には不適当なため、最終次とその直前に割り振るのが適当だろう。

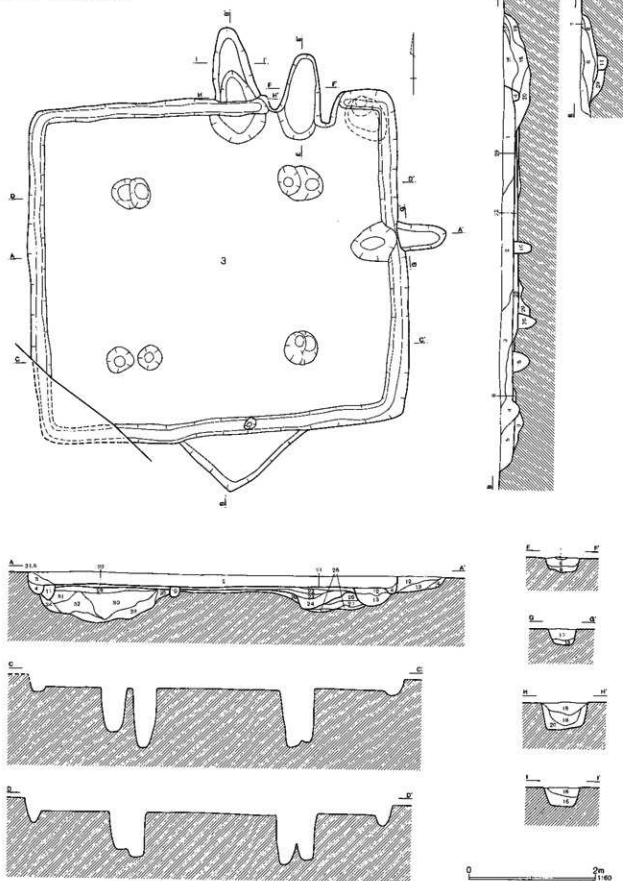
最終の拡張が西方向に行われていることより、柱穴の移設もその方向へのずれをあて、第3次はより東の4穴を以て認定するのが妥当だろう。また、南壁の後退に伴い、入口部の施設も壁面との距離を保つように設定し直される。

第4次は、西方に僅かばかりだが堅穴規模を拡張し、4本の主柱穴も西方に微調整が行われる。カマドは再び北壁に戻るが、第2次のカマドを埋め戻した脆弱部を避けるためか、極端に東寄りに設けられる。第3次のカマド埋め戻しは、天井部にあたる第12層がやはり高位にあることから、第2次のカマドと同じく、まず煙道部から土を充填した後、天井部を潰しているものと判断できる。

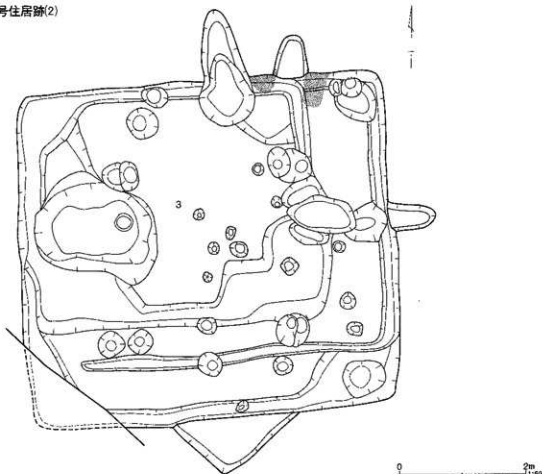
また、南壁下の入口部は、同壁に異動がないだけに、第3次のそれを継続させたとも想定できる。しかし、この付近に堅穴内と同様な貼床を施し、しかも床面高がかわらない掘り込みが検出できた。

他の遺構の重複かとも考え土層観察を重ねたが、どう見ても分層ができなかった。また、第4次の堅穴形態に呼応するような三角形の設定角度からして、本住居跡の入口部施設とした堅穴を拡張したと判断するに至った。整溝はこの掘り込みに呼応していないが、溝内に小穴が発見でき、これが何らかの施設の支持部分と

第24图 第3号住居跡(1)



第25図 第3号住居跡(2)



なっていたと考えられる。

最終次の埋没覆土は、南から北へと順次広がる自然堆積の様相を呈していた。柱穴については半裁途上、認定した重複次数が混乱し、断面図を作成することができなかった。おおよその観察では、柱痕はなく、柱材は堅穴腐絶後に撤去されたものと考えられる。

以上、建て替への各次の概要を順に述べたが、カマドの帰属については、全てにわたってこれが確定できるわけではない。第1次については想定堅穴の規模より、また、第4次については袖基部の遺存より、これを確定できる。だが、北・東壁中央に設けられた2基の帰属については、複数回で同じ壁面を共有するため、直接の根拠がない。

遺跡内における他の例を見る限り、カマドの付け替えを隣接して行う例はない。これを拠る所に北壁中央のカマドを第2次に帰属せしめれば、結果的にカマド

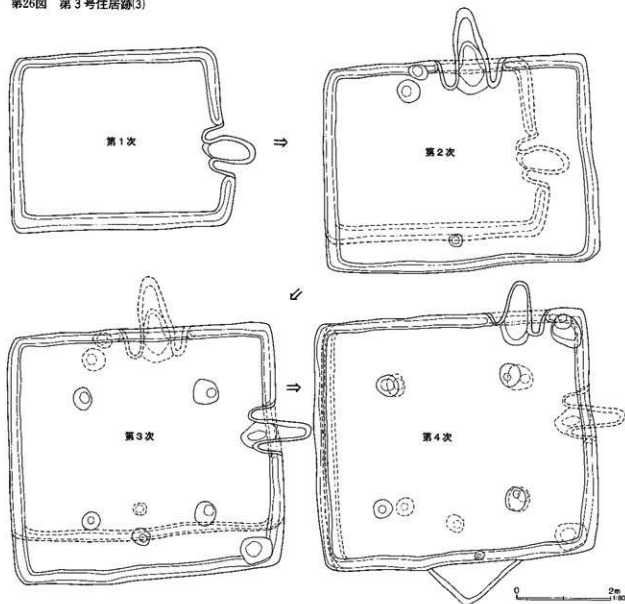
は東→北→東→北へと交互に変遷を繰り返したということになる。

遺物は、須恵器坏類642点、同蓋類43、同甕類100点、土師器甕類806点、須恵質不明土製品1点、紡錘車1点、刀子3点、錐状鉄製品2点、板状鉄製品1点と、本遺跡における単独の遺構としては最も多量の遺物が出土した。

このうち、須恵質不明土製品としたものは、第6号住居跡とともに、本遺跡で2点が出土している。中央に焼成前の貫通孔を持ち、本住居跡出土例は、使用痕となるのか、剥落により孔径が拡大している。

第6号住居跡出土例もあわせ考えれば、これらは転用品ではなく、しかも胎土からは比企郡鳩山町に展開する鳩山窯跡群産の規格品として製作されたことは明らかである。しかし、他に例を知らず、用途、そして本遺跡での複数出土が示す意味なども探り当てること

第26図 第3号住居跡(3)



ができなかった。

一方、49の紡錘車には、「大田大部」と解読できる文字が刻字されている。報告のために一段と深い印刻のみを拾い図としたが、実際は使用痕とは思われない細線が数多く残されている。あるいは、繰り返し同趣旨の文字を刻したものかも知れない。

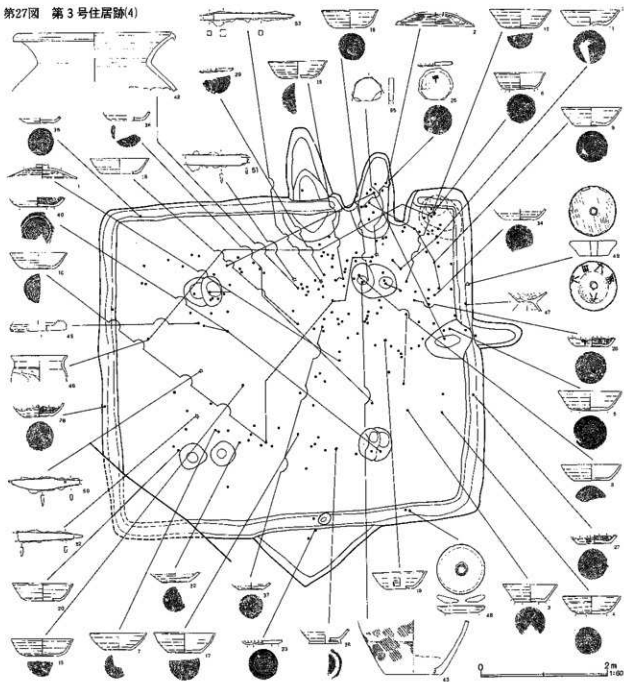
また、須恵器杯では「中」の墨書が印された資料がまとまって出土している。24から26の3点がこれにあたるが、19も欠失部を想定すると同文字であった可能性が高い。「中」の墨書は本住居跡のみの出土であり、

本住居跡埋没期に対応する时期的な集中とも考えられるが、その背景については憶測及ばなかった。

金属器については6点が出土した。刀子3点は、いずれも切先、茎尻を欠失するが、50はほぼ完形に近い。しかし、生の形とは考えられず、使用頻度が多いため研ぎ減りしたものと思われる。

一方、53・54は錐状鉄製品としたが、具体的な用途は判断できなかった。断面は四角形で、この形は先端に至るまで変化ない。また、脚部を設けることも両者に共通している。

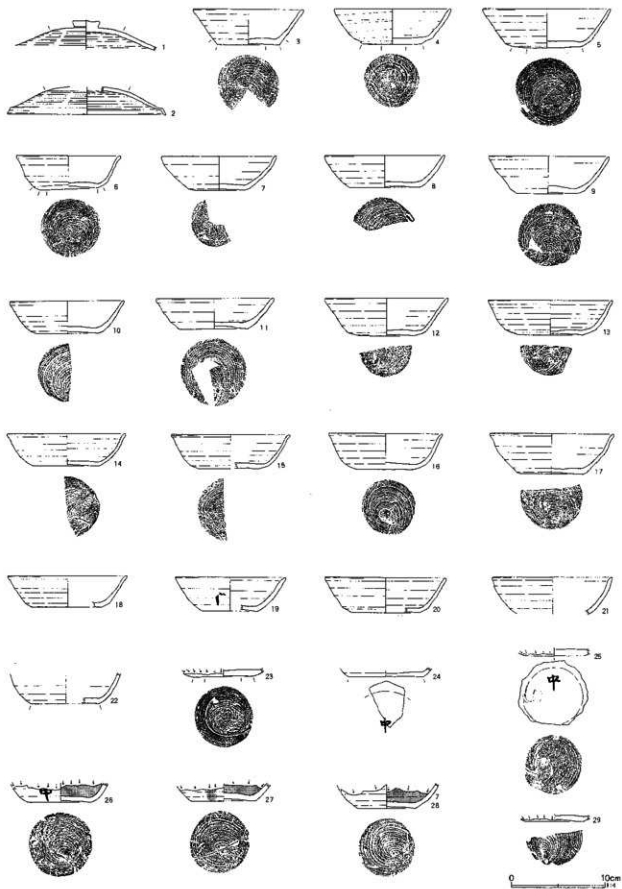
第27図 第3号住居跡(4)



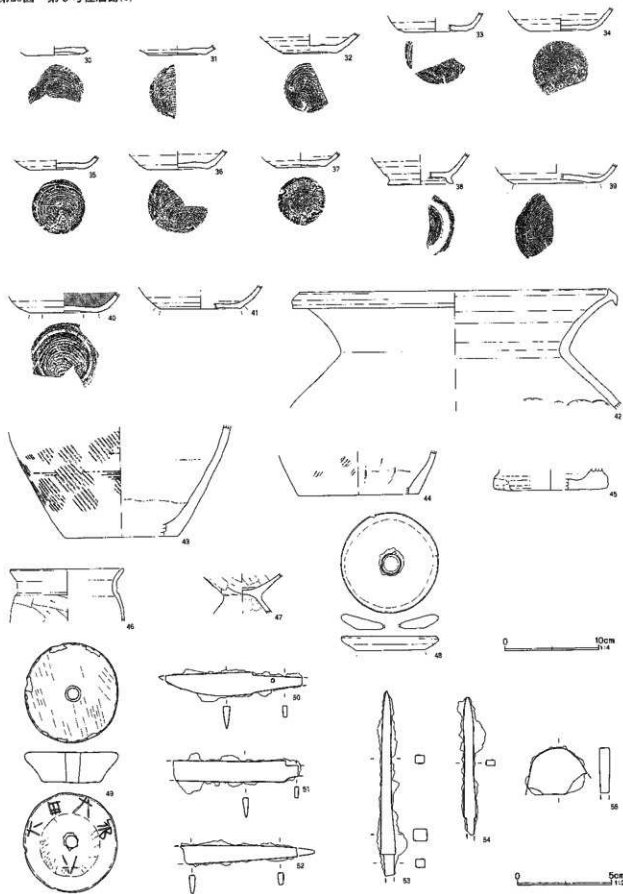
第11表 第3号住居跡出土遺物観察表(1)

番号	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存	備考
1	蓋	—	—	—	WG針	B	灰	60	
2	蓋	(16.9)	—	—	WGR針	B	オリブ黄	20	
3	坏	(11.8)	3.7	6.6	WG針	B	灰	40	
4	坏	12.5	3.8	6.5	WG	B	暗オリブ灰	60	
5	坏	13.6	4.1	7.5	WG針	A	暗緑灰	70	
6	坏	11.1	3.7	6.2	WBG針	B	灰オリブ	80	
7	坏	(12.3)	3.6	5.2	WGB針	B	灰白	40	
8	坏	(12.8)	3.4	(7.3)	WG	A	暗オリブ灰	30	
9	坏	12.9	4.0	6.8	WBG針	A	灰オリブ	70	

第28图 第3号住居跡(5)



第29图 第3号住居跡(6)



第12表 第3号住居跡出土遺物観察表(2)

番号	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存	備考
10	坏	(12.3)	3.5	6.4	WGB	A	灰	30	
11	坏	12.6	3.3	7.3	WGB針	A	灰	90	
12	坏	(13.2)	4.0	(5.9)	WGB針	A	灰	30	
13	坏	(13.3)	3.7	(6.9)	WGB針	B	灰	30	
14	坏	(12.6)	3.4	(7.0)	WG針	B	にぶい赤褐	30	
15	坏	(12.7)	3.6	6.4	WG針	A	灰	50	
16	坏	(12.2)	3.8	6.0	W針	B	灰	50	
17	坏	(13.3)	4.3	6.9	WG針	B	灰オリーブ	40	
18	坏	(12.8)	3.3	(7.5)	WG針	B	オリーブ灰	50	
19	坏	(11.8)	3.6	(5.7)	WGB針	B	灰白	40	墨書あり不明
20	坏	(12.9)	3.7	(7.2)	WG針	B	にぶい赤褐	20	
21	坏	(12.8)	—	—	WG針	C	灰	40	
22	坏	—	—	(7.2)	WG針	B	暗オリーブ灰	30	
23	坏	—	—	6.4	WG針	B	灰	100	意図的打割
24	坏	—	—	(7.8)	WG針	B	灰	20	墨書「中」
25	坏	—	—	6.2	WGB針	C	灰	100	墨書「中」、意図的打割
26	坏	—	—	6.7	W針	B	赤褐	80	墨書「中」、意図的打割、内面墨痕
27	坏	—	—	6.8	W針	B	赤褐	80	意図的打割、内面墨痕
28	坏	—	—	6.0	WG針	B	オリーブ灰	80	意図的打割、内面墨痕
29	坏	—	—	6.2	W針	B	オリーブ灰	50	意図的打割後研磨
30	坏	—	—	6.0	WGB針	B	オリーブ灰	50	
31	坏	—	—	6.1	WB針	B	明オリーブ灰	50	
32	坏	—	—	(5.7)	WG	A	灰	50	
33	坏	—	—	(6.6)	WGB針	B	灰	40	
34	坏	—	—	6.2	WG針	C	灰オリーブ	60	
35	坏	—	—	5.8	WG針	B	灰白	90	
36	坏	—	—	6.6	W針	B	灰	40	
37	坏	—	—	5.0	WGB針	B	灰	90	
38	高台坏	—	—	(7.0)	WG	B	オリーブ	40	
39	碗	—	—	(9.3)	WGR針	B	暗赤褐	30	
40	碗	—	—	(7.4)	WG針	B	灰	50	内面墨痕
41	碗	—	—	(8.5)	WG	A	灰	30	
42	甕	(33.0)	—	—	WGB針	A	黒	10	
43	甕	—	—	(12.0)	WGB針	A	灰オリーブ	40	
44	甕	—	—	(12.8)	WG針	B	灰	20	
45	鉢	—	—	(12.0)	WG針	B	灰	10	
46	土師器	(12.1)	—	—	WGR	B	明赤褐	40	
47	台付甕	—	—	—	GR	B	明赤褐	80	
48	不明土製品	10.5	1.5	7.2	WGB針	B	灰白	100	焼成前穿孔を打割拡大後研磨

第4号住居跡(第30図・第31図)

F-6・7で検出した。G区北西に集中する大型住居跡群のなかにあり、北東隅のごく一部だが、調査区外へと至る。

造成による削平は、上層の多くを破壊しきっており、確認時には極わずかに覆土を残すのみとなっていた。カマドは袖基部を形成する構造体が検出できず、これを受ける掘方のみを検出できたに過ぎない。

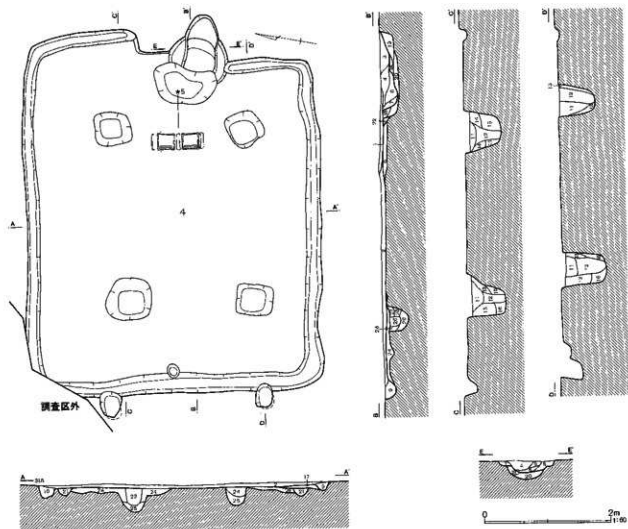
床下掘方の調査によって、本住居跡は、2回の堅穴拡張を介する都合3次の堅穴形態を経験していること

が判明した。

最初期は、最終期の南北壁を減ずる規模の、長方形堅穴で開始されている。カマド壁の段差は、第12号住居跡と共通しており、カマド寄り側であることも共通する。おそらく、標状部として堅穴掘削部分を狭めた部分と思われる。

上屋を支える構造物は、判然とせず、強いてこれにあてるとすれば、中央の2穴が相当すると考えられる。西壁際で、堅穴縁に接して上屋方向に傾斜して設けられる2穴と、同壁溝中央にある入口部施設とともに構

第30図 第4号住居跡(1)



造物を支持していたと解せる。

この設定は、第7号住居跡の第1次堅穴にも共通してみられる。しかし、南側に配置される2穴がいずれも壁に近すぎるくらいがあり、柱穴が無かった可能性も否定できない。

第2次は、南壁を拡張し、これに伴いカマドも南に移動させている。また、4本の主柱穴は、この拡張次の堅穴形態のみが壁との距離関係を均等に処理できることから、この次に設定されたと考えられる。ただしこの基準に立つと、西壁の3穴も同じ距離関係を持つため、最初期との矛盾を来す。いずれをとるかは、報告時までには判断できなかった。

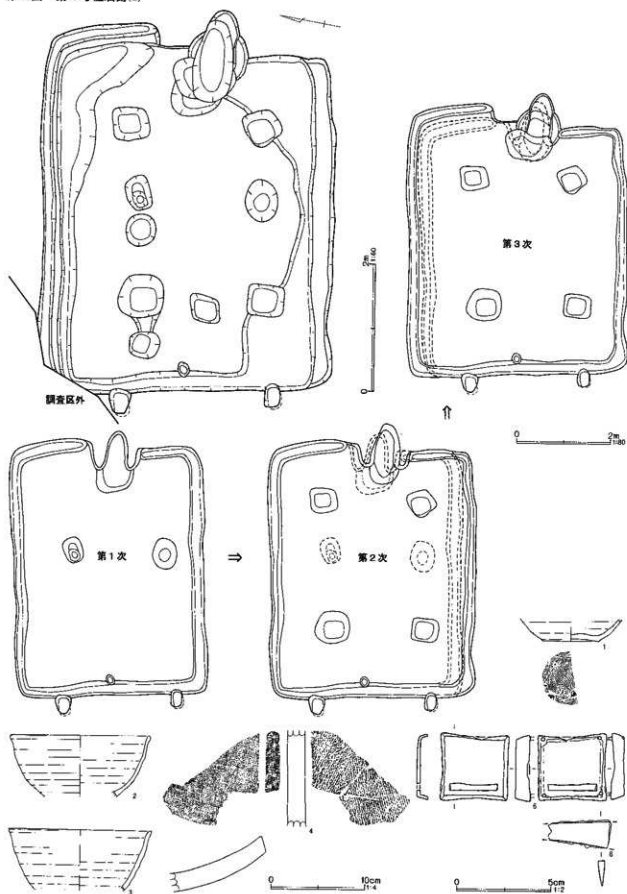
そして、最終次は、北と北東壁を拡張し、北東の拡

大にあわせてカマドを前進させる。堅穴の拡大に反して主柱を撤去したとは考えられず、最終次にも継続したと考えられる。

これらは、掘立柱建物跡を意識したともとれる隅丸方形の掘方を持っている。柱痕は第12層が相当すると思われるが、版築土と思われる第13から16層を加えた整然とした土層分層線に対し、第11層が不規則に介入する。このことから、同層が柱撤去に際して加えられた破壊の痕跡と見なせる。

この他、床下精査で検出したものの、比定ができなかった柱穴については、4本主柱穴を結ぶ線や延長線上に沿っているなど、何らかの用途があったと思われる。だが、3次のいずれにともなうか、また、機能的

第31图 第4号住居跡(2)



どは判断がつかなかった。

遺物は、須恵器坏類4点、同蓋類1点、同甕類1点、土師器甕73点、瓦1点、青銅製帯金具1点、刀子1点、不明鉄製品1点が出土した。

このうち、帯金具は最終次のカマド燃焼部覆土より出土している。従って、埋設等の所作ではなく、単なる投棄と考えられる。

第13表 第4号住居跡出土遺物観察表

番号	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存	備考
1	坏	—	—	(6.0)	WG	B	明オリーブ灰	30	
2	碗	(15.0)	—	—	WG	A	灰褐	20	
3	碗	(15.2)	—	—	WGB	B	灰	20	

第5号住居跡(第32図)

G-6・7で検出した。遺構北群の西にあり、G区北西の大型住居集中部に位置している。第7号住居跡とは、これと呼応したような密接・均等な距離を保って構築されている。

本住居跡も、近接するほか住居跡と同じく拡張を経験しているが、1回のみのものであり、4本の主柱穴も設けられる段階以前に放棄されている。

第1次の構造は、東面のカマドを持ち、南壁下の2穴が北壁寄りの2穴と呼応し、主柱穴とはいかないまでも、補助的柱穴の役割を果たしている。

南壁下に加えて設けられた入口部の施設とともに、これらが本住居跡に付随するもので、それぞれが対応関係にあることは、第4号・第7号住居跡例でも明らかである。

カマドは、最終次に残るものが初期より投棄されたものと判断した。しかし、北壁寄りの床下土壌ではおびただしい焼土が確認できている。円形の形態がカマド燃焼部の掘方とは思えないこと、東壁が優先されるカマド移設の他住居跡例よりこのように判断したが、確たる自信はない。

第2次は、北・西壁をわずかに拡張し、竪穴空間を

拡大している。南壁下で入口部が2箇所検出できているため、4本の補助柱配置は、いずれかの設定次ではなく、拡張前後に継続して同じものが据え置かれたと判断できる。

入口部の対応は、南側のそれにも施設埋置の痕跡が検出できなかったことから、確定できるものではない。しかし、竪穴拡張に伴い西へ移設されたと考えるのが妥当だろう。

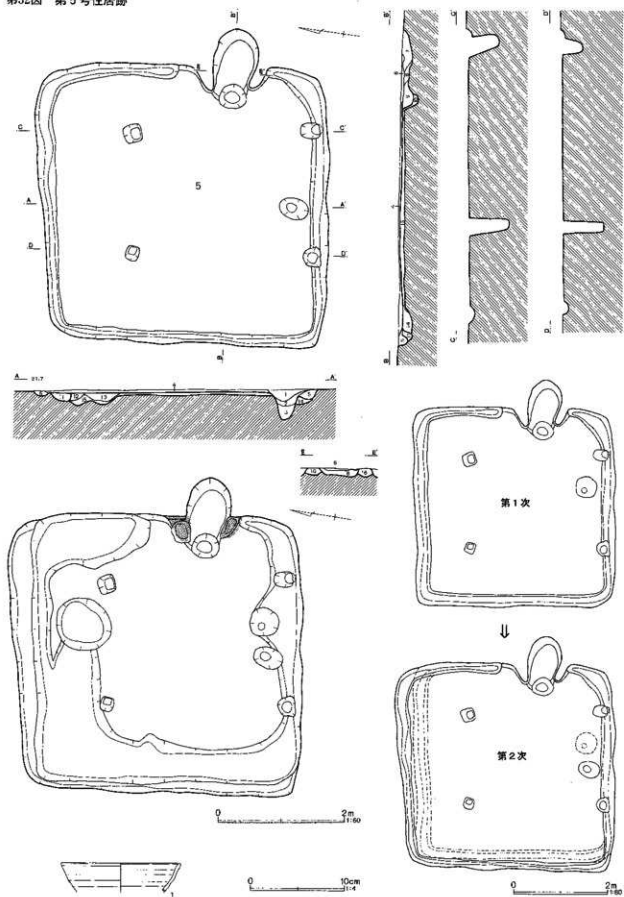
ちなみに、南北の補助柱を結ぶ線は、南に向かって若干広がっており、その延長上には第21号掘立柱建物跡の柱穴が設けられている。同掘立柱建物の違和感は、本住居をあわせ考えることによって理解できるともとれる。単なる偶然かも知れず、出土遺物の時期的な問題もあるが、第7号住居跡との密接均等な配置をも含め、有機的関連の可能性を残している。

遺物は、上層を削平され、覆土がほとんど遺存しなかったため、わずかな数しか発見できなかった。須恵器坏8点、同蓋類3点、土師器甕6点、不明鉄断片などが出土したが、図示できたのは床下埋土より出土した須恵器坏1点のみである。また、床下よりは磨製石鏃も出土している。だが、混在が明らかでないため、第8図に掲載した。

第14表 第5号住居跡出土遺物観察表

番号	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存	備考
1	坏	(12.8)	—	—	WG針	B	灰	10	床下

第32图 第5号住居跡



第6号住居跡(第33図～第37図)

F-7・8で検出した。遺構北群の西にあり、G区北西の大型住居集中部に位置している。最終次の規模が本遺跡中で最も大きい住居跡である。

近隣の住居跡が造成によって削平され、ほとんど覆土を残さないのに対し、掘り込みが深かったため、これを免れた部分より、多くの遺物が出土した。また、カマド煙道部の先端を第8号土層に破壊されているが、全体の把握には影響はない。

本住居跡も周辺の他住居跡と同じく、複数回の拡張が繰り返されており、都合3次にわたる変遷をたどることができる。

その最初期は、東にカマドを設ける小規模なものだが、掘方の規模小さいながらも4本の主柱穴を設定する。カマドの煙道は最終次の掘方より外に突出していたが、その広さは微々たるもので、最終次の床下精査で旧カマドを発見し、初めて注意を向けたものである。このカマドは、拡張時に破壊されたものだろうが、袖基部の構架材は残存し、第29層にあたる支脚埋め込みの小穴も発見できた。

第2次は、掘方を抜本的に拡大し、北壁にカマドを移転する。これに伴い、柱穴も柱間を広げ、掘方規模も拡大する。また、カマドと正対する南壁下に入口施設と思われる小穴を設定する。

この際の床面設定は、前段階の床面を破壊し、床下の造作を、入念に行っている。第32層は第1次の床下埋土であるが、この期のカマド埋土である第25から30層の直上にもしっかりと突き固められた貼床土が分布している。

最終次の造作は、第2次の北壁を除く3方向を若干拡張し、堅穴規模を拡大している。しかし、カマド及び主柱穴の作り替えは、覆土の断面観察に見る限り、行った痕跡がない。

これに対し、第2次に設けられた入口部の小穴は、堅穴住居跡規模の拡大に伴う移転の痕跡がない。壁との距離が密接に関わる施設だけに、継続使用は考えられず、他へと転換したものと思われる。

住居の完全放棄後に堆積した覆土は、自然堆積と認定しうる暗褐色系土で占められ、下層ほどに褐色味を増す。また、主柱穴内は、4本ともに柱痕に擬せる第15層を残しているが、直立した層形を示すのは1箇所のみで、他は片流れや、それに類する断面形となる。このことから、最終次の廃絶に伴い、主柱材は整理されたものと判断できる。

カマドは、袖基部の地山を若干掘り残し、そこから第20・21層の白色系粘土を主体とする構造材部分を整形する。第3から5層のカマド崩落土のうち、天井部痕跡の主体をなすのは第4層と考えられる。

一方、北東隅の小穴は、最終次部分の調査時に容易に確認できたので、この期にともなうものとして差し支えないだろう。覆土には粘土を含み、土師器裏の上半が出土した。このことより、何らかの貯蔵施設かとも考えたが、結論にいたらなかった。

この塞は、遺物出土状況図には表現できなかったが、小穴内と覆土中の小片が接合している。従って、使用時には開口していたものと考えられる。

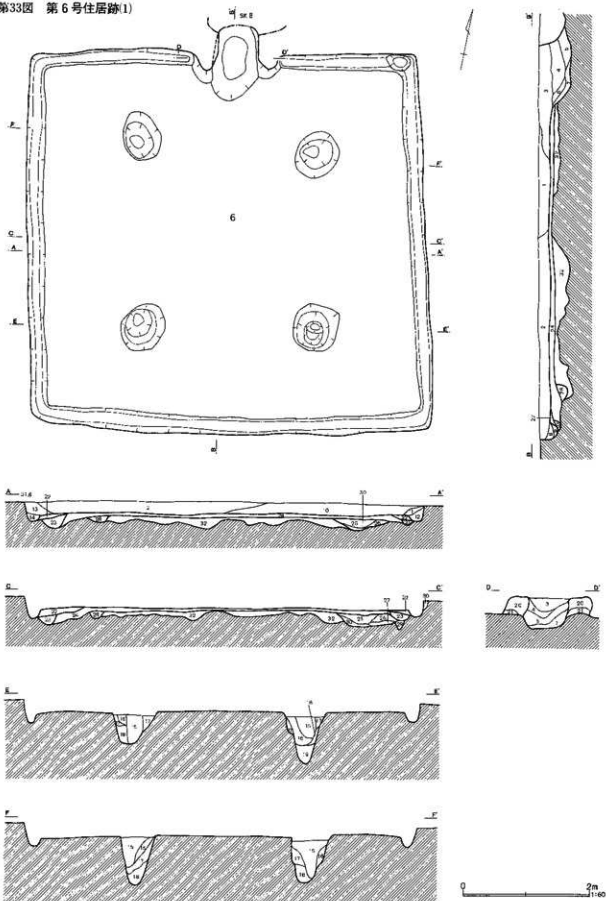
同様に、第1次の南東隅部に類似する小穴が発見できた。位置関係では認定に支障ないものの、第2次ではこれが欠けており、果たして同趣旨の施設であるか判断できない。

遺物は、須恵器坏類が422点、同蓋類が29点、同甕類が24点、土師器坏類が34点、同甕類が343点、須恵質不明土製品が1点、土錘が1点、刀子が2点、板状鉄製品が1点、不明鉄製品が1点出土している。

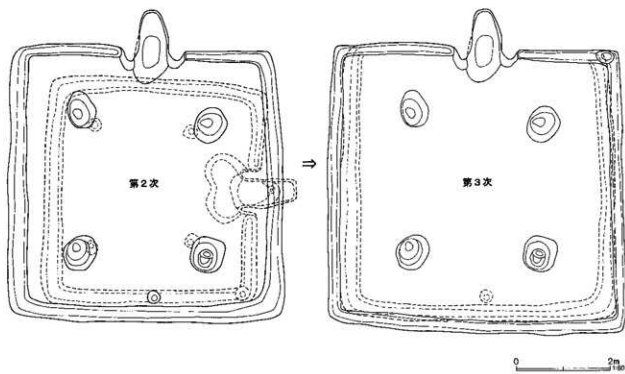
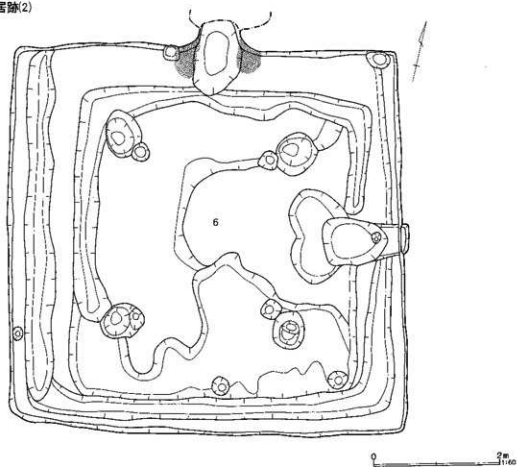
これらの多くは覆土中に投棄されたものである。この中で、内面に油煙を付着させる53の土師器坏は、カマド第4層中より発見された。あるいは付随の容器であったかも知れない。

一方、3の須恵器蓋は上面に2字二細計4字の墨書が観察できる。しかし、2字目が「家」と判別できる以外は摩耗著しく確定できない。また、55の須恵質不明土製品は、第3号住居跡でも出土しており、こちらは焼成前の穿孔が観察できる。

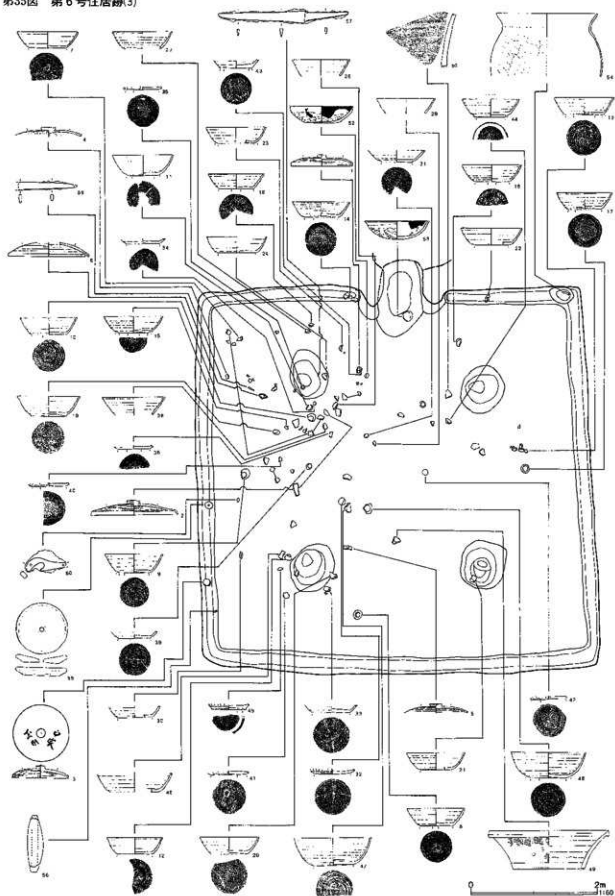
第33图 第6号住居跡(1)



第34图 第6号住居跡(2)



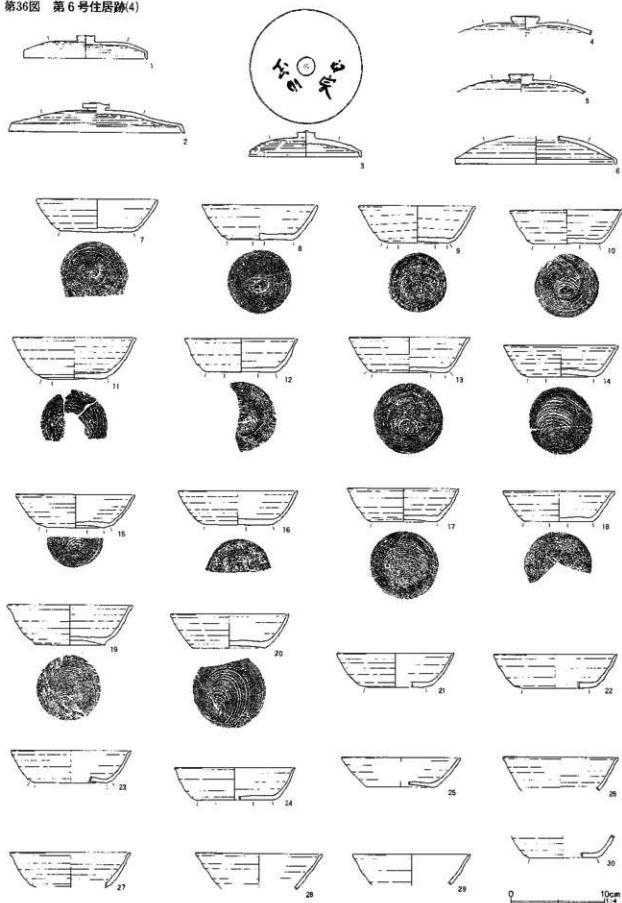
第35区 第6号住居跡(3)



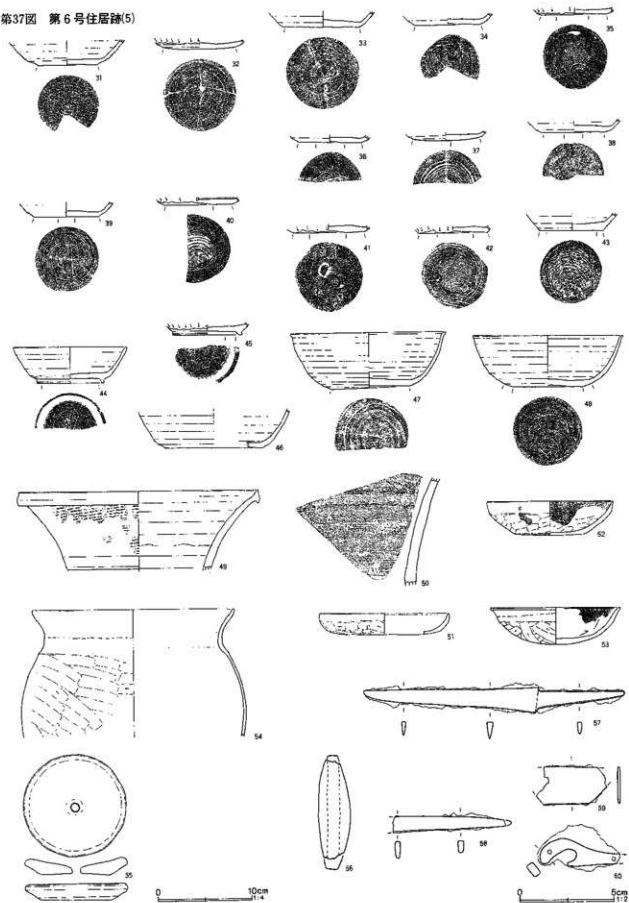
第15表 第6号住居跡出土遺物観察表

番号	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存	備考
1	蓋	13.3	2.5	—	WG針	A	灰	100	
2	蓋	18.9	3.1	—	WG針	B	オリブ灰	80	
3	蓋	12.1	2.8	—	WG針	B	灰白	100	黒書「□家□□」
4	蓋	—	—	—	WG針	B	灰	10	
5	蓋	—	—	—	WG針	B	黒	10	
6	蓋	17.3	—	—	WG針	B	暗オリブ灰	40	
7	坏	(13.0)	3.5	7.8	WG針	B	オリブ灰	40	
8	坏	12.4	3.7	6.9	WGB針	B	オリブ灰	100	
9	坏	12.6	3.9	6.5	WG針	B	灰	80	
10	坏	12.2	3.6	7.1	WGB針	B	灰白	80	
11	坏	(13.2)	4.4	7.0	BGR	C	オリブ黄	40	
12	坏	(12.1)	3.5	7.4	WG針	A	暗灰	40	
13	坏	12.9	3.7	7.8	WG針	B	明オリブ灰	90	
14	坏	12.4	3.4	8.0	WG針	C	灰白	70	
15	坏	(12.8)	3.5	6.1	WG針	B	暗オリブ灰	40	
16	坏	(12.8)	3.7	7.2	WG針	B	灰	40	
17	坏	12.0	3.5	7.0	WGB針	B	暗オリブ灰	100	
18	坏	12.1	3.3	7.4	WG針	B	灰	50	
19	坏	(13.4)	4.2	7.4	WGB針	B	暗灰	60	
20	坏	(12.7)	3.6	7.7	WG	B	灰白	40	
21	坏	(12.6)	3.7	(6.5)	GR	C	浅黄	30	
22	坏	(13.2)	3.6	(7.7)	WR	C	灰白	40	
23	坏	(12.8)	3.4	(7.6)	WG針	B	暗緑灰	40	
24	坏	(12.9)	3.4	(7.9)	WG針	B	灰白	30	
25	坏	(12.7)	3.2	(7.2)	WG針	C	オリブ黄	30	
26	坏	(12.4)	—	—	WG	B	オリブ灰	30	
27	坏	12.9	—	—	WG針	B	灰	50	
28	坏	(13.6)	—	—	WG針	B	灰白	40	
29	坏	(12.6)	—	—	WGR	C	浅黄	30	
30	坏	—	—	(7.2)	WG針	B	橙	40	
31	坏	—	—	6.5	WG針	B	灰	30	
32	坏	—	—	7.8	WG針	B	黒	100	意図の打割
33	坏	—	—	8.0	WG針	B	オリブ灰	80	
34	坏	—	—	7.0	WG針	B	灰	50	
35	坏	—	—	7.1	WGB針	B	灰	100	意図の打割
36	坏	—	—	6.8	WG	A	灰	50	
37	坏	—	—	7.2	WG針	B	オリブ灰	50	
38	坏	—	—	6.5	WGB針	A	暗灰	50	
39	坏	—	—	6.9	WG針	A	暗オリブ灰	80	
40	坏	—	—	7.1	WG針	B	暗オリブ灰	60	意図の打割、内面墨痕
41	坏	—	—	7.7	WG針	B	灰	100	意図の打割
42	坏	—	—	7.4	W針	B	灰	100	意図の打割
43	坏	—	—	6.7	WGR	C	オリブ黄	90	
44	坏	(12.2)	3.8	7.3	WG針	A	暗オリブ灰	50	
45	高台坏	—	—	7.5	WG針	B	暗オリブ灰	50	
46	碗	—	—	(10.3)	WG針	A	暗灰	30	
47	碗	(16.6)	5.8	8.5	WGB針	B	オリブ灰	50	
48	碗	(16.1)	5.4	7.5	WG針	A	灰	60	
49	甕	(25.6)	—	—	WG針	A	黒	10	
50	甕	—	—	—	WG針	A	灰褐	破片	
51	土師坏	(13.7)	2.2	(9.0)	WG	B	明赤褐	10	床下
52	土師坏	(13.5)	3.6	7.5	WG針	B	灰オリブ	40	内面油煙付着
53	土師坏	14.0	3.9	—	WGR針	B	赤褐	90	内面油煙付着
54	土師甕	(21.6)	—	—	WGR	B	明赤褐	30	
55	不明土製品	10.9	1.8	7.3	WG針	B	灰白	100	

第36图 第6号住居跡(4)



第37图 第6号住居跡(5)



第7号住居跡(第38図・第39図)

G-6で検出した。G街区北西部に集中する大型住居跡群を形成するもので、第5号住居跡と近接するが、これに呼応したような微妙な間隔を保ちながら構築されている。

また、区画整理による削平は、床面直上にまで及んでおり、微妙な落差の中でカマド袖部の確認は、なしえなかった。

床下精査の結果、本住居跡は、それぞれ1回の小規模な修復と拡張を経験し、都合3次にわたって上屋の改造が行われたことが確認できた。だが、カマドはこ

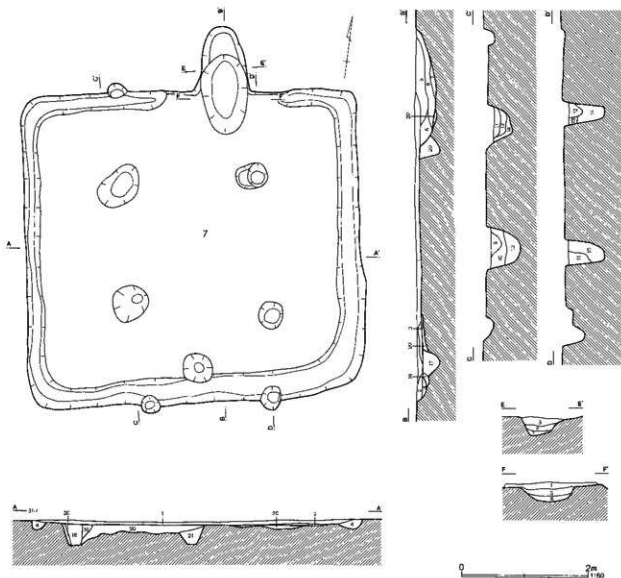
れらの全てにわたって継続して使用されている。

その最初期は、最終次の竪穴規模より西壁と南壁が縮小し、主柱穴を持たない。しかし、これに類する機能として西壁中と、東壁近くに計4本の柱を設けている。西壁溝内の2穴の間には入口部施設と思われる小穴を設けている。

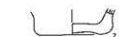
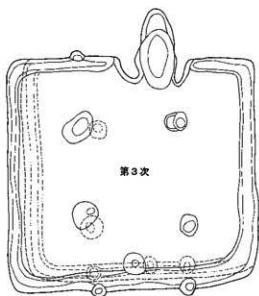
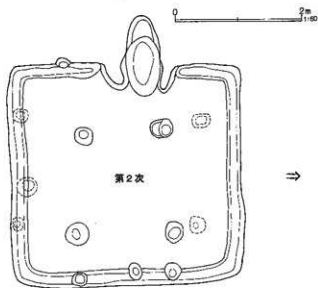
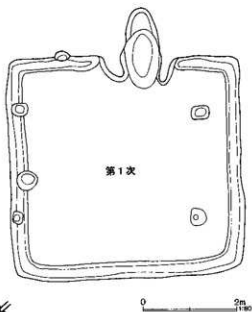
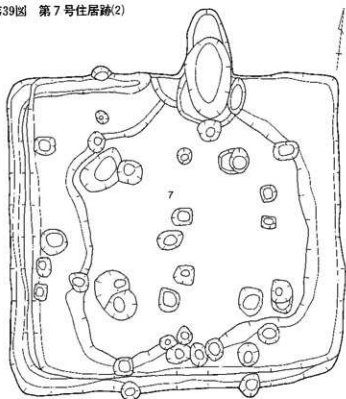
壁溝内と入口の3穴で構成する構造型は、竪穴規模をそのままに、4本主柱穴を加えた第2次にも南壁に場所をかえながら継続される。

そして、最終次には西・南壁の拡張に伴い4本の主柱穴と3穴の組み合わせを微妙に配置換えし、幅広の

第38図 第7号住居跡(1)



第39图 第7号住居跡(2)



壁溝を全周させる。

壁際の3穴は、改修・拡張に伴い変転している。逆にそのことが、これらの恣意性を証明する根拠となる。また、最初期における東壁近くの2穴は、主柱穴を代用するものとして上屋を支持していたと考えられる。

その他、北壁に穿たれた小穴と、改修遷移の比定から漏れた床下の小穴については、解釈が不可能であった。ただし、北壁については、南壁3穴と対応する位置を占めており、あるいはこれを補うものであった可能性もある。

最終次の柱穴は、4本の示す土層の様相がまちまちで、大きな破壊こそ伴わないものの、柱材の撤去が行われたものと解せる。

カマドは、一段と深い掘方が特徴だが、前述の通り、袖部分は発見できなかった。また、天井部崩落に該当する土層も特定できなかった。あるいは、原形をとどめぬまでの構築材の流出や破壊を経験した結果なのかも知れない。

遺物は、須恵器坏類が19点、同蓋類が6点、土師器甕類が39点、小型土器が1点出土している。

第16表 第7号住居跡出土遺物観察表

番号	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存	備考
1	蓋	(16.6)	—	—	WG針	B	暗灰	20	
2	坏	(12.3)	3.5	5.8	WGB針	B	灰白	60	
3	坏	—	—	5.9	WGB針	B	オリーブ灰	70	
4	坏	(12.4)	—	—	WG	B	暗灰	20	
5	椀	—	—	9.4	WG針	B	暗オリーブ灰	40	
6	土師甕	(14.0)	—	—	WGR	B	にぶい赤褐	10	
7	小型土器	—	—	4.2	WG	C	橙	100	

第8号住居跡(第40図)

I-8・9で検出した。遺構南群の中央に位置する、最小の住居跡である。ほぼ磁北から座標北の範囲を基軸として展開する本遺跡の遺構群の中で、本住居跡のみがこれに該当しない。出土遺物の中には最古の様相を示しているものもあり、集落規制の確立前の単独展開も考えられる。

覆土は、一般的な自然堆積の経過を示しており、強制的な埋め戻しの痕跡は見られない。全周する壁溝の北東には地山掘り残しの基部を持つカマドが構築されている。

カマド掘方は、開口を広く取る型のもので、至近に

位置する第9号住居跡と共通する。燃焼部掘方の深さと相まって急激な煙道部の傾斜に至ることとなる。

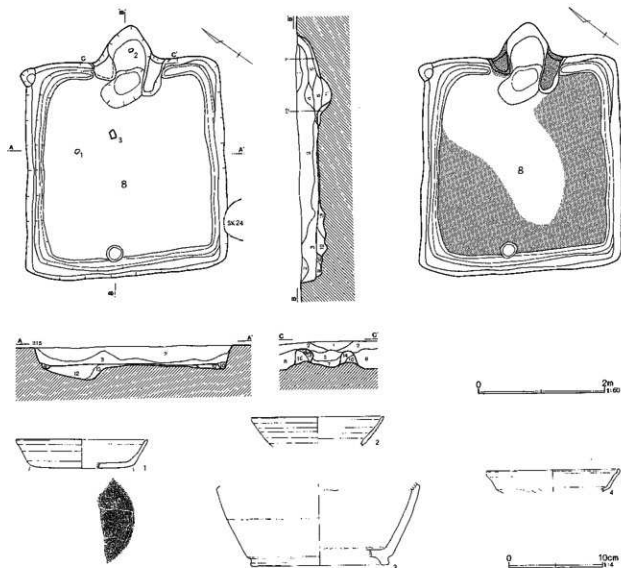
この中で、第7層が焼土ブロックを多く含んでおり、天井部崩落土と解せる。これが最下層にあることより、住居廃絶後、程なく崩落が開始したと思われる。

その他、南西壁下には出入り口部の施設と考えられる小穴がうかがわれている。これに対し、北隅部に検出した小穴は、本住居跡に付属するものか判断できなかった。

遺物は、須恵器坏類11点、同蓋類2点、同甕類1点、土師器坏類1点、同甕類21点が出土している。

第17表 第8号住居跡出土遺物観察表

番号	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存	備考
1	坏	(14.0)	3.1	11.0	WG針	B	灰白	40	
2	坏	(14.2)	—	—	WG針	B	オリーブ灰	30	
3	短頸甕	—	—	(14.8)	WGB針	A	黒	30	
4	土師坏	(14.2)	—	—	WB	B	橙	20	



第9号住居跡(第41図・第42図)

I・J-8で検出した。第8号住居跡と近接し、遺構南群の中央に構築されているが、同住居跡とは異なり、他の遺構群と類似する軸方位を保つ。

竪穴形態は、他の住居が長軸と短軸の比が同等か、主軸方向に長いのに対し、本住居跡は主軸に直交する東西方向に長じている。

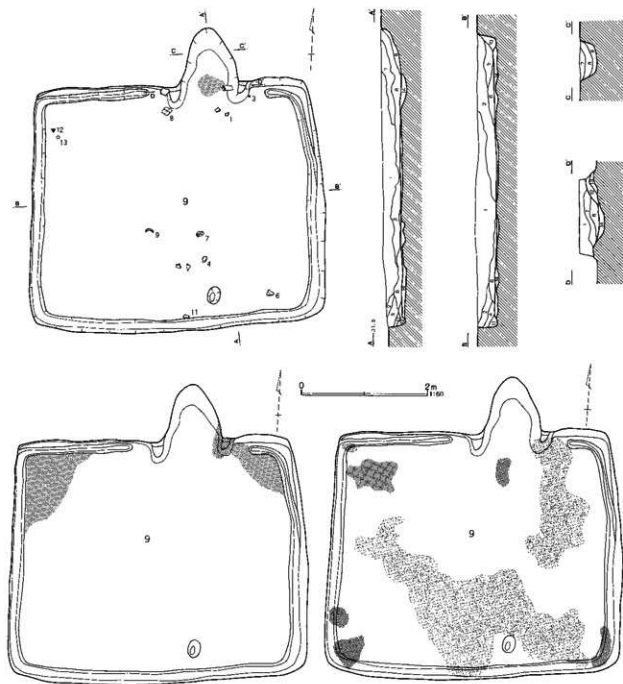
構築物はカマドと、それに相対しつ、入口部施設を支持する機能を果たしたと思われる小穴しかない。壁溝は、カマド脇で途切れるが、他は全周する。北壁では竪穴壁面から独立するが、意図的なものか、壁面

の崩落によるものか判断できなかった。

覆土は、一般的に、黒から暗褐色系土で、下層ほどに黄色味を増す。このうち、第6層は焼土層であり、第11・12層を介するものの、埋没初期の段階で床面上より堆積している。だが、床面そのものは焼けておらず、これが壁際にも及ばない。

このことから、焼土は投棄されたものであり、住居の廃絶後、壁際に構築物が残存した段階で行為が繰り返されたものと推察できる。また、入口部小穴付近にも焼土が及ばないことも、南壁から小穴にかけての構築物の存在を彷彿させる。

第41図 第9号住居跡(1)



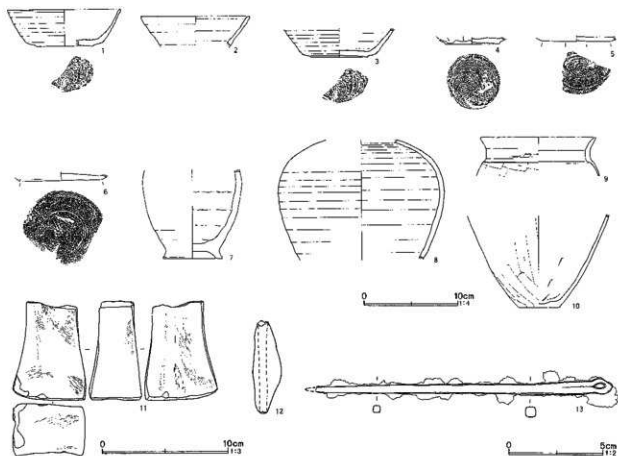
カマドは、間口の広い煙道掘方を設け、地山を掘り残した袖基部の上に粘土架橋する。しかし、袖材の粘土に相当する第12・13層は、片袖分しか遺存していない。反面、焼土ブロックを大量に含み、天井部崩落土と思われる第7層はさほど流出に至らなかったような分布を示す。

燃焼部は、床面と同じ水準で被熱痕が確認できてお

り、この部分の掘方は、使用時に開口していなかったようである。

床下の掘方は、極浅いもので、堅穴掘削時の深度がそのまま床面にかえられている。北側の両隅部に一段深い掘方があるが、壁溝の形態が消滅するまでのものではない。これに対し、カマド燃焼部直下には明確な掘方が残っていた。

第42図 第9号住居跡(2)



遺物は、須恵器坏類が50点、同甕類が5点、同甕類が12点、土師器甕類が92点、土錘が1点、針状鉄製品が1点、砥石が1点出土している。

このうち、第42図13は、針状鉄製品とした。ほぼ完存しており、推定長は16.3cm。一端に素材押し返しの孔があり、もう一端は錐状となる。断面は四角形で、

具体的な用途は不明である。

これらは、カマド周辺と入口部を結ぶ範囲に集中して出土した。だが、針状鉄製品と土錘のみが北西隅部で、しかも至近の床面上に出土しており、他と区別する必要がある。

第18表 第9号住居跡出土遺物観察表

番号	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存	備考
1	坏	(12.1)	3.9	(6.0)	WG針	B	灰	20	
2	坏	(11.6)	—	—	WGB針	B	灰白	20	
3	坏	—	—	(6.0)	WG針	B	灰	30	
4	坏	—	—	5.8	WG針	B	黒褐	100	
5	坏	—	—	(7.2)	WBG針	B	灰	20	
6	坏類	—	—	8.6	WGB針	B	灰白	90	
7	長頸瓶	—	—	6.4	WGB針	A	暗灰	80	
8	長頸瓶	—	—	—	WGB	A	灰	30	
9	土師甕	(12.3)	—	—	WG	B	橙	40	
10	土師甕	—	—	4.3	WGR	B	にぶい赤褐	50	

第10号住居跡(第43図)

K-4で検出した。G街区南で東西に広がる埋没谷のただ中に構築されている。同じような環境でも、他の遺構は、例えば第24号掘立柱建物跡と第31号掘立柱建物跡の相対配置のように、埋没谷の中心をさけて構築されている。

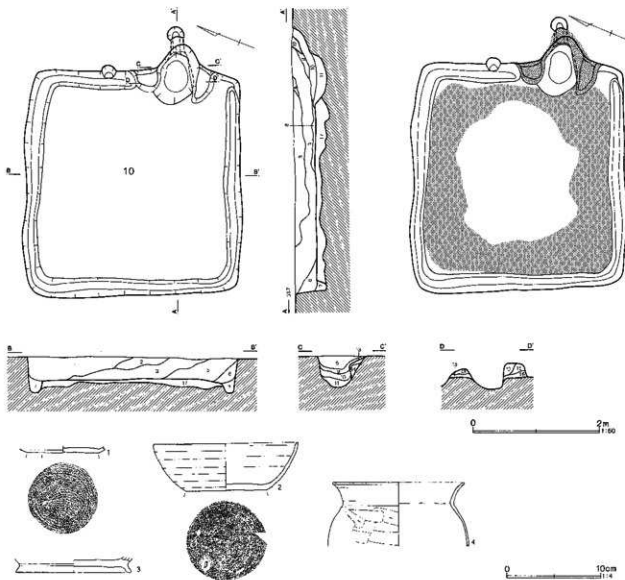
ちなみに、第11号住居跡や第24号掘立柱建物跡は、掘り込みの下層で地山第Ⅲ層に到達することが、いささかでも谷中央を回避したことを表すかのようなのであるが、こちらは、床下を調査してもなお、第Ⅱ層の範囲内に終始していた。

竪穴の掘り込みは深く、カマド天井部の一部である第12層がそのまま遺存していた。このことから、本住居跡の周辺は、往時の地表面とさしてかわらぬ水準にあることが推察できる。

カマドは、第Ⅱ層地山を掘り残した袖基部の上に、第13～16層など、ローム混じりの粘土を使用して架橋が行われている。煙道先端は小穴状となり、急激な傾斜とともに燃焼部へと至る。間口を広くとった煙道部掘方の壁面にも粘土を貼付け形態を整えている。

カマドの崩落は、器設部周辺が軟弱化することより始まったようで、第9層の一次堆積土がこれに相当す

第43図 第10号住居跡



る。しかし、廃絶後の煙道よりの一次堆積土が一定の厚みを以てこれに介在することから、崩落はかなり間をおいて始まったと判断できる。

床下の掘方は、周縁を一段と深くするドーナツ状を意図しており、埋土にはこの周辺にはないロームブ

ロックを含んでいる。

遺物は、須恵器坏類11点、同蓋類1点、同甕類2点、土師器甕156点が出土した。北群の諸住居跡に比して、甕類の出土率が多い。

第19表 第10号住居跡出土遺物観察表

番号	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存	備考
1	坏	—	—	7.6	WG針	B	灰	100	
2	椀 (15.4)	5.0	8.6	WG針	B	灰白	60		
3	壺類	—	—	12.3	WG針	B	灰	100	
4	土師甕 (14.1)	—	—	—	WGR	B	にぶい赤褐	40	

第11号住居跡(第44図)

K-3で検出した。G街区最南に位置し、本集落では最も西の遺構となる。大半は調査区外となり、全容は把握できない。だが、調査区壁を観察すると、第II層でもかなり上層であっても掘り込みが確認でき、往時はかなりの壁高を備えていたと考えられる。

北壁は垂直に立ち上がるが、南は緩やかであること

から、第II層部分の壁が大きく崩落したようである。

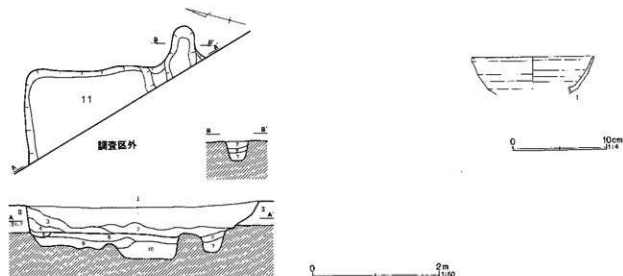
床下は、他の住居跡には見られない、大きく深い掘り込みを持つ。これが床下土壌の一部なのか、床面高の異なる建て替えの所産なのかは、安全上拡張がななかつたため、決することができなかった。

遺物は、須恵器坏類1点、土師器甕17点と少量であるが、比較的大片が多かった。

第20表 第11号住居跡出土遺物観察表

番号	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存	備考
1	坏 (13.0)	—	—	—	WG針	C	灰	20	

第44図 第11号住居跡



第12号住居跡(第45図)

M-5で検出した。南西の隅部は調査区外にさしかかり、カマドから北東の隅部にかけてを区画整理直前の県道側溝に破壊されている。

壁溝はほぼ全周し、粘土による軸が遺存するカマドの脇で途切れる。カマドの左右における壁穴形態の落差は、第4号住居跡と共通する。また、カマドが偏ることにより、壁面の空間を確保することも共通しており、ここに棚状部が存在したと思われる。

床下の掘方は全面に及び、周辺が深くなるとともに、いくつかの小穴が発見できた。しかし、規則性は見られず、用途は不明である。

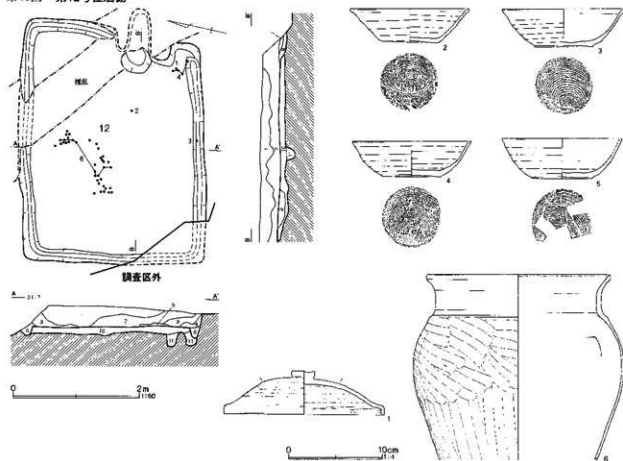
遺物は、須恵器坏類20点、同壺類1点、土師器甕類84点が出土した。比較的大片がまとまっているのが特徴であり、すべて床面直上よりの出土である。

このうち、第45図3から5は、1・2のような、本遺跡で主体をなす白色針状物質を含むものではなく、きめ細かな胎土を用いた他窯の製品と考えられる。

第21表 第12号住居跡出土遺物観察表

番号	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存	備考
1	蓋	(17.2)	4.7	—	WG針	B	灰	80	
2	坏	12.7	3.6	5.9	WG針	C	灰オリーブ	70	
3	坏	13.1	4.0	6.2	GB	B	淡黄	80	
4	坏	12.7	3.8	6.3	GB	B	浅黄	90	
5	坏	(12.8)	4.2	6.3	G	B	灰白	30	
6	土師甕	19.6	—	—	WGR	B	橙	90	

第45図 第12号住居跡



第13号住居跡(第46図)

I・J-12・13で検出した。検出時すでに遺構の大半を削平され、南半にかりうじて残された壁溝・カマドでその規模や形態を把握できたに過ぎない。北半は、壁溝も消滅し、外形が推し量れないが、柱穴配置がおおよその目安となるだろう。

遺構南群の中では唯一、4本の主柱穴を設ける住居跡であり、推定規模も、これにともなうように、同群では最大である。

だが、北群に属する4本柱穴の住居のような拡張跡はなかった。これは、カマド脇の東壁がゆがみ、壁溝がないことも証左となろう。貼床下の掘方は、ドーナ

ツ状になると考えられるが、北半はこれすらも削平で失っていた。

カマドは、かりうじて遺存していたが、地山掘り残しの袖基部の片方が検出できたのみである。焼土ブロックを多く含む第3層が天井部崩落土と考えられるが、その範囲は限定されており、大半は前庭部に流出してしまったようである。

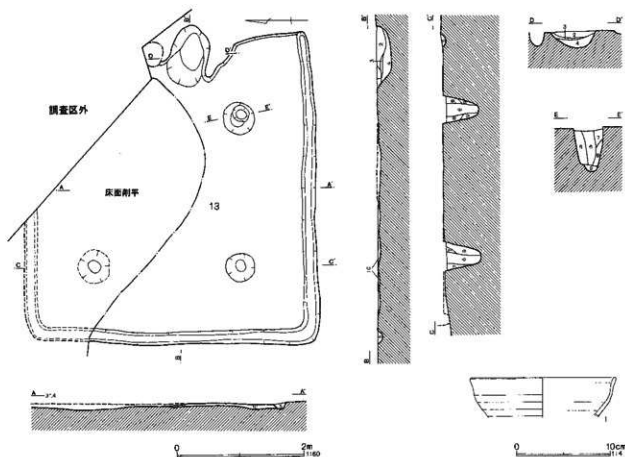
3本が調査できた柱穴は、すべて柱痕が遺存しており、抜き取り除去作業によって、これに相当する第6層が乱された痕跡はない。

遺物は、かりうじて削平を免れた覆土より須恵器坏が3点、土師器甕が4点出土したに過ぎない。

第22表 第13号住居跡出土遺物観察表

番号	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存	備考
1	椀	(15.7)	—	—	WG針	B	橙	20	

第46図 第13号住居跡



第14号住居跡(第47図)

J・K-11で検出した。埋没谷への傾斜地近くであり、第Ⅱ層から第Ⅲ層への漸移層が確認面となった。加えて、付近には開拓圃によると思われるゴボウ耕作の畝が間断なく残されていた。

確認時はこれらのうねりに惑わされ、カマドの位置を取り違えてしまった。従って、カマド周辺の観察には誤認や不足が多いと思われる。

本遺跡における住居跡群の中では比較的小規模な住居跡であるが、遺構南群では唯一建て替えの痕跡を残している。北群の拡張住居跡では、柱穴など、なにかしらの施設がこれに加わっているが、こちらは主柱穴その他の施設は一切検出できなかった。

だが、第2次部分の調査を終え、床下の調査に及んだ時点では、本住居跡が複数次にわたることを念頭に置かなかつたため、初期住居跡の床面を一気に破壊してしまった。

このため、入口部施設など、小規模なものは見逃している可能性もある。また、初期におけるカマドの痕跡は日に触れずに調査を終わってしまった。

覆土は、黒褐色系土が上層の主体を占める他の住居跡に比べ、黄色味が強く、上層の暗褐色から下層の黄褐色系土で占められている。

この間、意図的な埋め戻しが行われたために覆土色に影響が出たのかとも思ったが、これが証明できるのは、初期住居床下と、拡張時の床面造作に相当する箇

所のみであった。

初期から第2次への建て替えは、北群の諸住居跡が繰り返し用いた水平方向への平面的な拡張とは手法を異にする。

カマドが取り付けられている東壁を除く3辺を拡張の対象とするともに、床面の高さをかさ上げする形で行われている。これにともない、カマド煙道を延長したことも、燃焼部の段差で判断できる。

また、初期の壁溝は、カマド部を除く3箇所の断面で観察できることから、全周、もしくはそれに近い形で設けられていたものと判断できる。

初期住居跡の床下掘方は、全体的に深く掘削され、北東隅部がやや浅いが、基本的には周縁が一段と深いドーナツ状を意識したようである。

床面を整形するための埋め戻し作業は乱雑で、埋土の密度がことのほか粗い。だが、これは、初期住居跡の継続期や使用率が不足し、床面の硬化が進行しなかったことに起因するものかも知れない。

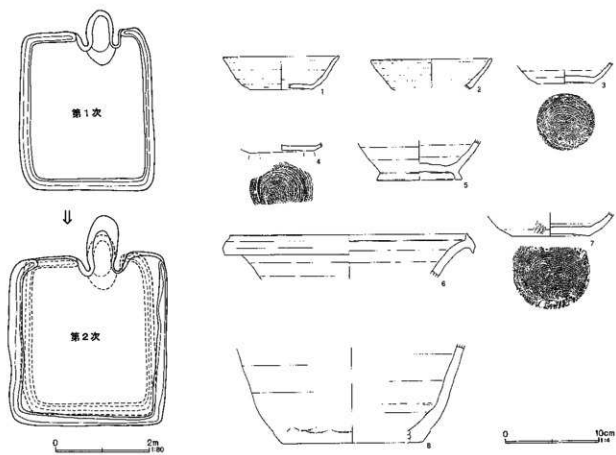
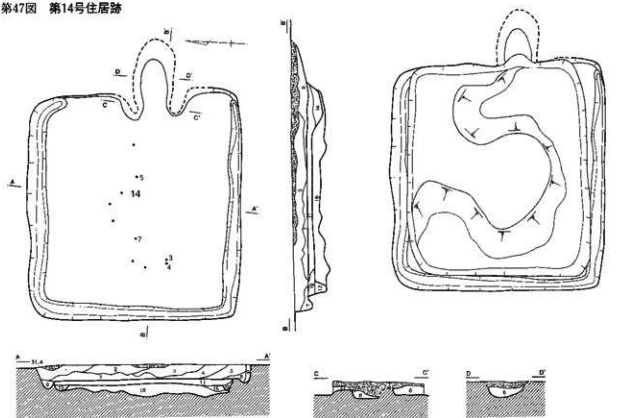
遺物は、須恵器坏類が28点、同甕類が8点、土師器甕が254点出土した。これらは全て第2次住居跡の覆土中より出土したもので、下位の埋土からは、混入の旧石器以外に遺物の出土はなかった。

器種の組成は、今回調査した14軒の住居跡のなかでは土師器甕の出土率が最も多い。だが、小片がその率を実数以上にあげているきらいもある。

第23表 第14号住居跡出土遺物観察表

番号	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存	備考
1	坏	(12.4)	3.5	(6.6)	WG針	B	灰	10	
2	坏	(12.9)	—	—	WG	B	灰	20	
3	坏	—	—	6.0	WGB針	B	灰	70	
4	坏	—	—	6.8	WGB針	B	灰	50	
5	長頸瓶	—	—	(9.1)	WGB	A	灰	50	
6	甕	(25.3)	—	—	WG	A	黒	10	
7	甕	—	—	(8.3)	WG針	B	にぶい赤褐	60	
8	甕	—	—	(14.8)	WG	A	黒	20	

第47图 第14号住居跡



(2) 掘立柱建物跡

第1号掘立柱建物跡(第48図)

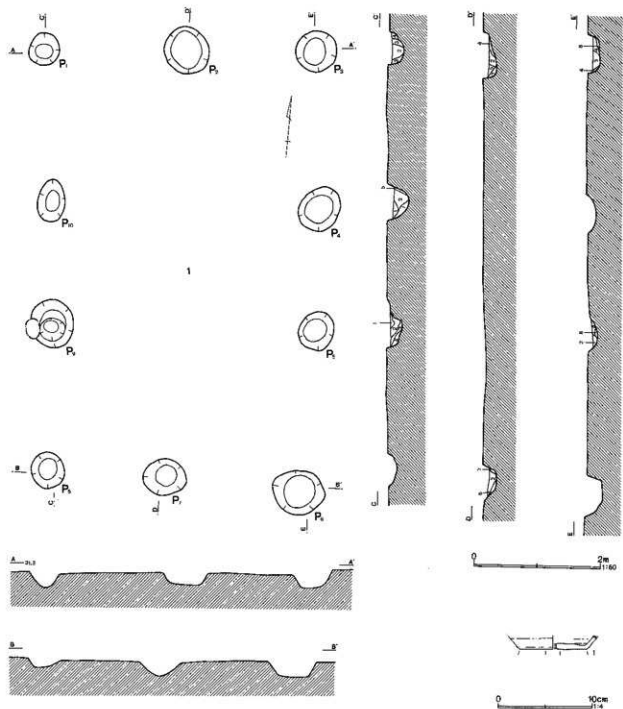
遺構北群の西端に位置し、一部街路との緩衝帯とした未掘部分にさしかかっていたが、調査の最終にこの部分を拡張し、完掘した。

調査の平面的観察時は、一部に柱痕が残ると判断し

た。しかし、断面観察の際には、本遺跡で一般的な柱痕に相当する性状の土層が第2第3層として中央近くに分布するものの、片流れや、別層が上層を覆っていた。したがって、本遺構の柱は廃絶後に抜き取られているものと判定した。

もちろん、遺存深度が不足しているため、観察にあ

第48図 第1号掘立柱建物跡



やまがりがあることも想定できるが、掘方中や被破壊層に残された遺物は本集落の継続期の中でも初期にあたり、集落展開の中で整理されたものと考えた。

柱穴配置より上層建物を想定すると、第2号掘立柱建物跡・第34号掘立柱建物跡と重複する。また、柱間線の内部に交わりをもたないものの、建物の存在を考慮すると、第3号掘立柱建物跡・第2号井戸跡との共存も不可能と考える。しかし、いずれの遺構とも直接

の切り合い関係をもっておらず、決定は下せない。

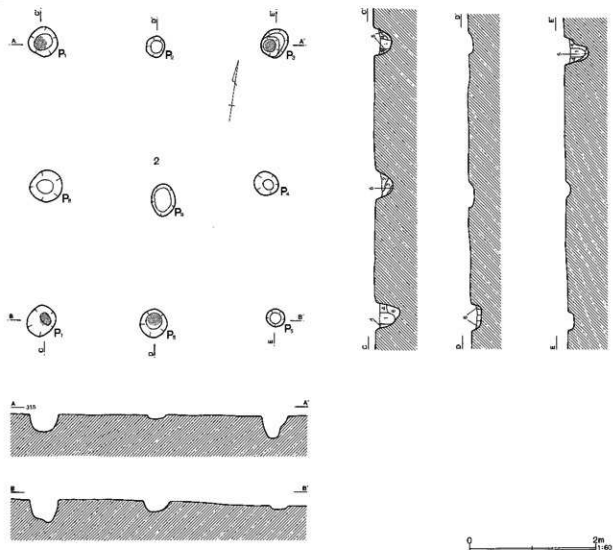
また、P8では小穴が西に重複するが、断面観察では共存ではなく、より新期の単独ピットと判断した。

遺物は、計7本の掘方から、須恵器坏7点、甕類1点、土師器甕類11点を検出したが、いずれも小片ばかりで図示できたのは1点にすぎない。他の須恵器坏類は底面のヘラ削り幅が比較の広いものが多い。

第24表 第1号掘立柱建物跡出土遺物観察表

番号	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存	備考
1	坏	—	—	(7.3)	W針	A	オリーブ黒	10	

第49図 第2号掘立柱建物跡



第2号掘立柱建物跡(第49図)

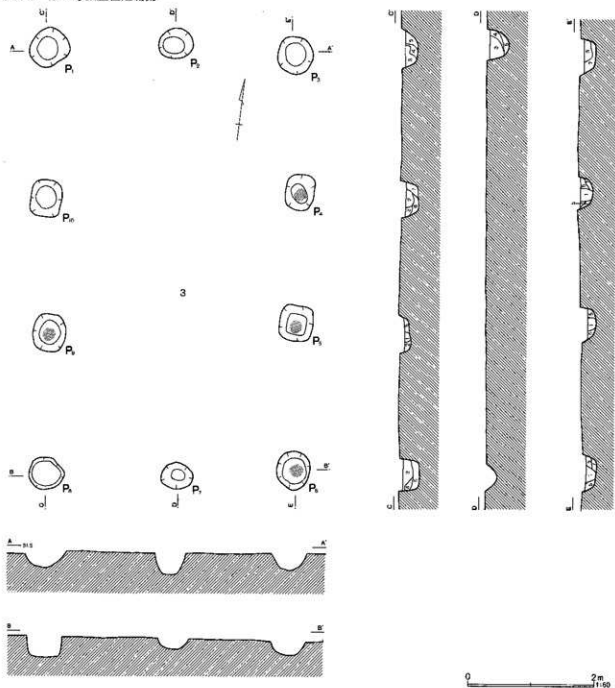
第1号掘立柱建物跡と重複するが、掘方を介した直接の先後関係は判断できなかった。また、第3号掘立柱建物跡・第2号井戸跡とも上層建物を想定すると対立するかに見える。しかし、第2号井戸跡は本掘立柱の妻側に隣接し、また、第3号掘立柱建物跡とは、中軸線こそずれるものの、軸方位はほぼ同一を指しており、

共存の可能性も否定しきれない。

総柱建物の束柱となるP9は、副柱の設定から見てもややずれる。しかし、ずれは中軸線上で終始しており、許容されるものとして本掘立柱に含めて考えた。

確認時の平面観察ではP2・P6にも柱痕らしき黒褐色土が判別できたが、前者では片流れの立柱破壊痕が観察でき、後者は遺存深度に不足していたため、土

第50図 第3号掘立柱建物跡



層断面での判断がなし得なかった。

遺物が出土したのは1箇所で、須恵器環と土師器甕がそれぞれ1点ずつで、いずれも小片のため図示できなかった。

第3号掘立柱建物跡(第50図)

第1号住居跡と重複するが、同住貼床の段階で本掘立柱の掘方が確認できており、より新期のものと判定できる。また、第1号掘立柱建物跡と第2号掘立柱建物跡も、側柱線は対立しないものの、至近の距離にあり、共存不能ととれる。ただし、第2号掘立柱建物跡の項で述べたとおり、第2・3号掘立柱建物跡は掘方心々で1m強の間隔があり、主軸線もともにするなど逆に連携共存する可能性もある。

柱間配置は、P2梁中央がやや外方に突出する傾向があるが、比較的均等な規格をもつ。

確認時はすべてにわたって柱痕が残るものとして調査を開始したが、断面観察ではP4・5・6・9で立ち露れらしき土層が見て取れたのみである。また、これとてもP6など、やや上方に向かって開く層序を示しており、抜き取りに際しても破壊されにくい最下層のみの結果が現れているだけかも知れない。

遺物は出土しなかった。

第4号掘立柱建物跡(第51図)

遺構北群の東端、北面東西棟の第5号掘立柱建物跡と対面する位置にある東西棟だが、軸方向は一致せず、むしろ東面南北棟の第2・3号掘立柱建物跡と連携を保つような気配がある。

柱配置は桁1間、梁2間と短軸列に重点が置かれているが、遺構群の対角に配置された第28・29号掘立柱建物跡と同じ規格であり、規模もほぼ一致する。柱間はほぼ等間だが、棟持柱が柱間線より突出する傾向がある。柱痕はP2・3・4・6で検出できた。しかし、掘立の確認面からの深度は浅く、柱撤去の際に柱痕部分のみ温存された可能性も否定できない。

遺物は出土しなかった。

第5号掘立柱建物跡(第52図)

遺構北群東北端に位置する桁行の長い東西棟であり、第6号掘立柱建物跡と並列し、北面主要棟の固定域を示唆している。並列する第6号掘立柱建物跡との柱穴心々距離は最短で1.6m、本遺跡で最高位の桁行である両者が共存、あるいは先後するかは問題となるところだろうが、これを立証する手ではない。

柱設定の間隔は変化なく、ほぼ等間となるが、掘方の位置は、P6・P12の棟持柱と、北面中央のP3が柱列線からやや外に突出する。また、南・北面中央に位置するP9・P3が他より深い傾向がある。

この他、西面する3穴は、他に比して確認できた掘方の規模が小さい。P2・P10の間に削平破壊された柱穴が存在し、P1・P11・P12が庇部となることも考えられる。しかし、桁方向の柱間は他と均等であり、一般に短い庇部追加の諸例からすると、その可能性は少ないだろう。

調査は柱痕確認を前提に進めたものの、遺存している掘方は極端に浅く、多くの柱穴で断面観察を放棄した。その中で、P2・P5では柱痕らしき土層を見てとれたが、最下層部分であるため、柱撤去の際の版築土破壊が及ばなかったととれる。

遺物は出土しなかった。

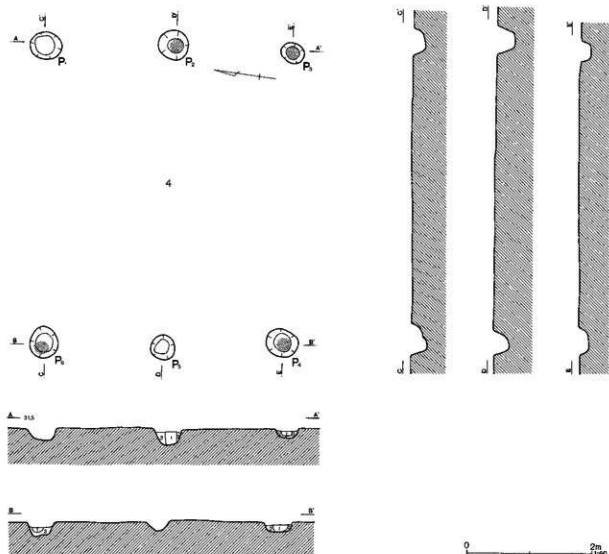
第6号掘立柱建物跡(第53図・第54図)

遺構北群の東北に位置し、本遺跡最大規模の掘立柱建物跡である。第5号掘立柱建物跡と並列するが、同棟との先後共存関係は不明である。いずれにせよ、両者の並列によって、この周辺の遺構北群の中での地位が窺測できる。

規模は、桁行6間、桁行2間の東西棟で中央に位置するP17を間仕切りのな用途として供されたものと判断した。しかし、柱間線は東西端ほどに南に傾くずれがある。確認時は中央間仕切り部分で重複する、3間2間規模の2棟の重複かとも考えた。

だが、P4・12・17での土層断面の観察では、そのような痕跡が確認できなかった。また、西半分を一遺

第51図 第4号掘立柱建物跡



構とするには、P4西に掘方外形が現状よりさらに張り出さなければならぬが、これも検出できなかった。したがって、やや配列に疑問が残るものの、17本の柱穴が一棟の要素として一括できると判断した。

一方、個々の掘方は、東西面と中央列が他に比べて大きい傾向があり、うち半数が深度も勝っている。また、中央列が3穴ともに北方にずれ、横持柱であるP8・P16が柱間線より突出するのが見てとれる。

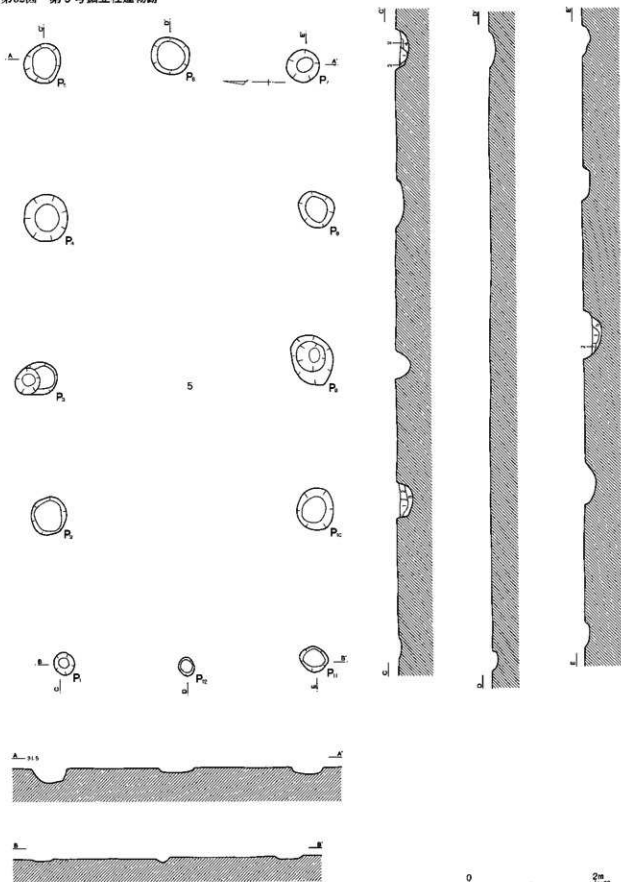
遺構上部の削平は第IV層下位にまで及び、残された掘方深度は0.1~0.2m前後が多い。この中で、P1・4・10・11・12において柱痕らしき黒褐色土を検出したが、いずれもわずかな痕跡であり、立柱のまま放棄されたか、廃絶後に撤去されたか決めかねる。

遺物は3箇所の掘方より須恵器坏3点、同寛2点、土師器坏2点が出土したが、小片ばかりで、図示できたのはP15より出土した1点のみである。

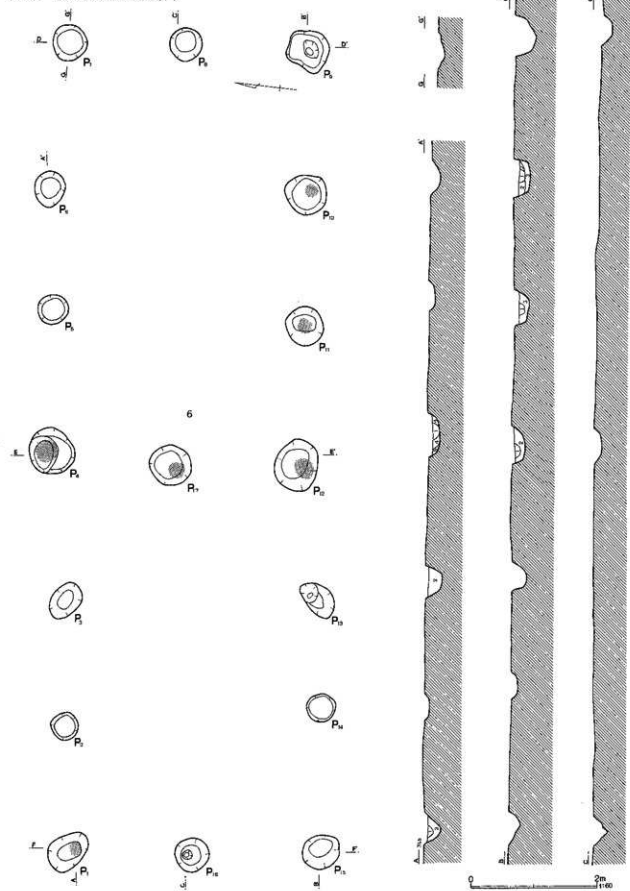
第25表 第6号掘立柱建物跡出土遺物観察表

番号	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存	備考
1	坏	(12.5)	—	—	WG針	B	灰ネリブ	10	

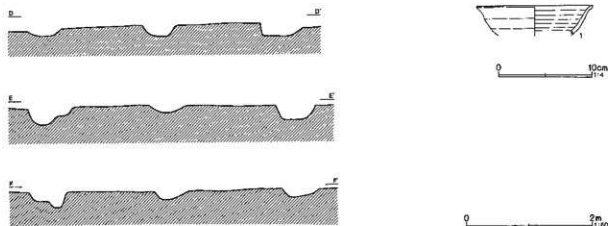
第52图 第5号掘立柱建物跡



第53图 第6号孤立柱建物跡(1)



第54図 第6号掘立柱建物跡(2)



第7号掘立柱建物跡(第55図)

遺構群の最北に位置し、第6号掘立柱建物跡と並列する。加えて、同掘立の西妻柱間線の延長を建物設定の中軸線としたらしい。また、実寸こそ異なるものの、第14号掘立柱建物跡と軸方向を同じくした相似形となり、本遺跡における3間2間棟の中でも最も梁行比が大きい規格となる。

さらに、両掘立は、いずれも遺構北群の中でも北方に突出する位置にあり、かつ、第6号掘立柱建物跡や第19号掘立柱建物跡など大規模棟に沿うように設置されるなど、本遺跡の中でも基軸となる建物配置の一端を担っていたと考えられる。

これに符号するように、掘方は、形態こそ隅丸方形の基本形がくずれているものの、他に比して大きい。ところが、立柱のための版築は雑で、あまり築き固められた痕跡はない。

平面、断面の観察の結果、柱痕と判断し得る土層も見出せたが、遺存深度に乏しく、柱材が撤去されたかどうかは確定できない。また、掘方位置は四隅がなみなめになる傾向があるが、棟持柱が突出することはない。

遺物は出土しなかった。

第8号掘立柱建物跡(第56図・第57図)

遺構北群の中央、南北棟が集中する地域で検出した。桁中軸が指し示す主軸方向は、南北棟では唯一東方向に振れる。遺跡内の東西棟に換算しても他に例はない。第9号掘立柱建物跡・第10号掘立柱建物跡そして、第2号住居跡と直接の重複関係にあるが、精査途上の断面観察ではすべてに先出すると判断した。

柱間はほぼ等間だが、P1・10間がやや広い。また、P2東は極く浅い掘り込みだが、柱受けと思われる部分がP1寄りに設定されている。等間を本来の設計とするならば、東部分も当初より補助的に設けられていたと考えられる。また、これらに対応するP7は、他の傾向とは異なり、柱間線の内にある。そして逆にP4・5・9・10の東西面中央が外側になる。

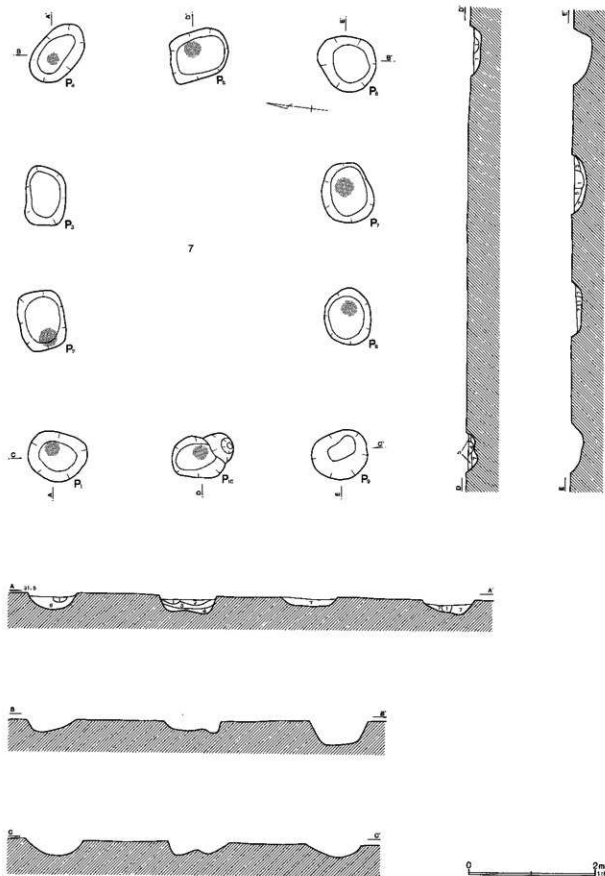
掘方覆土は浅く、断面観察の結果では、確信のいく柱痕を発見できなかった。第2層が柱痕を成する層とも考えたが、全面に分布するものや、上位が開くものも多く、廃絶後に処分された可能性が高い。

遺物は3箇所掘方から須恵器坏類5点、土師器甕類8点が出土しているが、図示できたのはP8より出土した1点のみである。

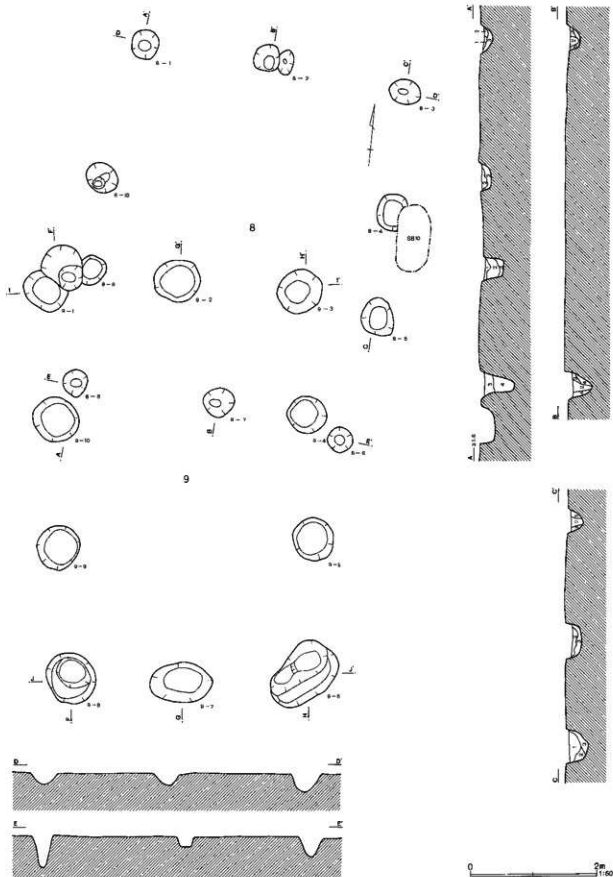
第26表 第8号掘立柱建物跡出土遺物観察表

番号	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存	備考
1	坏	(12.4)	3.3	(7.1)	WGB	A	灰オリーブ	20	

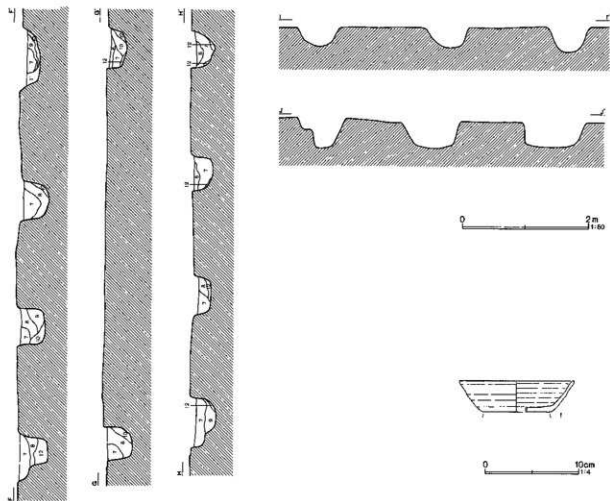
第55图 第7号独立柱建物跡



第56图 第8号·第9号掘立柱建物跡(1)



第57図 第8号・第9号掘立柱建物跡(2)



第9号掘立柱建物跡(第56図・第57図)

遺構北群中央に検出した南北棟である。第8号掘立柱建物跡と直接の重複関係にあり、掘方精査途上の断面観察では本掘立が後出すると判断した。

3間2間の柱間ではほぼ等間だが、対角にあるP1とP6の掘方形態に二重構造になる変化がある。P1の南西側に、またP6の北東側に柱受けを想定し、P8も同様に考えると、棟持柱が外に突出する掘方配置であることがわかる。

調査当初は一部に柱痕が残るものとして精査を進めたが、断面観察の結果、これを示す土層線は、得られなかった。おそらくP1・6の変形も柱を除去するための作業に起因するものだろう。

また、本図では扱わなかったが、主軸線上のP7の

さらに南1mほどには第2号土壌が検出できた。個別には近世の所産と判断して後述しているが、他の土壌に比して、覆土のロームブロック含有の特徴が掘立柱建物跡のそれに近い。

第21号掘立柱建物跡や第27号掘立柱建物跡に見る主軸延長線上での作みや、棟持柱間の突出傾向からすれば、あるいは同土壌も本掘立の付属施設として認められるかも知れない。

遺物は、2箇所の掘方から須恵器坏類1点、同甕類1点、土師器坏類1点、同甕類1点が出土したが、いずれも小片のため図示できなかった。ちなみに、須恵器坏は底部周辺へラ削りが施された白色針状物質を含む底部片である。

第10号掘立柱建物跡(第58図)

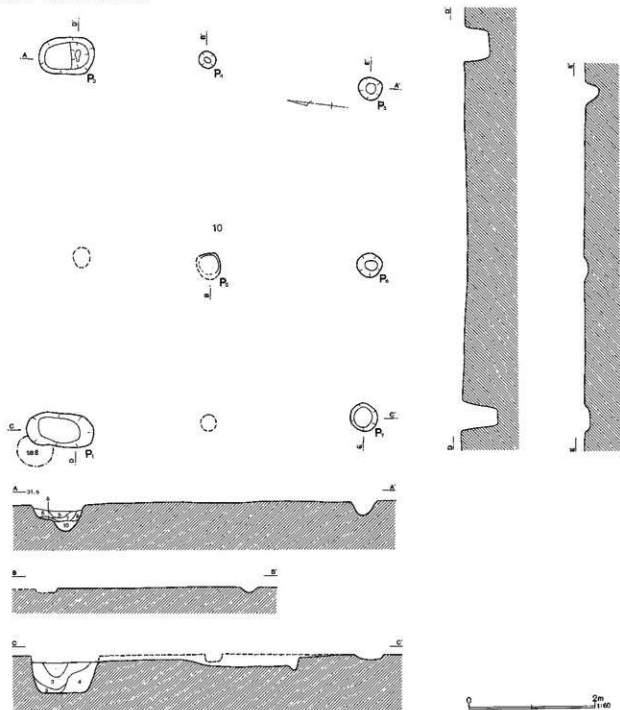
遺構北群の東中央に位置し、第2号住居跡・第8号掘立柱建物跡とは直接の重複関係にある。第2号住居跡との先後は、同住の貼床段階で本掘立の確認が可能であったことより、後出を判断できた。また、第8号掘立柱建物跡とは、P1での断面観察により、本掘立

の後出を確認した。

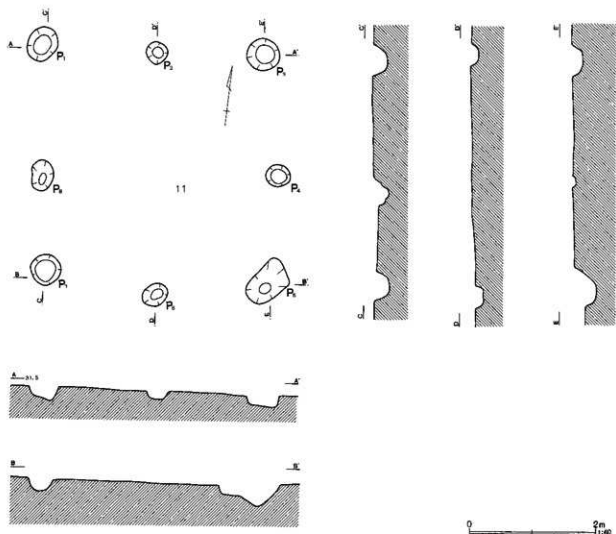
さらに、第1号土壌とは、建物想定のみで間接の重複関係を持つ。だが、こちらの先後はいずれも第2号住居跡より後出するため、同住居跡を介した類推も不可能であった。

柱穴は、想定されるP2を区画整理時の造成で、ま

第58図 第10号掘立柱建物跡



第59図 第11号掘立柱建物跡



た、P 8を攪乱で欠いているが、それでなくとも配置は定まらない。これは、第2号掘立柱建物跡・第25号掘立柱建物跡にも共通し、本遺跡における2間×2間の小規模総柱建物は、定まった規格のもとに築造される工程を踏まないものかとも思わせる。この中で、P 1・3が他に比して深く、南北に長い掘方をもつことは恣意性を感じさせる。

遺構上部の削平が著しかったため、掘方の断面観察はP 1・3でしか為し得なかった。いずれにおいても柱痕は発見できなかった。

遺物は出土していないが、各遺構との先後関係から、本遺跡でも最終、若しくはそれに近い段階に追加的に構築された建物と判断できる。

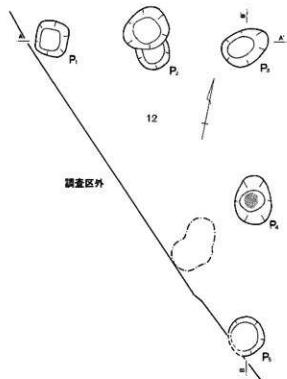
第11号掘立柱建物跡(第59図)

遺構北岸の中央に位置し、一部街路との緩衝帯とした未掘部分にさしかかっていた。だが、調査の最終にこの部分を拡張し、完掘を果たした。第25号掘立柱建物跡とならび、本遺跡でも最も規模の小さい掘立柱建物跡である。

計測値は東西-南北いずれも同規格に近いが、南北軸がやや長いこと、周囲に南北棟が集中することから、この方位を念頭に構築されたものと考えられる。

柱間・柱列配置の規格にはいくつかのずれがある。柱間は南北線・東西列ともに南が狭い。だが、南柱列の中で外に突出しているように見えるP 6と、対応するP 2との間を二等分の位置にP 4・8が存在する。

第60図 第12号掘立柱建物跡



このような視点からすれば、南東・南西側のP5・7が北寄りに設定され、結果的にP6が柱間線から別格になったように設定されたと解せる。

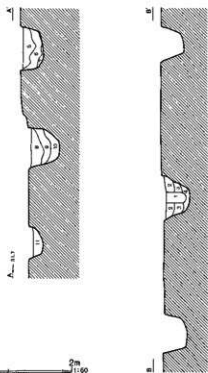
確認時の平面精査では柱痕は見えず、廃棄後は上部材が除去・整理されたものと考えられる。

遺物はP3より須恵器蓋が1点出土したが、小片のため図示できなかった。

第12号掘立柱建物跡(第60図)

想定できる建物規模の多くが調査区外へと至り、第6号土壌下層の段差などにも惑わされ、第12号掘立柱建物跡と第13号掘立柱建物跡の二棟の重複と判断してしまっ。しかし、整理時、他棟に見られる柱穴配置の傾向なども加味し、一棟に再編した。このため、第13号掘立柱建物跡は欠番となる。

再編後の柱穴配置は、P2が想定柱間線より突出するのが見てとれる。これは、第15号掘立柱建物跡や第26号掘立柱建物跡のような、妻側中央における配慮と同様なものだと推定できる。また、第8号掘立柱建物跡、



第14号掘立柱建物跡のように二重構造になることも、同穴が維持柱である可能性を濃くしている。

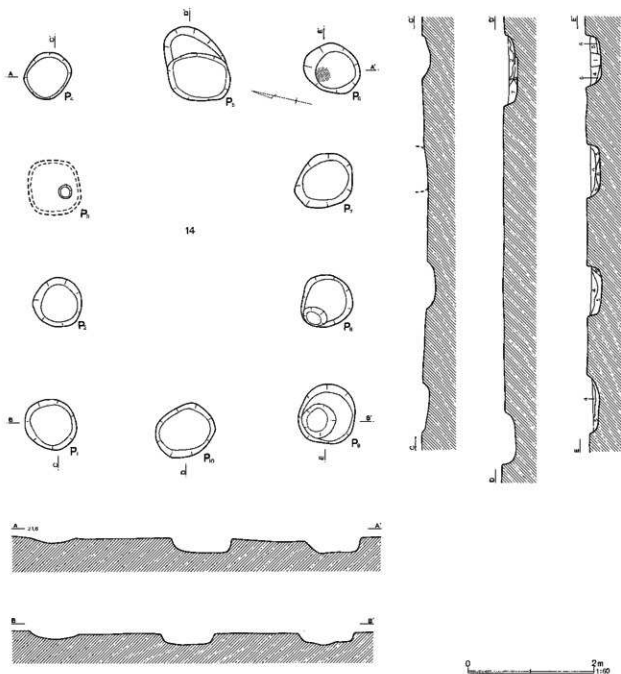
そのような視点で梁間を見た場合、やや狭い感もあるが、第22号掘立柱建物跡身舎がほぼ同じ値で設定されており、桁柱間や中央列の共通傾向や、遺構北群における位置なども加味すれば、西面庇かつ桁行きが長じる南北棟である可能性が強い。

掘方の断面観察は、確認時の混乱のため、充分に行っていない。柱痕はP4で検出できたが、他は撤去後の放置あるいは埋め戻しを示す土層であった。しかし、P2では断面観察部が掘方の中心をはずしており、柱痕は存在していたかも知れない。

また、P4・5の西にしっかりとした掘方を持つ柱穴が存在したが、本掘立とは直接の関わりはないものと解釈した。あるいは、調査区外に向かってもう一棟の建物跡が存在するのかも知れない。

遺物はP2より図示不能な土師器坏が1点出土したのみである。

第61図 第14号掘立柱建物跡



第14号掘立柱建物跡(第61図)

遺構北群の西側、最北の建物跡である。第15号掘立柱建物跡が至近に構築されており、先後は不明だが、論理的な複合関係にある。

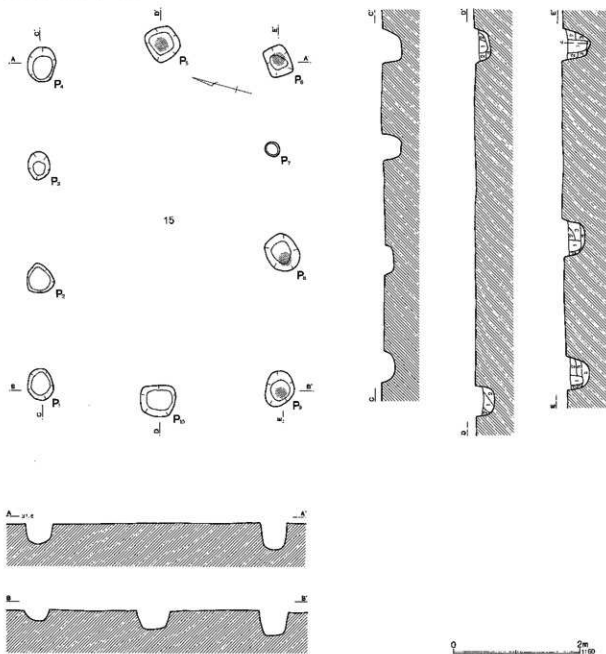
検出できた掘方は、本遺跡でも最大の部類にはいるが、形態は隅丸方形を彷彿させるものの円形に近い。遺存深度も浅く、P3相当の位置ではわずかな黒褐色

土を残すのみとなっていた。

柱間はほぼ等間で、P10が柱間線よりやや外に配置される以外に変化がない。P5は掘方が東に広がる二段構造となるが、外側が深い。土層観察では、柱の抜き取りを前提とした掘削部分と判断した。

この他、柱受けと思われる小穴を2箇所を確認したが、いずれも浅く確定はできない。また、柱痕もほと

第62図 第15号掘立柱建物跡



んど確認できず、P 6 でそれらしき痕跡が残るものの、深度に不足し、どちらとも決しがたい。

他穴の状況と P 5 の撤去跡を考えあわせると、本掘立の柱はすべて除去・整理され、埋戻された可能性が高い。その場合、P 6 は破壊が及ばなかったか、柱の抜き取りに際しての支点にあたり、築土の崩壊が最小で済んだ部分のみが遺存したことになろう。

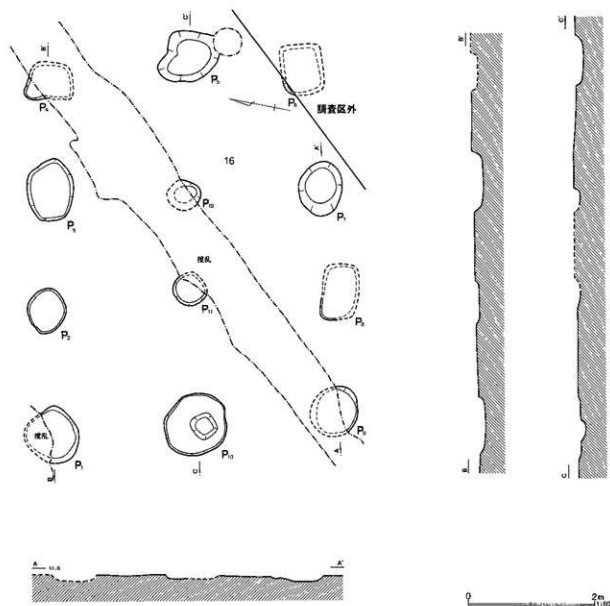
遺物は出土していない。

第15号掘立柱建物跡(第62図)

D 街区で第14号掘立柱建物跡と第16号掘立柱建物跡に挟まれた位置に検出した。両掘立とは直接の重複関係にないが、間隔が1 mもなく、軸方位、柱穴配置もずれを認めるなど、共存、あるいは連続の可能性はないと考える。

規格は2間3間の側柱建物であるが、P 7 は黒褐色土の痕跡を確認時に見出したのみで掘り込みはほとんど

第63図 第16号掘立柱建物跡



ど遺存していなかった。また、その位置もやや内にずれるがこれは、P 1からP 4の北面柱列の間隔に比べ、P 8・9の幅が広いことから、P 7が補助柱的な役割を担ったものとも思われる。

梁間の柱穴は、東西ともに柱間線より突出しており、本遺跡における典型例といえる。また、掘方覆土の断面観察は、南列のみで行い得たが、そのほとんどに明確な柱痕を見いだせた。

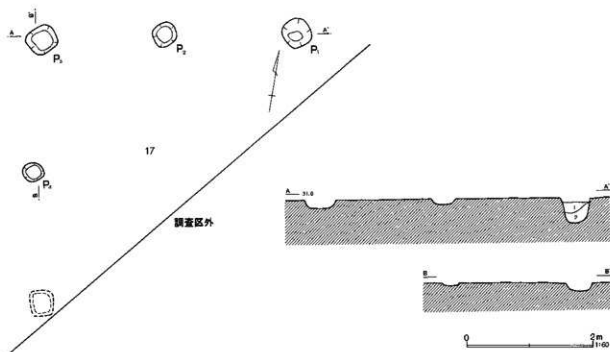
遺物は出土しなかった。

第16号掘立柱建物跡(第63図)

D街区東の調査区外に一部がさしかかるが、大勢の把握に影響はない。第33号掘立柱建物跡と重複関係にあり、掘方が直接に重複する部分が想定できたが、その部分が攪乱で破壊されており、先後は判断がつかない。また、至近にある第15号掘立柱建物跡とも論理的な重複関係を設けることができるだろう。

遺構上位の大部分は区画整理にともなう造成によって破壊されていた。調査が可能だったのは深度5～10cm程度の墳底部分のみである。また、一部が調査区

第64図 第17号掘立柱建物跡



外、そして擾乱などで寸断されているが、廃絶後の柱の扱い以外はおおよそその内容が推測できる。

建物は、3間×2間の総柱で、2間×2間がもっぱらの他の総柱建物と規模を異にする。また、立柱のための掘方も大きく、最北に位置する第14号掘立柱建物跡や、北面の大規模棟と想定できる第18・19・32号掘立柱建物跡とともに、本集落でも重要な地位を占めていたものと考えられる。

しかし、掘方は、これといって明確な柱受けの小穴を持つわけではない。また、覆土も柔らかい黒褐色土が主体で、突固めた痕跡はない。平面形も形の崩れた楕円形や円などが主流である。P5のような不整形を見ると、あるいは大規模な柱の抜き取りや転用作業が行われた結果かも知れない。

柱間はほぼ等間だが、この中で、P5は基準柱列棟より外に張り出し、P10は浅いながらも唯一柱受けの小穴を設けるなど、機軸性への思い入れは強いようである。中央の東柱は側柱より小規模で、2本が内側に寄り添って設けられている。

遺物は出土しなかった。

第17号掘立柱建物跡(第64図)

柱列を4本検出したのみで、大部分が調査区外へと延びている。柱列は東西2間、南北に1間が調査可能であった。調査区内に想定できる、P4南のもう1本は造成により消滅したものと思われる。

柱間は東西・南北方向ともほぼ均等で、この面から軸方向を推定することは不可能である。しかし、本掘立の位置は大型住居群と並ぶ箇所に設けられており、同じような位置関係にある第1号掘立柱建物跡から第3号掘立柱建物跡、あるいは第8号掘立柱建物跡から第12号掘立柱建物跡などと反転、対極的位置にある。このことから、集落北群の西縁を形成する南北棟である可能性が高い。

しかし、P1～3の心々線を直角に振ると、P4が想定柱列の外に出ることから、これを機軸性とした東西棟となる可能性もある。また、内外に小穴が5本検出できたが、関連の有無は判断できなかった。

深度は浅く、満足に断面観察ができたのはP1のみである。これは柱を抜いているようであった。

遺物は出土しなかった。

第18・19・32号掘立柱建物跡(第65図)

G街区北西隅で検出した。当初は電柱や街路との緩衝帯のため、柱列の南西東側の6穴のみを調査したにすぎない。この時点では掘方の大小により2棟の重複と憶測していたが、調査の最終に拡張を行い、3棟の重複と判定した。

3棟は遺構北群の東中央に位置し、大型住居群と正対している。また、南面東西列を建造基線として共有している。このような重複築造の様相は第27号・第28号・第29号掘立柱建物跡で見られるが、こちらは基線に統一を見ない。そして、遺構北群の中でも東端、中央、西端で東西棟が築造を重ねているもの、かたくなに守られた基線は存在しないようである。

これから3棟は、単なる集落内の地区次元にとどまらない。地点としての不動性を保持しており、拡張を繰り返す正面の堅穴住居跡とともに最も重要視されていたと考えられる。しかし、3棟はともに調査区外へと延びており、柱穴配置の規格が推定しづらく、帰属作業は消去法によるしかない。

最も柱配置が安定しているのは第32号掘立柱建物跡であり、南面で2間分、東面で1間分を確定することができる。P1は、P2南面列からの展開ではやや東に寄りすぎているようだが、他棟での棟持柱の傾向に合致しており、逆に東西棟推定の根拠となる。

次に、第19号掘立柱建物跡は、大型の掘方をもとに南面2間、東面1間を確定できる。また、東P5とP6をその底部と認めた。P6はむしろ第32号掘立柱建物跡の南面列延長上にあり、その底部とも思えるが、第32号掘立柱建物跡P2と本掘立P6の間が広過ぎ、底部の一般的傾向にそぐわない。本遺跡では第27号掘立柱建物跡の例もあり、その可能性も否定できないが、この場合、身舎となる第32号掘立柱建物跡の柱間の安定に対し、付属部の異質が際だってしまう。

さて、本掘立の軸方向であるが、南面P2からP4の西延長上では同様な掘方を確認できなかった。そして、柱間は南面列より東面の方が広いことより、南北棟の可能性が考えられる。

ところが、第19号掘立柱建物跡は、集落内での位置、工法の入念さ、柱間からして大型建物が想定される。北遺構群では他に第5号・第6号掘立柱建物跡があるが、いずれも東西棟である。加えて桁行4間以上の建物を想定した場合、梁行が2間、3間にかかわらず、D区北東にその痕跡がなくてはならないが確認できない。また、平庇はその柱間と等しい程の柱列間隔が身舎との間にあるのが多いが、本掘立の底部はあまりにも近すぎる。以上から、P4西が削平によって消滅した東西棟の可能性も留意する必要があるだろう。

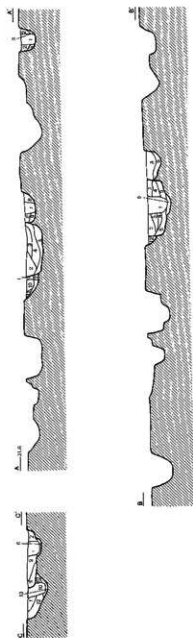
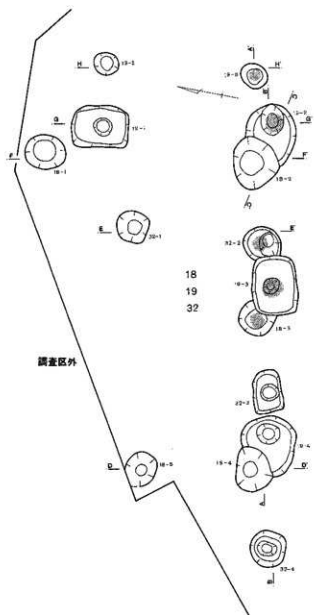
一方、第18号掘立柱建物跡は、等間の南面3穴は容易に特定できるが、東西面の柱穴位置は不均等で、展開を推し量れない。P4・5間間はP1・2間の等分に近く、P4・5間を内面列とした東西棟も考えられるが、P2東は2穴分が確認ができず、梁行もあまりに小さい。さらに、南北棟とするならば、P1・2間をどのように補うかという問題が生じる。ともあれ、現状ではこれ以上の検討が及ばなかった。

これら3棟の先後は、断面観察により第19号掘立柱建物跡が最新と判定した。第18号掘立柱建物跡と第32号掘立柱建物跡の間は直接の重複関係はなく、仲を介する第19号掘立柱建物跡が両者に後出するため、確認の方法がない。第19号掘立柱建物跡の掘方は、他に比して特段に硬く固められていた。柱痕も歴然としており、柱受けの小穴に符合する位置に径20cm強の黒褐色土が遺存していた。

ところが、これに破壊されているはずの、第18号・第32号掘立柱建物跡にも一部柱痕が認められた。建てかえ、あるいは再建中に切断や焼却されたのかも知れないが、断面Aの第10層部分は説明不能である。

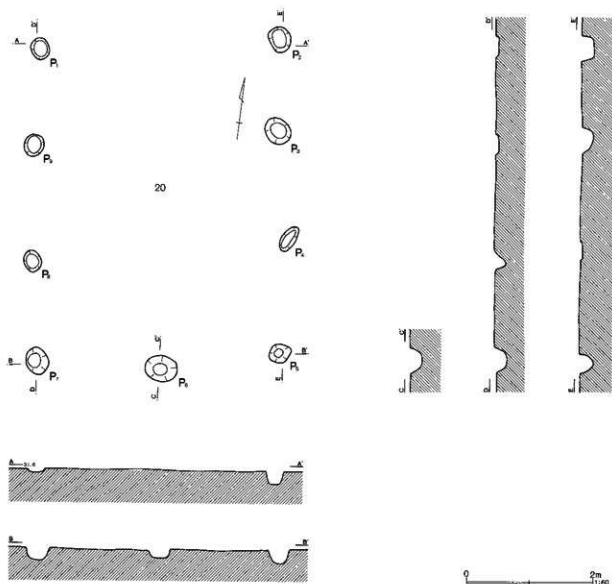
遺物は、第18号掘立柱建物跡が3箇所の掘方より須恵器坏類4点、土師器甕類21点、第19号掘立柱建物跡が3箇所の掘方より須恵器坏類14点、土師器甕類37点、第32号掘立柱建物跡が土師器甕類5点が出土した。このなかで、第19号P1からは土師器甕片が集中出土したが、恣意的な状況は見てとれなかった。

第65区 第18号・第19号・第32号掘立柱建物跡



0 2m 11/80

第66図 第20号掘立柱建物跡



第20号掘立柱建物跡(第66図)

第21号掘立柱建物跡とともに遺構北群西の大型住居南に位置する。同掘立とは直接の重複関係があり、断面観察では本掘立の方が先出すると判定した。

基本規模は3間×2間の南北棟だが、北面の中央穴を欠く。反対の南面棟持柱は柱列線よりやや外側に設けられている。遺存状況は悪く、柱痕は確認できなかった。また、北面中央柱の不在は削平による欠失とも考えられる。柱間はほぼ均等だが、東西列の北側がやや狭い傾向がある。

遺物は出土しなかった。

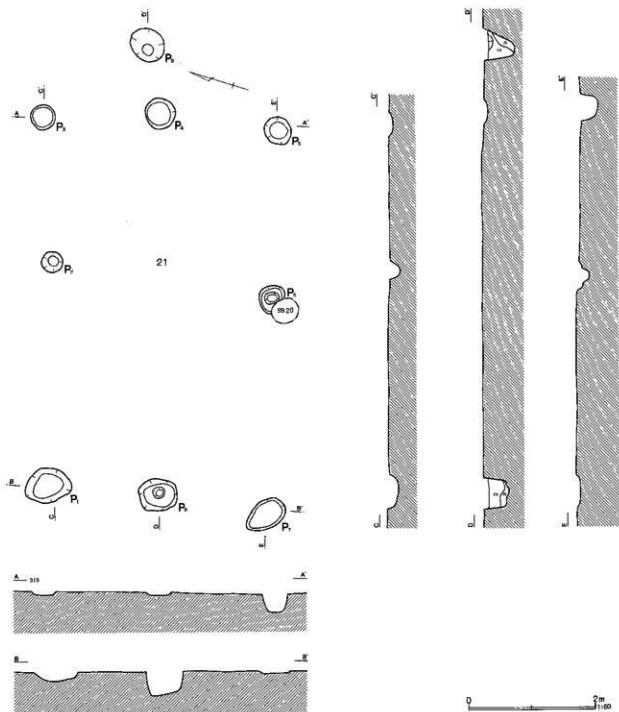
第21号掘立柱建物跡(第67図)

第20号掘立柱建物跡とともに大型住居群に添うように検出した。同掘立とは直接の重複関係があり、断面観察では本掘立が後出すると判定できた。

柱穴配置は一見不均等であるが、西面列、および東面列のそれぞれの間では等間を保っている。しかし、両列は平行関係を有さず、南に広がる形となる。

また、東西方向の二列はいずれも中央に一穴をおくが、間隔に規格性がないように見える。ところが、P2・P6の延長線は、北に展開する第5号住居跡の西補助柱列に合致する。また、P3からP5の北側延長

第67図 第21号掘立柱建物跡



線も、同住居跡の東補助柱列にはほぼ一致する。

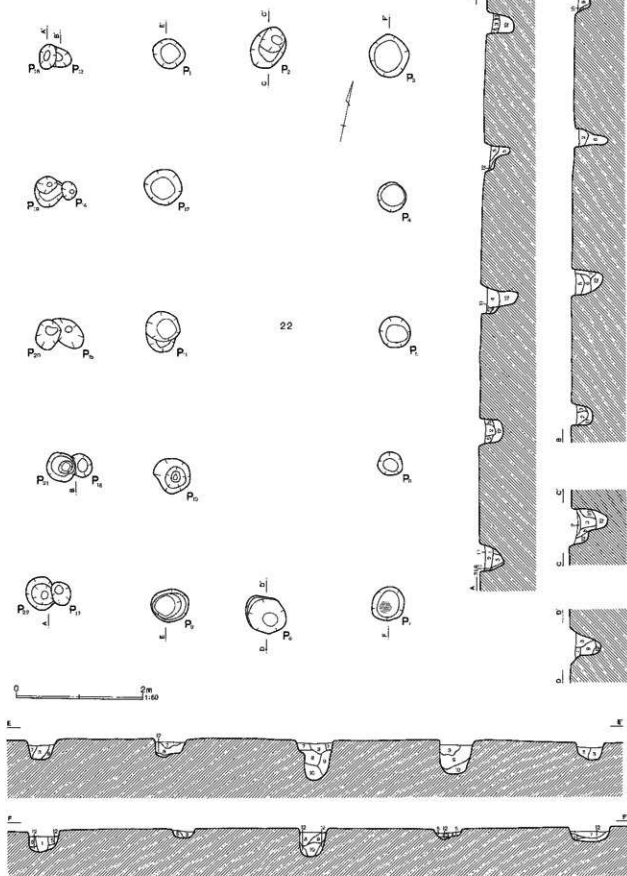
このようなことから、本掘立は第5号住居跡の存在を念頭に、その建築規格を拡大して設置された可能性が強い。これが第5号住居跡地区築造時と同時に行われたか、後に追加されたものか、また、連接されたものかは判断がつかない。いずれにせよ、双方が連携し

つつ機能していたと考えるのが妥当だろう。

また、P9は本遺跡における棟持柱の突出傾向や、第9号掘立柱建物跡と第2号土壇との関係などから、本掘立と同時に機能していた可能性があるものとしてここで扱った。

遺物は出土していない。

第68图 第22号掘立柱建物跡



第22号掘立柱建物跡(第68図)

遺跡のほぼ中央に位置し、周辺に同時代の遺構少なく、ほぼ単独でその用途に供されていたと解せる建物跡である。遺構南北群のいずれに帰属せしめるか判断に窮する位置に構築されているが、北妻が第27号掘立柱建物跡の延長線にあり、同掘立と同じ南群での扱いを求められたと考えられる。

建物規模は、4間×2間の身舎に西平庇がともなう南北棟である。身舎の規格は、梁行きの絶対長が短く、本遺跡の掘立柱建物跡の中でも最小の部類にはいる。これは、第12号掘立柱建物跡の推定規模の他に類似するものがない。この同掘立柱建物跡の細長さは平庇を前提とした身舎の規格ともとれる。

柱の配列は、両梁の棟持柱が柱列線から突出するとともに、やや西寄りを設定されている。また、西桁柱列の中央がやや広めにとるなど、単純な偏差ではなく、西面を念頭に、恣意・規格的な設定が行われているようである。

庇は二列確認できた。調査時は内側列が古いと判定したが、初期構築時に身舎との関係が不均等で、後に改められたと考えるよりは、均等配置を避けるがために不均等な改築位置を選択したと解するのが論理的な手順が少ない。

身舎との関係が均等であるP18～P22が初期のものであり、不自然となるP13～P17が後に附加あるいは改築されたものだろう。だが、そのいずれも最南のP17・22が他に比して西方に突出しており、棟持柱の偏りとともに作為が伺える。

掘方は、隅丸方形から円形を基調とした小規模なものであるが、削平を受けてもおお断面的観察に十分な深度を残すものが多い。また、二段構造になるものが多いが、本来的なものかは判断できなかった。

遺構確認時の平面観察では、一部に柱痕が残ると判断した。柱痕の可能性を想定できる黒褐色土には、P21の第2層やP18の第3層がある。しかし、第3層は、版築土と思われる第7・9層にもぐり込む状況で検出している。また、第2層はP22で掘方の全面に広がっ

ている。掘方規模からすれば、断面観察が柱痕をはずしたとも考えられず、これらは逆に柱抜き取りの痕跡とみなすのが適当だろう。

このなかで、P7の第1層は柱痕を反映した層である可能性が高い。しかし、他の掘方がすべて破壊された土層であったことより、P7も、地上露出部の撤去や、大きな掘削破壊をとまわらない抜き取りが行われたと考えられる。

遺物は出土しなかった。

第23号掘立柱建物跡(第69図)

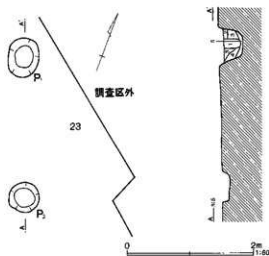
G区東北端で柱穴掘方を2箇所で見出したのみで、多くは調査区外へと延びている。柱間はやや広めで、二穴が成する軸方位はN-20°-Wとなり、周囲の建物跡とは基本軸をやや異にする。

だが、同様な角度は第27号・第28号掘立柱建物跡にあること、P1で柱痕を確認できたことなどより、建物跡として大過ないものとする。

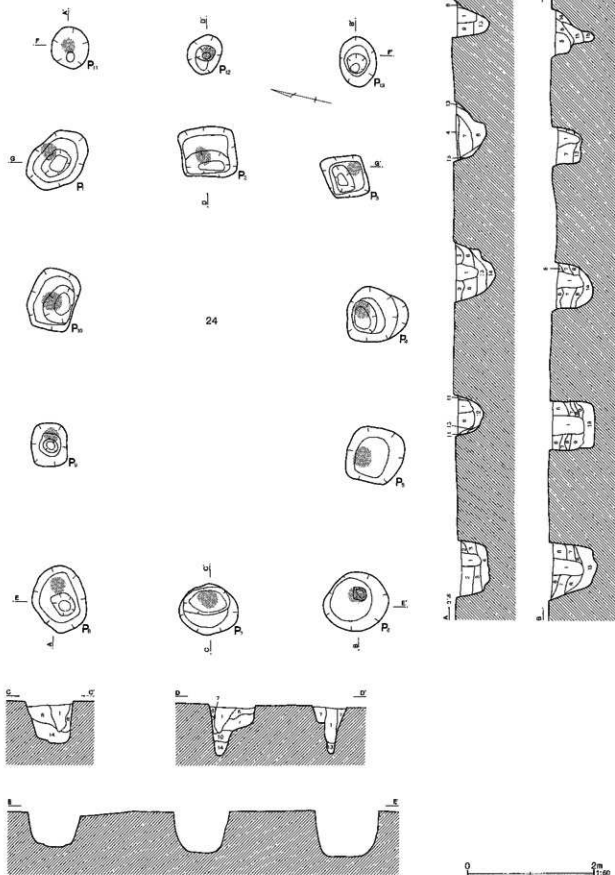
構築位置は第8号掘立柱建物跡から第22号掘立柱建物跡まで続く南北棟の列中であり、二穴間が広いことから、南北棟である可能性が高い。

遺物は出土しなかった。

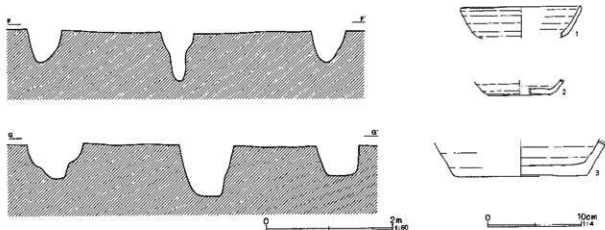
第69図 第23号掘立柱建物跡



第70图 第24号掘立柱建物跡(1)



第71図 第24号掘立柱建物跡(2)



第24号掘立柱建物跡(第70図・第71図)

遺構南群の中央西寄りにあり、沖積窪地に沿うように構築されている。本格的な埋没谷への緩斜面にあたり、第31号掘立柱建物跡とともに埋没谷最深部を挟んで正対する位置にある。

造成による上部削平もこの周囲には及んでおらず、確認面は第Ⅱ層であった。遺存状態もよく、最下層は第Ⅳ層の洪積地山を掘り抜いており、そのブロックの有無によって識別は容易であった。

柱穴配置の規格は3間×2間で、東妻側に庇が追加される。柱間はほぼ等間だが、P3がやや内側に、P4・5がやや外側に張り出す。

身舎の掘方は、隅丸方形を基調とした深い掘方で、四隅が建物中央に正対するような、また、その他のものは柱間線に沿うような軸配置をとる。これに対し、底部の掘方は、一段小規模な円から楕円形の掘り込みとなる。

掘方基底は、柱受けの小穴が穿たれている。ただし、基底のものが傾斜を持っており、あまり明確ではな

い。南面がやや深い傾向があり、また、P2・12などの棟持線にもしっかりとしたものが見られる。

柱痕は平面確認時に全てに関して検出できたが、P13では、これに特定できるような埋土の状況は見えてくれなかった。また、柱痕を断ち切れなかったP10はともかくとして、他においても最下に第14層などを介し、立柱が行われているように見える。

これが柱組の手法そのものなのか、断面の観察に誤りがあったのかは判断がつかない。ちなみに柱痕の平面分布と柱受の壙底小穴にズレがあったものが多く、P2のように柱痕相当層が片流れとなるものもあり、吟味も必要だろう。

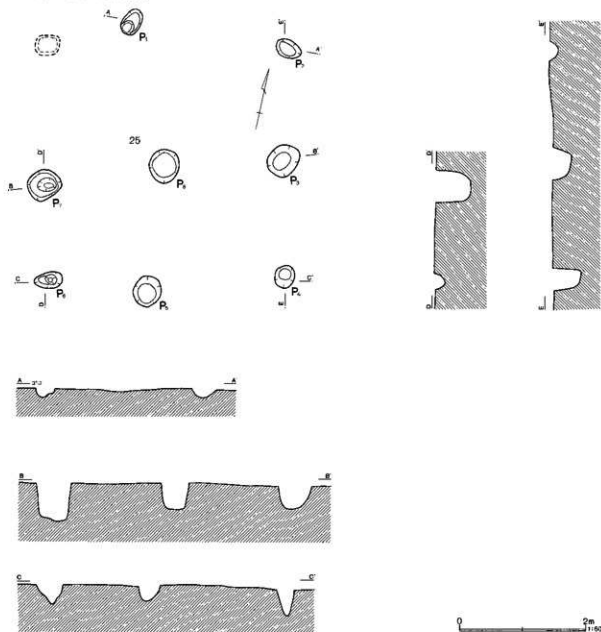
遺物は、12箇所の掘方より、須恵器環23点、同蓋類2点、同壺類3点、土師器壺類22点が出土した。この点数は、本遺跡の掘立柱建物跡のなかで最も多いが、小片が多く、図示できるのはわずかである。

また、P8の下層では須恵器壺の大破片が含まれていたが、柱受けや側面補強などを目的とした想定ではないようである。

第27表 第24号掘立柱建物跡出土遺物観察表

番号	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存	備考
1	坏	(12.9)	—	—	WG針	B	灰	10	
2	坏	—	—	(6.6)	WGB針	B	灰オリーブ	10	
3	壺	—	—	(14.4)	WG	A	灰	30	

第72図 第25号掘立柱建物跡



第25号掘立柱建物跡(第72図)

遺構南群西寄りで検出できた。規格は2間×2間が想定できるが、配置がいたって不揃いである。

配列の基本はP2からP4の東面部分により、南面、西面の柱列線もそしてP8の位置もこれに符合する方位軸をとる。しかし、P5からP7の三穴はP6を基軸とした直角展開で他に比して狭い柱間を割り振り、このうちP5は南面線からやや外に出ている。

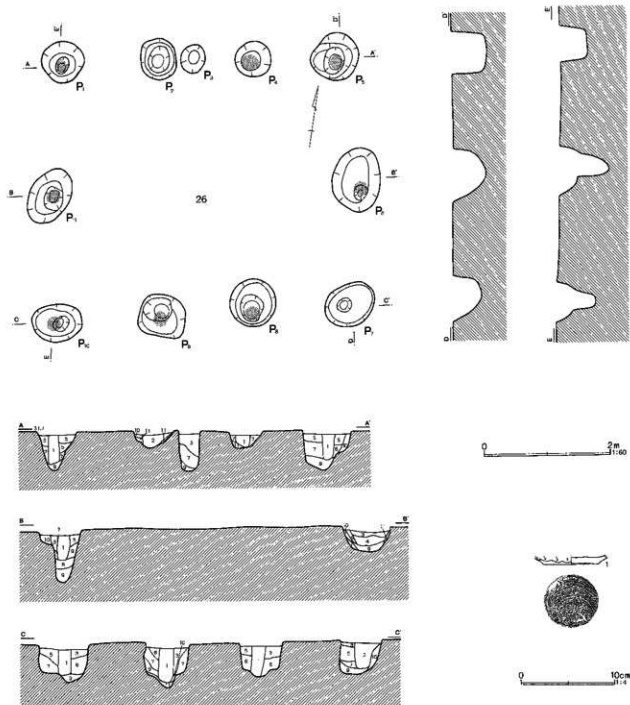
これを、他棟に多い横持性の突出と見つつ、北面に

反転させるとP1の配置にも一応の説明が可能となる。いずれにせよ、これらを意図的な配列がえて満足な説明を加えることはできない。

一応ここでは他と同じ建物跡として把握しておくが、あるいは別用途の施設に相当する小穴の集合体かも知れない。

遺物は、6箇所の掘方より、須恵器坏6点、同壺1点、土師器甕6点が出土したが、すべて小片のため、図示できなかった。

第73図 第26号掘立柱建物跡



第26号掘立柱建物跡(第73図)

遺構南群の西寄りに構築されている。基本的には3間×2間の東西棟として柱が配置されているが、梁と桁の計測比は同じ規格の建物跡の中では最も正方形に近く、第2号掘立柱建物跡など、2間×2間の建物と相似形になる。

柱配置は、横持柱が柱間線より突出する傾向があり、反対に、P 8 がやや内側に入り込む。掘方の形状は、基本的に円形から楕円形で、そのほとんどの城底に柱受けの小穴を穿つ。ただし、その断面形はまちまちで、柱受け部の深さも一律ではない。

この中で、P 2・4は他に比して極端に浅い。逆に、

その間に北面列の中央よりやや西にずれながらも、他の掘方に相当する深度を兼ね備えたP3が検出できた。掘方形状が他と異なり、柱痕も検出できなかったが、三者の深度と位置関係を勘案し、本掘立柱建物跡にともなうものと認定した。

P3の追加は、それ自身が何らかの用途を付託されたものなのか、あるいは逆に、P2・4浅さこそが特別な用途を反映し、その不足を補うものとしてP3が配置されたのかは判断がつかなかった。

柱痕は、基本的に第1層として残るが、観察できたその位置が掘方の柱受けからずれるものもある。また、P2・7では、柱痕と判断した第1層より黒味を帯びた黒褐色土の第2層が中央相当位置に観察できるものの、片流れの分布を示しており、抜き取り撤去されたと判断した。

遺物は、9箇所の掘方より、須恵器環8点、土師器甕19点が出土したが、多くが小片であった。

第28表 第26号掘立柱建物跡出土遺物観察表

番号	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存	備考
1	坏	—	—	5.8	WG針	B	オリーブ黒	100	意図的打割

第27号掘立柱建物跡(第75図・第76図)

G街区西で検出し、精査を加えた。第28号掘立柱建物跡・第29号掘立柱建物跡と重複するが、前者とは直接の関係はなく先後が判断できない。後者とはP4で切り合っており、調査途上の土層観察で本掘立柱の検出を確認している。

柱間はバラつきが大きく、柱筋も通らないため、一見したところ、規格なく柱筋の枠組みだけが優先されたものとも映る。

しかし、安定した柱間値と柱列軸を保つ、西面の南北列、P1からP4までの北面東西列、そして、間仕切りにも見えるP4・17・11の南北列を参考にするれば、3間×2間の一般的な規格配列をもとにして、南面部、加えて東に促えた副次的な増築部に変化を与えたものとも理解できる。

南面西側の柱間の不揃いは、構造的に欠くことのできないP12を何らかの事情で東に移動させた結果、柱間規格を守り、P2に対応すべきP13も移動させることとなり、その補完としてP14が新たに追加された

見るべきだろう。

また、東部のP6・9は南北面の東西柱間線の延長をそれぞれ7'すばました線上に設定されており、P5・10の対応関係もこの規格に含まれる。

以上から本掘立柱の規格は3間×2間の身舎に東妻側増築部を加えたものと理解したい。この部分が新築時より組み込まれていたのか、はたまた改築の結果付加されたのかは判断がつかないが、P12・13の片寄りなど、通常規格にない設定が身舎部分でも行われていることから、新築の際の計画的な采配として考えるのが妥当と思われる。

柱痕をはじめとする埋土の状況は、平面確認時では柱痕の確認を得られる覆土の変化は認められず、加えて土層断面は各掘方の対応関係の把握に追われ、十分な観察を加えることができなかった。

遺物は、5箇所の掘方より、須恵器坏8点、土師器甕5点が出土したが、図示できたのは第76図に示した須恵器坏1点のみである。

第29表 第27号掘立柱建物跡出土遺物観察表

番号	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存	備考
1	碗	—	—	7.6	WG針	B	灰	90	

第28号掘立柱建物跡(第75図・第76図)

第27号掘立柱建物跡および第29号掘立柱建物跡と重複関係にあるが、直接の複合部は存在しないため、両者との先後は不明である。

形態、そして数値規模的には同規格である第29号掘立柱建物跡とはほぼ重なるため、第27号掘立柱建物跡に先出する第29号掘立柱建物跡の直前、あるいは直後に構築されたもので、第27号掘立柱建物跡に後出することはないものと考えられる。

柱間は等間だが、東西棟持柱であるP2がやや外に出る傾向がある。掘り込みの遺存状況は良好であったが確認時の平面観察では柱痕を発見することはできなかった。また、断面観察も掘方の対応関係把握に気を取られ、充分に行えなかった。

しかし、掘方開口部が小規模なままにあることは、徹底した抜き取り作業を経験しなかったことを物語る。地表部分のみの切除か、立ち腐れのいずれかであると考えられる。

遺物は出土しなかった。

第29号掘立柱建物跡(第75図・第76図)

第27号掘立柱建物跡および第28号掘立柱建物跡と重複関係にある。このうち、第27号とはP7で直接複合しており、調査途上の断面観察で本掘立の先出を確認している。

また、第28号掘立柱建物跡とは、同遺構事実記載で既述したが、遺構規格の共通性から、本掘立の直前あるいは直後に構築された関係と考えられる。

いずれにせよ、ほぼ地点を同じくして建物の建て替えが繰り返されたのは、遺構南群ではこの箇所だけである。これは、建造地点の不変性を物語っているとともに、地表建物の重要性も示唆している。

数値規模は、東西に長い1間×2間規格である第4号掘立柱建物跡や第28号掘立柱建物跡と一致し、建物用途はこれらと大きな違いはないと思われる。だが、北面の桁間に1穴を加える。これは、掘方の深度も他に比して浅く、補助的に設定されたものと理解できる。

また、東面する南北列は掘方の設置がえを行っており、調査時の断面で内側から外側への拡大を確認している。これは、P7を介した北面柱間距離が、内列で等間となることから支持できるだろう。

遺物は、土師器毫が1点出土したが、小片のため図示できなかった。

第30号掘立柱建物跡(第74図)

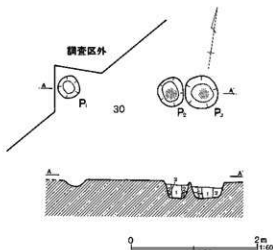
G街区南西で検出した。今調査で最西端の建物跡である。南面柱列の一部を発見したのみで、他の多くが調査区外にさしかかっている。

掘方は、小規模な円形が基本型で、P2・3では柱痕とし得る柱状の黒褐色土の分布も確認できた。また、浅いながらも、両者の延長線上にP1を検出した。さらに、この柱列から算定できる軸方向がN-83°-Eとなり第13号掘立柱建物跡などとはほぼ符合する。これらから、3穴を掘立柱建物跡と認定して大過ないものと判断した。

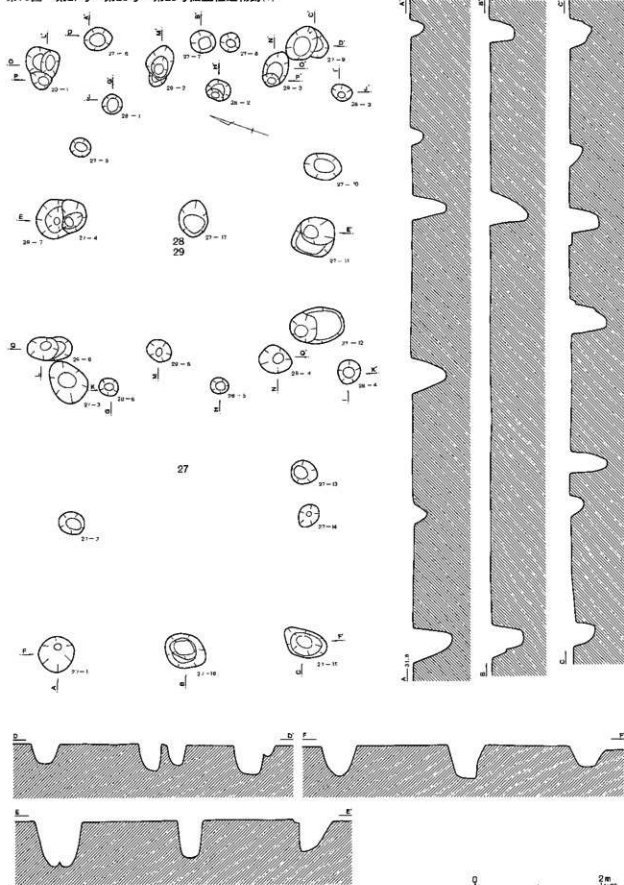
規模や主軸柱間の基本間隔は不明だが、他建物の一般的柱間距離からすると、P1・P3が主軸になると思われる。柱裏ではP3と共存するようなP2の意味については判断がつかなかった。

遺物は出土しなかった。

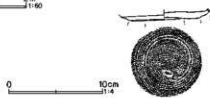
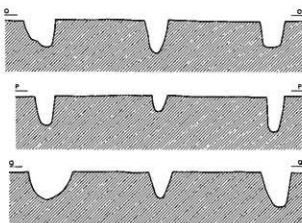
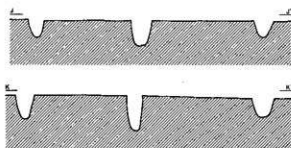
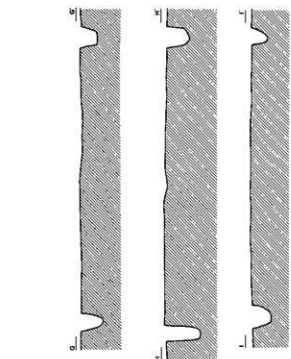
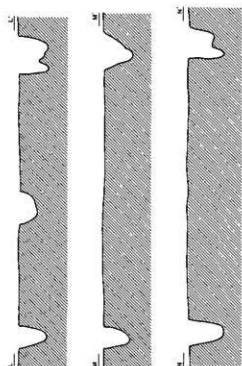
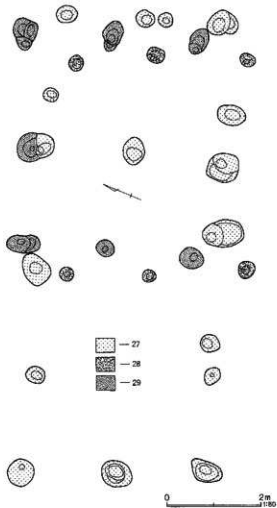
第74図 第30号掘立柱建物跡



第75図 第27号・第28号・第29号掘立柱建物跡(1)



第76图 第27号・第28号・第29号掘立柱建物跡(2)



第31号掘立柱建物跡(第77図・第78図)

調査し得た掘立柱建物跡の中で最南に位置しているものである。確認面から掘方城底まで全てが沖積黒褐色土中で終始していたが、埋土の固さが異なり、何とか識別はできた。

柱列は、棟持のP5・10がやや外に出る傾向があるように見えるが、確定はできない。柱間は等間が基本だが、北面中央がやや狭い。掘方はしっかりと遺存しており、確認面の層位を考えると、本遺跡の中で最も往時の地表に近いものといえる。

柱痕は基本的に、立ち腐れ、一部抜き取りがしっかりと識別できるが、抜き取り後の埋土と思われる第2・3層をはじめ、P1の柱痕層などにも焼土が、他の建物に比して多く含まれている。

掘り上げた土を戻す版築作業の際、地山ブロックが混入するが、当然ながら焼土を含まない洪積層を掘り上げた他建物とは異なり、ここではローム塊はない。焼土を含みつつ、あるいは投棄されたものを掘り下げ、戻したならば混入の率は高くなる。地山による焼土の遺存状況に差があるとも考えられるが、焼失、あるいは焼却の可能性も念頭に置く必要がある。

柱痕は全て、城底に接することなく、暗褐色の第7層を下位に介している。これが立柱の手法そのものを示しているのか、柱の傾斜に対応しきれなかったのか確証を得ず断面観察を終了してしまった。

遺物は、8箇所の掘方より、須恵器10点、同瓦類1点、土師器瓦類21点が出土した。

第30表 第31号掘立柱建物跡出土遺物観察表

番号	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存	備考
1	坏	(13.0)	3.3	(7.0)	WG	B	オリーブ灰	40	
2	坏	(13.0)	—	—	WG	B	灰白	30	
3	坏	(13.0)	3.3	(7.4)	WG	B	灰	50	
4	碗	(15.3)	—	—	WG針	C	オリーブ黄	30	

第33号掘立柱建物跡(第79図)

調査の最終時、街路との緩路のために残した未掘部分を拡張し、はじめて認識した建物跡である。

掘方配置は第16号掘立柱建物跡と直接の重複関係にあるが、P1で同遺構と重なりあう、まさにその位置が攪乱で破壊されており、先後の把握はかなわなかった。双方ともに立ち腐れの柱痕は検出できず、これを根拠に先後を類推することも不可能であった。

精査し得た掘方は、北面東西列2間、西面南北列1間であるが、東西列が柱間に勝ることと、大規模な東西棟と目される第18・19・32号掘立柱建物跡と西並びとなること、東西棟が集中する遺構北群北西隅のブロックに属することから、東西棟が展開しているものと考えられる。また、掘方も比較的しっかりしていることから、東西4間以上の棟である可能性もある。

遺物は出土しなかった。

第34号掘立柱建物跡(第80図)

調査の最終段階に至り、全面確認時の見逃しを発見し、精査を行ったものである。

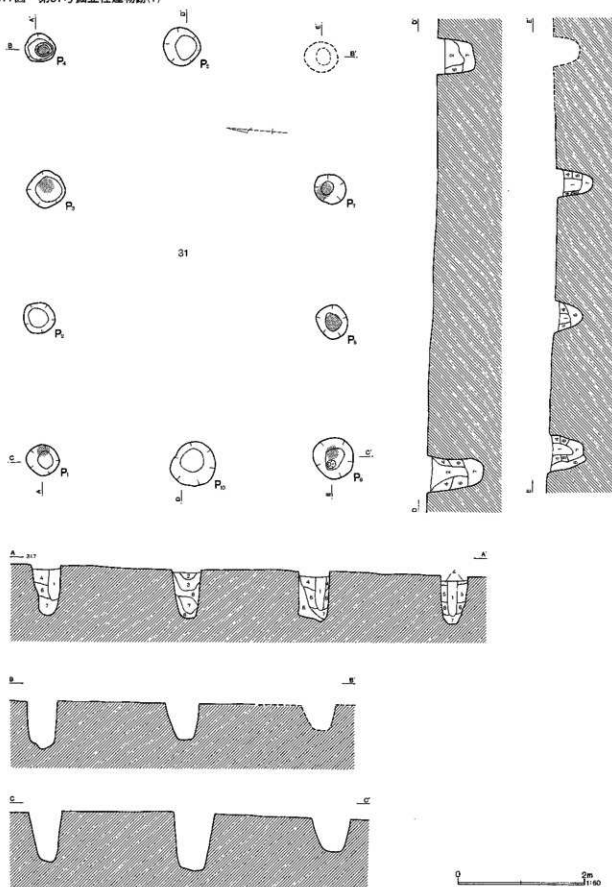
第1号井戸跡・第2号井戸跡と直接の重複関係にあり、第1号掘立柱建物跡と間接的の重複関係にある。しかし、2基の井戸調査時には本掘立柱の認識がなかったため、先後の関係は不明である。

検出できた掘方は推定も加えて、北面東西列2間分、西面南北列2間分であり、他は調査区外へと至るため、にわかに軸方向や規模を判断できない。

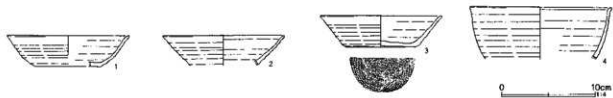
しかし、東西・南北列の柱間距離は後者が勝っており、また、検出位置が遺構北群の東縁にあたり、第1号掘立柱建物跡～第3号掘立柱建物跡等、南北棟が集中する地区にあたることから、同じ南北棟、そして3間2間規模の間柱建物である可能性が高い。

遺物は出土しなかった。

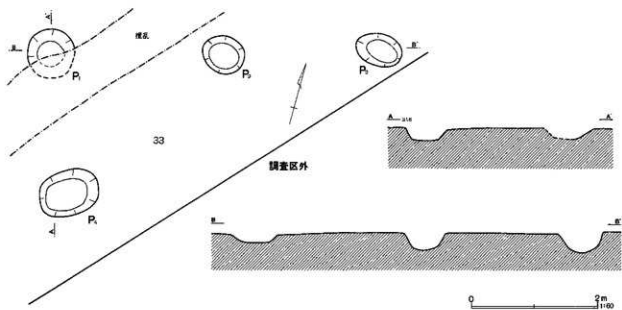
第77图 第31号掘立柱建物跡(1)



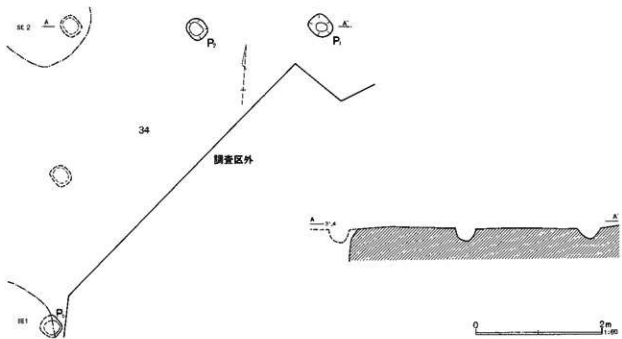
第78图 第31号掘立柱建物跡(2)



第79图 第33号掘立柱建物跡



第80图 第34号掘立柱建物跡



(3) 井戸跡

第1号井戸跡(第81図)

G-12グリッドで検出した。第34号掘立柱建物跡と重複関係にあるが、本遺構調査時には同掘立柱の存在を認知できず、先後は不明である。

平面形は楕円形であるが、井筒は一方に偏っており、取水時の入口部というよりは、埋没時の崩落が形態に影響したものと考えられる。

同じように、筒部中層の壁面も影らむ形となっている

るが、本来は直立した断面形を呈し、漏斗状の開口部に至っていたものと思われる。

下層は湧水著しく、完掘は断念した。しかし、調査限界の近くでは、筒がすはまる傾向があり、地山と覆土の硬度差から計測した推定深度には大きな誤りはないと考えられる。

遺物は主として上～中層にかけて多く、須恵器杯54点、同蓋1点、同壺類6点、土師器壺19点、小型土器1点が出土した。

第31表 第1号井戸跡出土遺物観察表

番号	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存	備考
1	杯	(12.7)	3.8	(6.4)	WG針	C	灰白	20	
2	杯	11.9	3.6	5.2	WGB	B	灰白	80	
3	杯	(12.2)	3.2	(5.8)	WG針	C	灰	40	
4	杯	(12.4)	—	—	WG針	C	灰オリーブ	40	
5	杯	(13.3)	3.9	(6.7)	WG針	B	赤褐	20	
6	杯	(12.8)	—	—	WGB針	B	灰	20	
7	杯	—	—	(7.6)	WGB針	B	灰	30	
8	杯	—	—	5.8	WG針	B	灰白	50	
9	杯	—	—	5.7	WG針	B	オリーブ灰	50	
10	杯	—	—	5.4	WGB針	B	灰	60	
11	壺類	(14.4)	—	—	WGB針	A	暗灰	20	
12	小型土器	—	—	(6.6)	WGB	B	明赤褐	40	
13	台付甕	—	—	—	WGR	C	赤褐	80	
14	土師壺	21.1	—	—	WGR	B	赤褐	60	

第2号井戸跡(第81図)

F-12グリッドで検出した。第34号掘立柱建物跡と直接の重複関係にあるが、本遺構の調査時に認知できなかったため、先後は判定できない。また、第1号・第2号掘立柱建物跡とも論理的な重複関係にあるが、こちらは逆に接続共存の可能性も秘めている。

開口部の形態は、隅丸方形から円形で、漏斗状のト

層から、直立する中・下層に移行する。覆土は黒褐色系土が基本であるが、下層はどロームブロックが混入する。しかし、第1号井戸跡ほどの混入率はなく、これが壁面崩落の多寡と断面形の違いを反映しているものと思われる。

遺物は、最下層で図示した須恵器大甕の大片が出土したのみである。

第32表 第2号井戸跡出土遺物観察表

番号	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存	備考
15	甕	(31.4)	—	—	WG	A	灰	40	

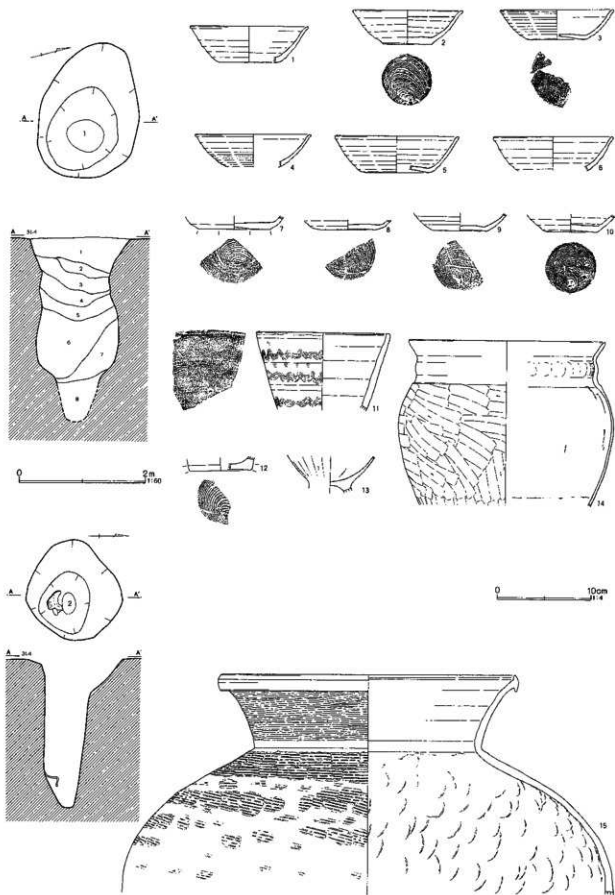
第3号井戸跡(第82図)

遺構北群にあり、規模や平面形、壙中位までの断面形は他の井戸と共通するも、筒部がない。覆土も他と同じ黒から暗褐色系土で占められ、下層ほどにローム

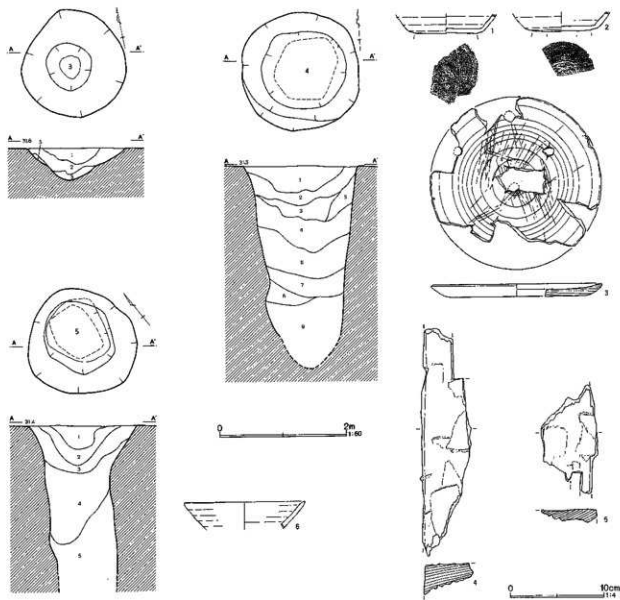
ブロックを含む。判断に窮したが、掘削途上の井戸との憶測を強くし、調査時のままに報告する。

遺物は、覆土中より須恵器杯2点、土師器甕3点が出土したが、小片のため図示できなかった。

第81图 第1号·第2号井戸跡



第82図 第3号・第4号・第5号井戸跡



第4号井戸跡(第82図)

G-7で検出した。G街区北方に展開する大型住居跡群に従うように構築されている。筒底の確認は湧水のため一時断念したが、その後、小雨による湧水で調査が可能となった。

開口部規模は、本遺跡で検出した井戸の中では最大で、その付近の傾斜があまりないため、掘削容積でも同様なことがいえる。

覆土は、焼土粒子が少々混入する黒から暗褐色系土の自然堆積の様相を呈する。周壁の大きな崩落の痕跡

を認めないものの、埋土はしまり悪く、全層にわたり大小のロームブロックを多く交える。

遺物は、須恵器坏35点、同蓋1点、同壺6点、土師器壺10点、木器1点、木製部材2点が出土した。

このなかで、3の挽物皿は、4箇所で貫通孔が確認できた。これが、本来の用途を捨てた転用の所産なのか、補修の痕跡なのかは判断がつかなかった。また、部材2点は同様なほぞ孔が確認できるため、同一材と考えられるが、全容は不明である。

第33表 第4号井戸跡出土遺物観察表

番号	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存	備考
1	坏	—	—	(6.7)	WG針	A	灰	30	
2	坏	—	—	(6.3)	WG針	A	灰	20	

第5号井戸跡(第82図)

K-11の埋没谷胴部に構築されており、周囲に接する遺構はない。

開口部、筒部ともにやや角を意識したような形態的特徴を持つが、意図が加わったものなのかは判断できない。また、断面形は漏斗状だが、筒部は直立し、大

きな崩落の痕跡は認められない。

下層は湧水のために掘削を断念したが、他の井戸で見られた筒底近くのすばまりは、気配すらない。

遺物は、須恵器坏が6点、同甕が1点、土師器甕が6点出土したが、皆小片のため、図示できたのは6の1点のみである。

第34表 第5号井戸跡出土遺物観察表

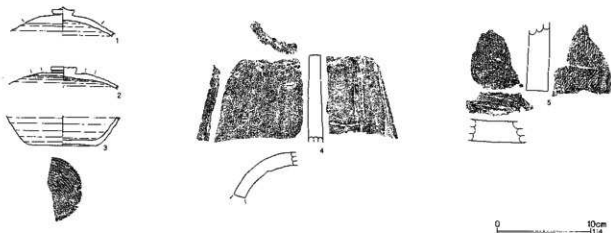
番号	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存	備考
6	坏	(12.9)	—	—	WG	A	灰	30	

(4)土壌・遺構外出土遺物

1を除く4点は重機による表土掘削時に原位置を失ってしまったものや攪乱中に埋没していたもので、4・5は、それぞれ丸瓦、平瓦である。

これに対し、1は、第1号土壌より出土した須恵器蓋である。頁数の都合上、遺構は次章で報告したが、同竈は古代の構築と思われる。

第83図 土壌・遺構外出土遺物



第35表 土壌・遺構外出土遺物観察表

番号	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存	備考
1	蓋	—	—	—	WG	A	灰	30	
2	蓋	—	—	—	WG針	B	灰オリーブ	70	
3	坏	—	—	(7.0)	WG針	B	灰	50	

3. 近世以降の遺構と遺物

近世以降に構築されたと思われる遺構は、土壌が主体である。ただし、全49基を検出したうちの2基は古代に属するものと考えられる。

第1号土壌では、第83図に示した1点を含め、須恵器坏4点、同蓋1点、土師器甕4点の、比較的大きな遺物が出土しており、他の土壌における遺物の出土状況とは様相を異にする。

頁数の都合上、第84図に示したが、本土壌は古代に構築されたものと考えている。第2号住居跡とは直接の重複関係にあるが、土層観察から、本壌が後出するものと判断した。

平面形は不整形だが、規模は大きめで、下方では二段構造になる。この断面形は、井戸跡の上層部分と共通する。古代に属する土壌は他に検出できておらず、あるいは、第3号井戸のように、井戸の掘削途上に放棄されたものとも憶測できる。さらには、断面観察に誤りがあり、第2号住居跡の床下土壌となる可能性も捨てきれない。

また、第2号土壌は、他の土壌に比して平面規模が小さい。第9号掘立柱建物跡の中軸線の延長上約1mに位置し、覆土も、ロームブロック含有の多寡が一部で層状に観察できるなど、どちらかといえば古代の掘立柱建物跡に共通する。

本遺跡における掘立柱建物跡の特徴に、主軸延長線上の至近に1穴を設ける第21号掘立柱建物跡や、第27号掘立柱建物跡に見る主軸延長線での作為、棟持柱掘方が柱列線より突出する傾向があることは、前章同遺構の説明で繰り返し述べた。

これに加え、遺物も、小規模な掘方であるにも関わらず、図示こそできなかったものの、須恵器3点、土師器1点の、他の土壌に比して比較的大きな破片が出土している。

確証はないが、こちらも第21号掘立柱建物跡と類似の掘方配置をとり、第9号掘立柱建物跡と連携し、古代に構築された可能性を考えておく必要がある。

一方、その他の土壌は、G街区の北東からH街区に集中して検出した。これらは覆土、構築法などに共通した特徴を具備しており、同一の目的のもとに、比較的短期間に設けられたものと考えられる。

一群の平面形は、楕円から隅丸長方形を意図し、壙底は、基本的には平坦だが、あまり凹凸を忌諱することはない。中には、片流れの断面形の一方のみを小さく平坦化し、良しとするものもある。

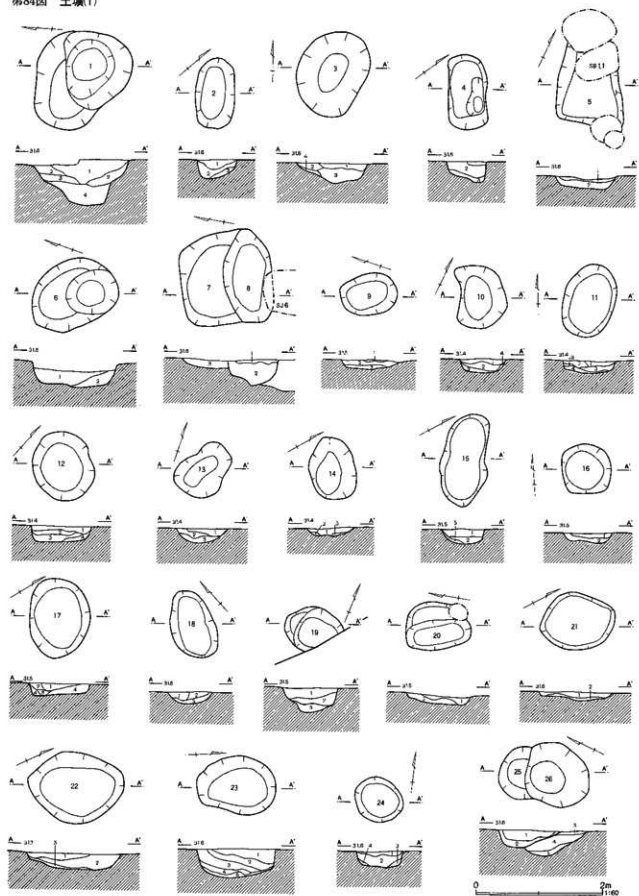
覆土は、黒から暗褐色系土の自然堆積を示すものが主流で、下層ほどに黄色味を増す。堆積密度は粗く、焼土粒子をほとんど含まない。その反面ローム粒子・ブロックの混入は多く、第23号土壌のように、ロームブロックの混入が大量に及ぶものは、一部埋め戻されている可能性もある。

これらの構築期は判然としない。本遺跡周辺の入間坂戸台地における遺構覆土の一般的な特徴からすれば、近世以降に埋没したことは確かだろう。遺物は、14基から須恵器32点、土師器9点が出土している。しかし、すべて極小片で、構築期にともなうものではないと考えられる。

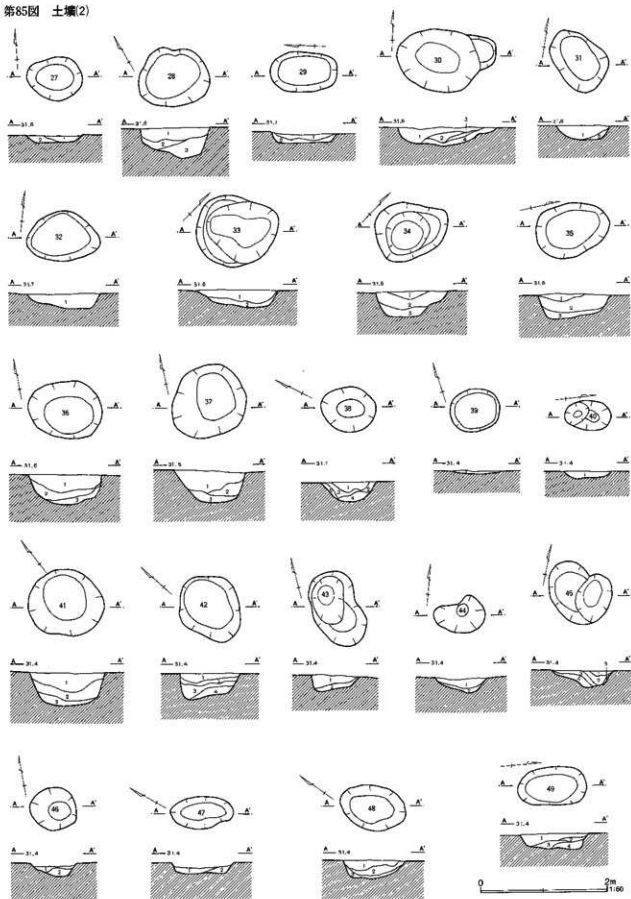
その一方で、戦後の入植にともなって設けられたことが確かな区画溝や、室穴の埋土とも異なる。これらのことから、近世後期から近代にかけてのいずれかに構築された可能性が強い。

土壌構築の目的と用途、さらには群集化の理由については、推し量ることができなかったが、平面・断面形の偏差からすれば、一過性の目的に供されたと判断しても差し支えないだろう。

第84图 土壤(1)



第85圖 土壤(2)



V まとめ

今回の調査では、主なものとして旧石器時代の石器集中区3箇所、奈良・平安時代の竪穴住居跡14軒、掘立柱建物跡33棟、井戸跡5本を検出した。

約9,900㎡の調査域と45,000㎡を対象とした試掘調査によって、後者については遺跡のほぼ全域を検出し尽くしたと考えられる。南西の県道下に一部の遺構がかかるが、大きく広がることは考えられない。

反面、区画整理による造成の程度から考えれば、北方に委いを残さないわけではない。しかし、北面する掘立柱建物跡の配置関係を他遺跡の例に対比すると、遺構の分布は極めてと解して大過ないだろう。

一方、今回の調査では、縄文時代に埋没したと考えられる大谷川の支流にあたる谷を新たに発見した。旧石器時代の石器集中はこれを掘り所として広がっている。古代の遺構とは異なり、狭い谷部にあたる対岸の調査区外にも分布が広がる可能性がある。

調査で発見された石器群は、いわゆる砂川期に属するナイフ形石器群を主体とする。他に「IV層下位」のナイフ形石器や細石刃文化期の所産もいくつか発見されたが、これを凌駕するものではない。

この中で、石器集中1で4点出土した彫器が注目される。このうち3点が集中する母岩類別では1点のナイフ形石器と同属ではないが、4点の分布は7点のナイフ形石器と径2mの範囲に重複している。このようなことから、本遺跡砂川期ナイフ形石器群の一翼を担うものとして認定できるだろう。

これらは、比較的厚手の縦長剥片を用い、打点方向の片側縁を抉るように調整し作業部位を形づくる。いわゆる上ケ屋型の一類型となるだろうが、うち2点の形態的類似までも加味すれば、この集団の中では確立した手法のもと、普遍的に製作されたととれる。

西井は広義の武蔵野台地に分布する砂川期ナイフ形石器を集成している(西井1996)が、そこで扱われた遺跡でも黒曜石を主体とし、複数点の上ケ屋型彫器を伴う例はない。豊富な資料が出土した座間市栗原中丸遺

跡でも同じ特異性が指摘されており(鈴木1984)、以来その性格については留保が続いている。

同遺跡では3,000点を超える同期石器群のなかで10点ほどの出土であり、総200点に満たぬ本遺跡での出土比は、黒曜石原材の比率とともに武蔵野台地の中では極めて異質に見える。

もっとも、第Ⅱ章で述べたとおり、入間・坂戸台地では、北方ほどに石器原材に占める黒曜石の比率が増し、ナイフ形石器も小型化する傾向がある。尖頭器・細石器が主体であるが、大谷川上流域の横田遺跡を中心とする遺跡群(田中1995、西井1995)では、ほとんどの製品が黒曜石で磨かれている。

また、横田遺跡で出土した小型の黒曜石製ナイフ形石器は本遺跡にも通じ、石器集中3では同母岩の3点が至近に出土している。

この点からすれば、本遺跡は大谷川上流域での一般的傾向から大きく逸脱するものではない。むしろ、旧石器時代後期から終末を経て縄文時代早期中葉にいたる、湧水と小流路を基盤とする当地域の生産的優位を示す先かげとして認めることも可能である。

それでもなお、上ケ屋型彫器伴出の特異性は覆うべくもない。現在のところ、本遺跡の出土例が独自のものか、さらに未知なる北方や西方への傾斜の兆しとなるのか判断がつかない。今後の調査例を待って再度検討を加えたい。

一方、奈良・平安時代の集落に関しては、造成による削平を被り、出土遺物に恵まれなかった。少ない出土遺物から判断すると、方位軸を意識しない第8号住居跡の8世紀第2四半期を端緒として、主体は8世紀第3四半期より9世紀半ばにかけての期間に盛衰を経験したと考えられる。

約100m強四方に収まるこれら遺構群の展開は、さらに南群と北群に分けられた。この中で、北群は総25棟の掘立柱建物跡が集中し、さらに二分できる大型住居群を取り囲むように分布している。結果として建物の

群が南に開く「E」字や、「コ」の字を重ね合わせたような配置に見える。

しかし、少ない資料だが、遺物から見た各遺構の時期判定は、掘立柱建物跡の掘方と堅穴住居跡の覆土に含まれる遺物の論理的な時間差を差し引いても、「コ」の字配置など、あざやかな変遷を否定している。ただし、全てにわたってこれを行えるわけでもなく、検討の余地を残している。

第6号掘立柱建物跡と第19号掘立柱建物跡など、桁行きの長い建物の位置と、第7号掘立柱建物跡や第14号掘立柱建物跡の渠行きが大きい建物の配置関係、そして、拡張を繰り返す大型住居跡群の集中化などからすると、北群の諸遺構は北西の側柱建物、主たる長大建物、大型住居跡の少なくとも1軒、井戸跡の四者が基軸となり展開していたと考えられる。

ここで、全体の遺構分布に視野を広げ、対立する東西の二群を見ると、西の一群が遺構北群でも中央に選地していることがわかる。また、北群の東西で最大の規模を持つ大型住居跡では、第6号から第3号への変遷がたどれる。

いざさか強引だが、西の一群のみが当初主体として設定され、東の一群は西の事情変化に伴い行われた主要建物群の移動の結果だと考えられる。このような主要建物の変転の中で、定められた空間に必要に応じて堅穴住居や建物が追加・廃棄されたのだろうが、具体的な共時関係は確定できなかった。

ともあれ、堅穴住居跡、掘立柱建物跡のこのような遺構比率や、限られた建物域の設定などは、本遺跡の北方僅か300m程に隣接する若葉台遺跡群と共通している。四面庇建物など、北東の特殊建物群は別としても、西側に広がる諸遺構群と、本遺跡のそれは直接的な関係の中で盛衰しているはずである。

掘立柱建物跡群を主要建物とする若葉台遺跡群の最盛期は8世紀第3四半期とされている(齊藤1994)。本遺跡の本格的胎動はその最中にある。

短絡的に考えれば、本遺跡の成立は同遺跡群からの分立を契機としているととれる。だが、これらを証明

する直接の根拠は見いだせなかった。ただし、本遺跡は若葉台遺跡群の南の至近にあるだけでなく、多くの建物配置の基軸が近似している。

試しに、遺跡の東の限界を磁北に近い角度で延長すると、同遺跡群南の東側遺構限界に重なる。また、同じように西の限界を延長すれば、同遺跡群の掘立柱建物跡群と重なることなく南北に貫くことができる。さらに、この二線は、北東の特殊建物群5棟を除く主たる掘立柱建物跡の分布域である東西300m強を3等分割する線にもなり得るのである。

これは、単なる偶然であるかも知れない。しかし、富士見一丁目遺跡は、若葉台遺跡群のまさしく真南に存在することも確かである。「中」の墨書は、あるいは本遺跡の位置関係を反映したものかも知れない。

そしてもう一つ、先人は、特段の事情がない限り、たとえ地表で判別できずとも、適正な地山を見極め、遺構を構築することを、我々は発掘調査の経験から知っている。

ところが、本遺跡の遺構南群は埋没谷の直上にまで進出していた。北に安定した洪積台地が広がるにも関わらず、埋没谷を含めた範囲を選択した。

ここに、集落展開の制約を認め、本遺跡を目安に東西方向の基軸線を意識することも可能である。縦横の基軸線が当を得たものだとするならば、町を単位とした敷地の割り振りが意識的に行われたことになる。西遺跡の立地する、既成の利害に遠い台地中の山林なればこそ振るえる采配でもある。

いづれにせよ、これらの仮定の当否を決するには、母なる村にあたると思われる若葉台遺跡群の詳細な、そして構造的な検討が必要である。その過程の中でこそ、本遺跡の性格もより一層つまびらかにされるはずである。

とはいうものの、報告時までには既出の諸説に加える所見を見いだすことかなわなかった。須恵質不明土製品や大型住居跡における補助柱穴の用途とともに、今後も調査を継続したい。

引用・参考文献

- 岩瀬 謙 1985 『鶴ヶ丘 (E区)』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第45集
- 大谷 徹 1991 『宮町遺跡-1-』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第96集
- 岡本健一 1993 『谷津/二反田/下向山』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第131集
- 加藤恭朗 1981 『勝呂廃寺』坂戸市教育委員会
- 加藤恭朗他 1987 『附島遺跡』坂戸市教育委員会
- 加藤恭朗・北塚彰男・柳楽 理 1987 『古代のさかど』坂戸市教育委員会
- 加藤恭朗・北塚彰男・柳楽 理 1989 『勝呂廃寺』坂戸市遺跡発掘調査団
- 加藤恭朗 1995 『若葉台遺跡』若葉台遺跡発掘調査報告書Ⅲ 坂戸市遺跡発掘調査団
- 小泉 功 1994 『五畑東 (第二次・三次) 調査報告書』川越市遺跡調査会第17集 川越市教育委員会 川越市遺跡調査会
- 埼玉県教育委員会 1994 『埼玉県埋蔵文化財調査年報』平成5年度
- 斉藤 稔・加藤恭朗他 1983 『若葉台遺跡シンポジウム』鶴ヶ島市教育委員会 若葉台遺跡発掘調査団
- 斉藤 稔 1994 『一天狗遺跡-N地点発掘調査報告書』鶴ヶ島市遺跡調査会
- 斉藤 稔 1995 『仲道楽山遺跡 (1-4次) 俗称金塚 かな古墳』鶴ヶ島市教育委員会 鶴ヶ島市遺跡調査会
- 酒井清治 1987 『窪・郡寺・郡家』『埼玉の考古学』新人物往來社
- 鈴木次郎 1984 『栗原中丸遺跡』神奈川県立埋蔵文化財センター調査報告3
- 高橋一夫 1982 『埼玉県古代寺院跡調査報告書』埼玉県史編纂室
- 立石盛詞 1989 『御伊勢原』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第79集
- 田中英司 1984 『砂川型式石器群の研究』『考古学雑誌』第69巻第4号 日本考古学会
- 田中英司 1995 『向山/上原/向原』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第155集
- 田中英司 1995 『横田遺跡』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第163集
- 田中 信 1996 『川越市埋蔵文化財発掘調査報告書 (X I)』川越市教育委員会
- 富田和夫 1992 『稲荷前遺跡 (A区)』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第120集
- 富田和夫 1994 『稲荷前遺跡 (B・C区)』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第145集
- 鳥羽政之 1997 『北武蔵における律令期集落の検討』『埼玉考古』第33号 埼玉考古学会
- 長岡聡司 1996 『川越市霞ヶ関遺跡の調査』『埋文さいたま』第25号 埼玉県埋蔵文化財センター
- 西井幸雄 1995 『榑戸/新山/向山/青柳/光山遺跡群』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第154集
- 西井幸雄 1995 『西久保/金井上』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第156集
- 西井幸雄 1996 『栗屋/尻沼/中台』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第171集
- 早川由利子 1995 『川越市東下川原遺跡発掘調査報告書』東下川原遺跡調査会
- 昼間孝志 1989 『金井遺跡』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第86集
- 昼間孝志 1991 『塚の越遺跡』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第101集

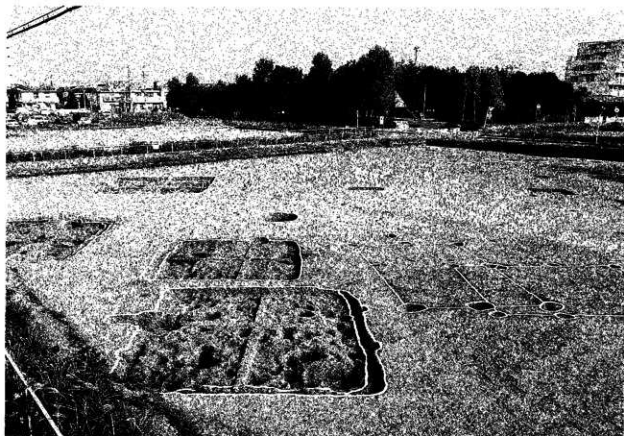
写真图版



航空写真(南西から)



航空写真(南から)



大型住居跡群



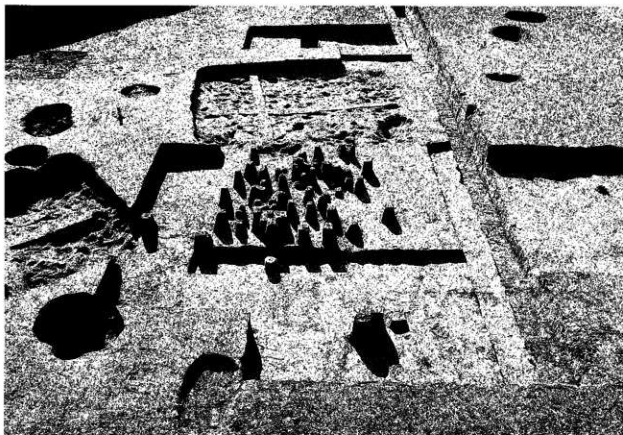
北面獨立柱建物跡群



F区遺構群(北東調査区)



埋没谷



石器集中1



同出土状況



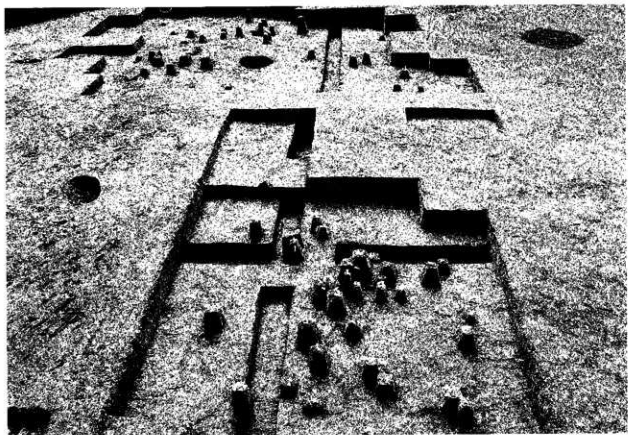
同出土状況



同出土状況



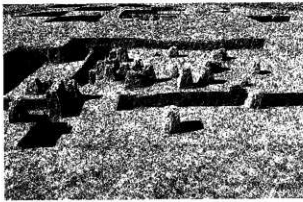
同出土状況



石器集中 2



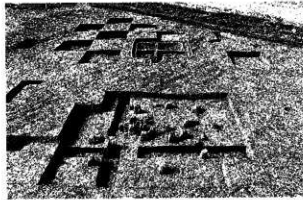
同出土状況



同出土状況



同出土状況



同出土状況



石器集中 3



同出土状況



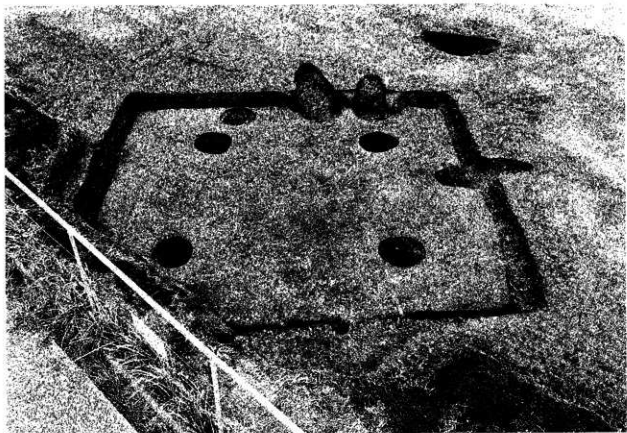
同出土状況



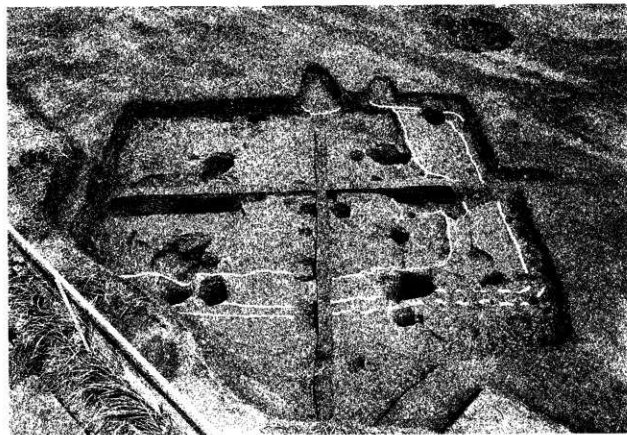
同出土状況



同出土状況



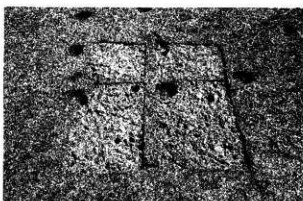
第3号住居跡



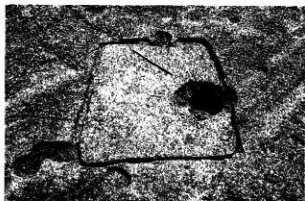
第3号住居跡床下



第1号住居跡



第1号住居跡床下



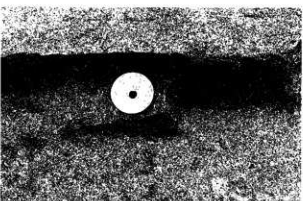
第2号住居跡



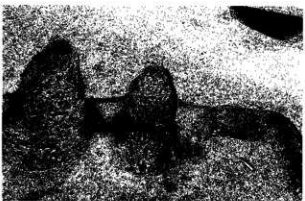
第2号住居跡床下



第3号住居跡紡錘車出土状況



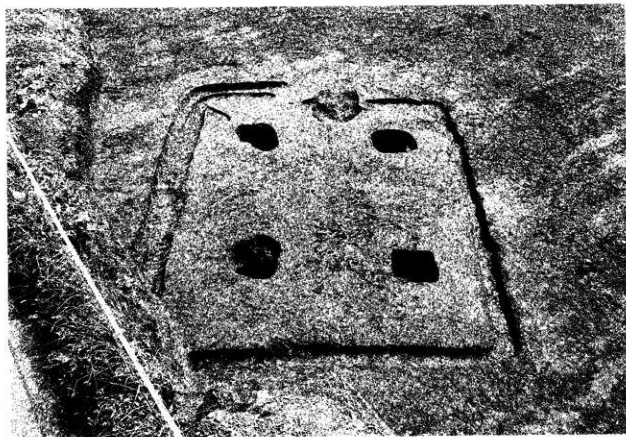
第3号住居跡不明土製品出土状況



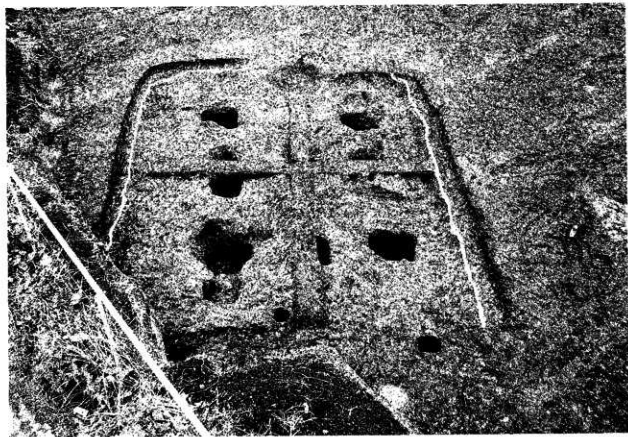
第3号住居跡カマド周辺



第4号住居跡帯金具出土状況



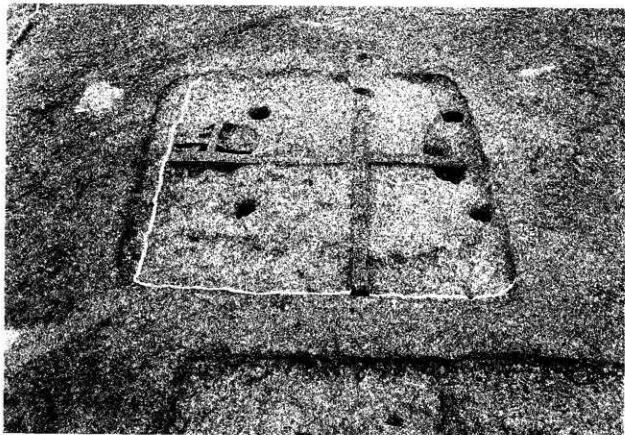
第4号住居跡



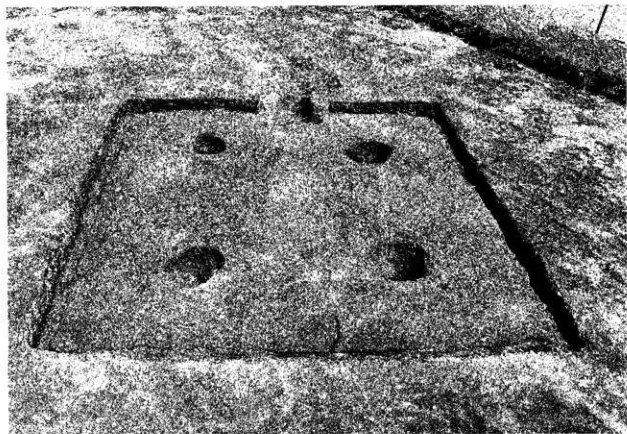
第4号住居跡床下



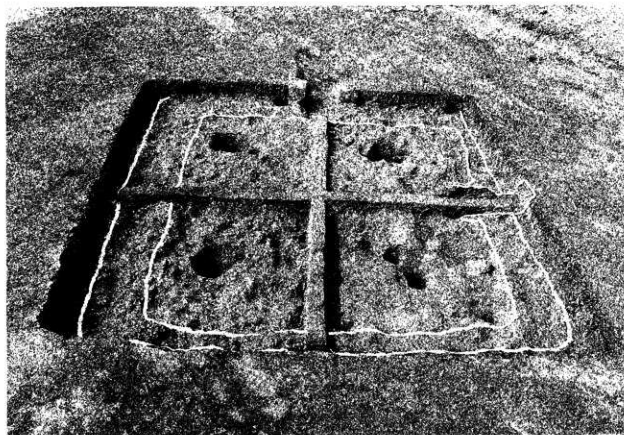
第5号住居跡



第5号住居跡床下



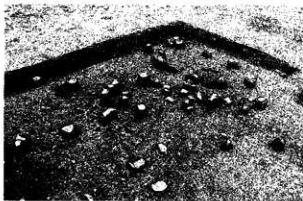
第6号住居跡



第6号住居跡床下



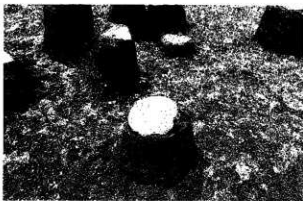
第 6 号住居跡遺物出土状況



第 6 号住居跡遺物出土状況



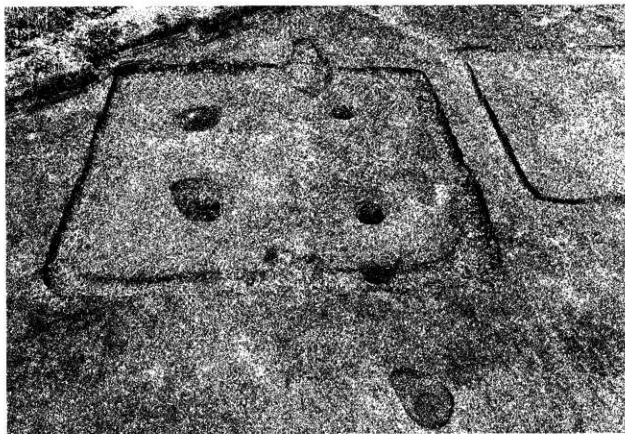
第 6 号住居跡不明土製品出土状況



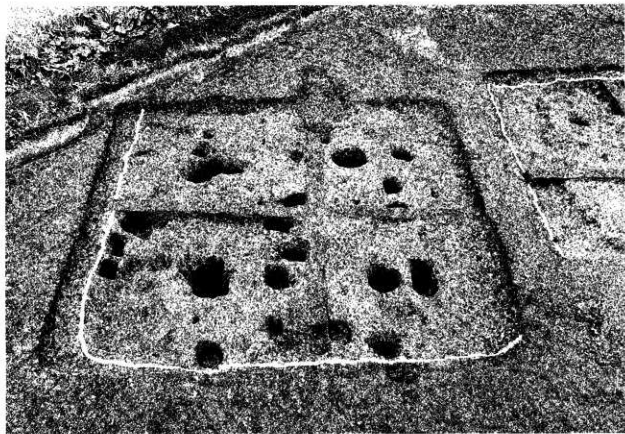
第 6 号住居跡須恵器坏出土状況



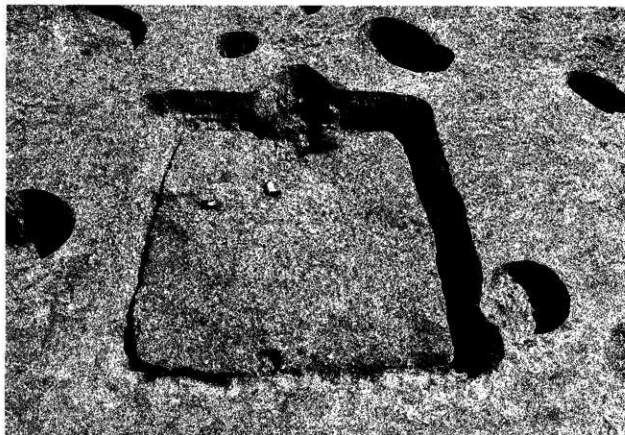
第 6 号住居跡土師器坏出土状況



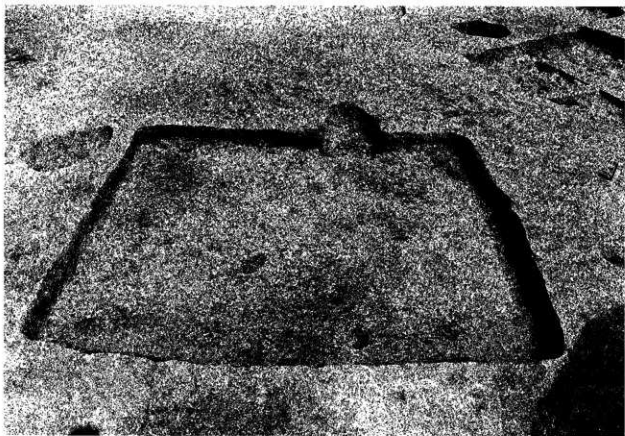
第7号住居跡



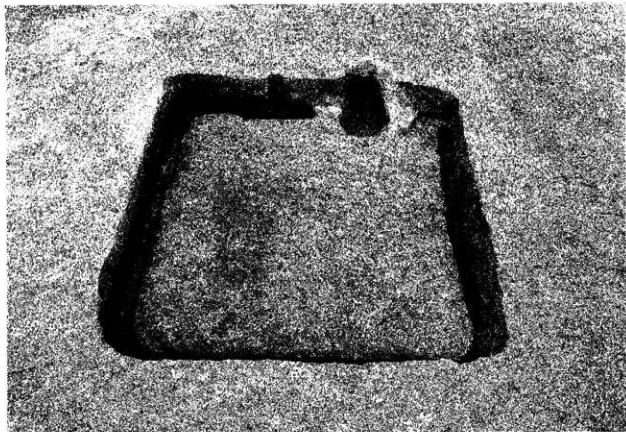
第7号住居跡床下



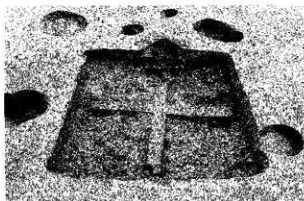
第8号住居跡



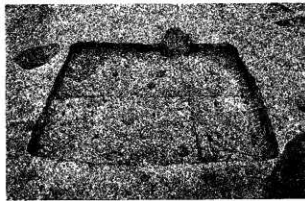
第9号住居跡



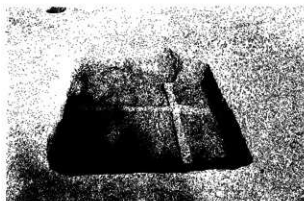
第10号住居跡



第8号住居跡床下



第9号住居跡床下



第10号住居跡床下



第11号住居跡



第12号住居跡



第13号住居跡